

令和6年度

市川市じゅんかん白書

まち
—資源循環型都市づくり—



出前授業（小学校）



出前授業（小学校）

し 川 市

目 次

第Ⅰ部 資源循環型の都市いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市いちかわを目指して

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1節 資源循環型社会の形成 | 3 |
| 1. 資源循環型社会の基本原則 | 3 |
| 第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”の策定 | 3 |
| 1. 市民による資源循環型の都市を目指した廃棄物処理計画の策定 | 3 |
| 2. 目指すべき将来像と基本方針 | 5 |
| 3. 数値目標と目標を達成するための施策 | 6 |
| 第3節 数値目標の達成状況と今後の課題 | 11 |
| 1. 1人1日当たりの排出量の削減 | 11 |
| 2. 資源化率の向上 | 12 |
| 3. 焼却処理量の削減 | 13 |
| 4. 最終処分量の削減 | 14 |
| 5. 生活排水処理率の向上 | 15 |

第Ⅱ部 令和5年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1節 普及啓発事業の推移 | 19 |
| 第2節 市民・事業者・行政による取り組み..... | 21 |
| 1． 集団資源回収..... | 21 |
| 2． ごみ減量化・資源化協力店 | 24 |
| 3． 廃棄物減量等推進審議会 | 25 |
| 4． 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー） | 26 |
| 5． 清掃行政協力者表彰..... | 27 |
| 6． コンポスト容器等購入費補助制度 | 28 |
| 7． フードドライブ..... | 28 |
| 8． 在宅医療廃棄物の適正処理 | 28 |
| 第3節 行政からの情報発信 | 29 |
| 1． 「ごみ分別ガイドブック」の配布 | 29 |
| 2． 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布 | 29 |
| 3． ホームページ・広報誌等による情報発信 | 29 |
| 第4節 環境学習 | 30 |
| 1． 出前説明会..... | 30 |
| 2． 施設見学者の受入れ..... | 31 |

第2章 ごみ処理事業

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 ごみ処理事業の推移 | 35 |
| 第2節 ごみの排出量・処理量 | 37 |
| 1. ごみの排出量 | 38 |
| 2. ごみの組成 | 40 |
| 3. クリーンセンターにおけるごみの中間処理量 | 43 |
| 4. ごみの最終処分量 | 43 |
| 5. 資源化量と資源化率 | 44 |
| 第3節 ごみ収集・運搬 | 45 |
| 1. 収集運搬体制 | 45 |
| 2. 家庭ごみの分別収集 | 45 |
| 3. ごみ集積所・収集車両等 | 48 |
| 4. 家庭系ごみの指定袋制 | 49 |
| 5. 大型ごみの有料収集 | 50 |
| 6. 有害ごみの収集 | 50 |
| 第4節 ごみ処理・処分・資源化 | 51 |
| 1. クリーンセンターにおけるごみの中間処理 | 51 |
| 2. ごみの最終処分 | 57 |
| 3. 資源物の資源化 | 58 |
| 第5節 事業系一般廃棄物対策 | 60 |
| 1. 事業系一般廃棄物の適正処理 | 60 |
| 2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み | 62 |
| 第6節 不法投棄の防止 | 63 |
| 第7節 動物（犬・猫等）の死体処理 | 64 |

第3章 生活排水処理事業

| | |
|--------------------------|----|
| 第1節 生活排水処理事業の推移 | 67 |
| 第2節 生活排水処理事業の概要 | 69 |
| 第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬 | 71 |
| 1. し尿収集運搬..... | 71 |
| 2. 浄化槽汚泥収集運搬..... | 71 |
| 第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分 | 72 |
| 1. 市川市衛生処理場の施設概要 | 72 |
| 2. 処理方法..... | 72 |
| 第5節 浄化槽の設置・管理 | 74 |
| 1. 浄化槽の清掃..... | 74 |
| 2. 合併処理浄化槽への転換促進 | 75 |

第4章 環境美化事業

| | |
|--------------------------|----|
| 第1節 環境美化事業の概要 | 79 |
| 第2節 雑草除去 | 79 |
| 第3節 害虫駆除等 | 80 |
| 第4節 土砂等の埋立て等に関する規制 | 80 |
| 第5節 江戸川クリーン大作戦 | 81 |

第5章 予算・決算・原価

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 予算及び決算 | 85 |
| 1. 歳入（令和5年度） | 85 |
| 2. 歳出（令和5年度） | 85 |
| 第2節 ごみ処理原価 | 87 |
| 1. 原価計算手法の移行について | 87 |
| 2. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費（令和4年度） | 88 |
| 第3節 し尿処理原価 | 90 |
| 1. し尿処理原価（令和4年度） | 90 |

<参考資料>

| | |
|--------------------------|-----|
| ◆ 令和6年度一般廃棄物処理実施計画 | 93 |
| ◆ 市勢と廃棄物事業のあゆみ | 118 |
| ◆ 環境部の組織 | 128 |

第Ⅰ部 資源循環型の都市いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市いちかわを目指して

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1節 資源循環型社会の形成..... | 3 |
| 1. 資源循環型社会の基本原則 | 3 |
| 第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”の策定..... | 3 |
| 1. 市民による資源循環型の都市を目指した廃棄物処理計画の策定..... | 3 |
| 2. 目指すべき将来像と基本方針 | 5 |
| 3. 数値目標と目標を達成するための施策 | 6 |
| 第3節 数値目標の達成状況と今後の課題 | 11 |
| 1. 1人1日当たりの排出量の削減 | 11 |
| 2. 資源化率の向上..... | 12 |
| 3. 焼却処理量の削減..... | 13 |
| 4. 最終処分量の削減..... | 14 |
| 5. 生活排水処理率の向上 | 15 |

まち 第1章 資源循環型の都市いちかわを目指して

第1節 資源循環型社会の形成

1. 資源循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処分を行うという施策を充実・展開していくことが必要となっています。

資源循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会で、廃棄物処理の基本原則があります。

＜三つの基本原則＞

- ① 「廃棄物の発生抑制」 = 何よりもまず「ごみを出さない」
- ② 「循環的な利用」 = 出たごみは「できるだけ資源として使う」
- ③ 「適正な処分」 = どうしても循環利用できないごみは「適正に処分する」

第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”的策定

まち

1. 市民による資源循環型の都市を目指した廃棄物処理計画の策定

これまでの本市の廃棄物行政は、人口増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理や処理施設の建設、収集体制の整備など、出された後の処理が廃棄物行政の主な課題でしたが、廃棄物行政の目的が循環型社会の形成に重点をおいたものに変遷しつつあることを踏まえ、平成14年3月に平成23年度までの10年間を計画期間とする「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を策定しました。（※じゅんかんプラン21は、ごみ処理編と生活排水処理編で構成される。）

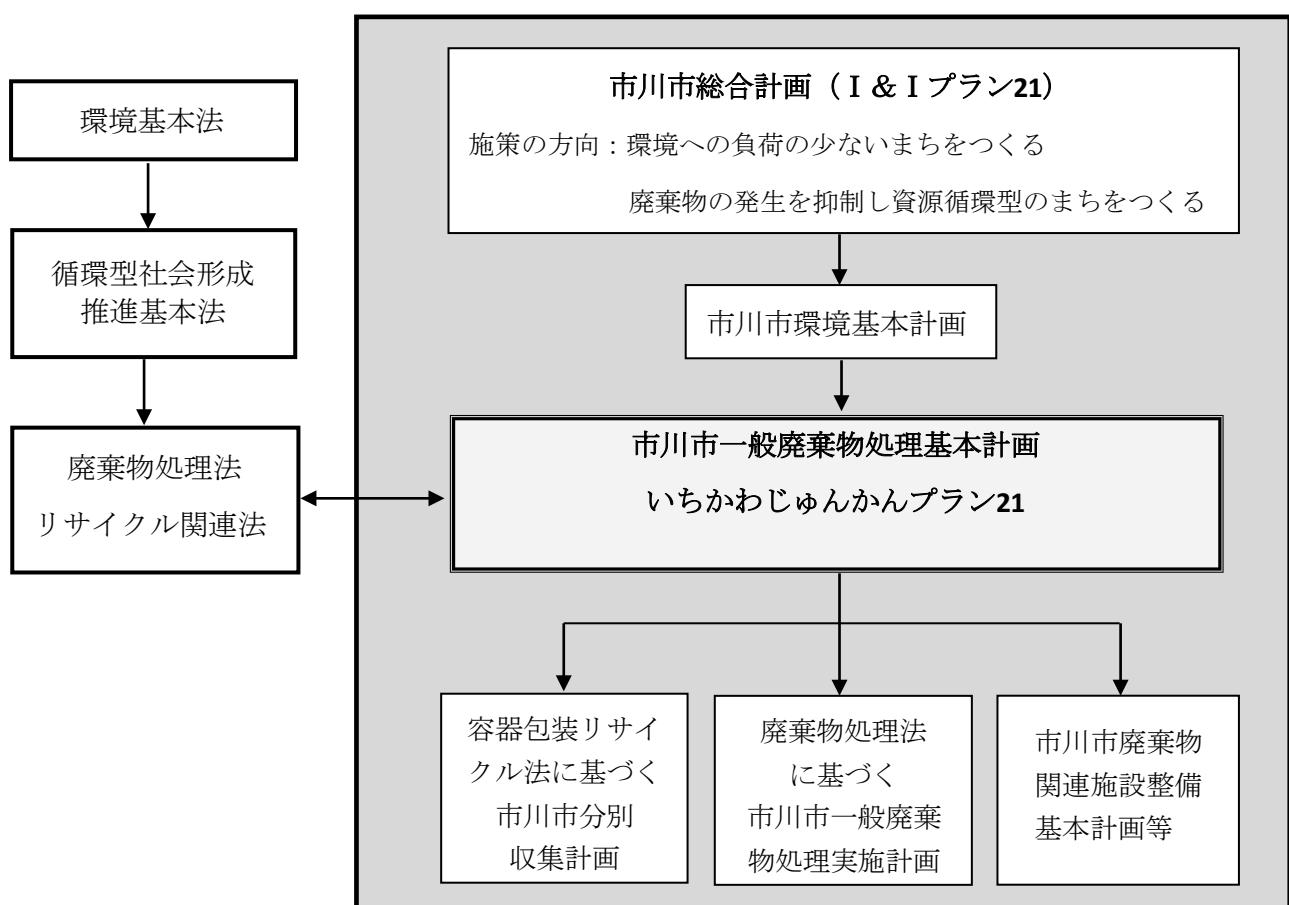
この計画では、『資源循環型都市いちかわ』を目指すべき将来像として掲げ、ごみ処理の分野においては、家庭ごみの12分別収集の導入、マイバッグ運動の展開、余熱利用の整備など様々な取り組みを進めてきたほか、生活排水処理の分野においても、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及の促進により適正処理の拡大を図ってきました。

その後、平成21年9月、平成27年5月に、環境保全や協働の理念に加え、ごみ処理における経済性や安定性も重視した計画とし、クリーンセンターの延命化や収集運搬体制の見直し等に取り組んできたところです。

さらに、令和5年4月には、前回の計画改定から8年が経過したことや、令和4年2月に本市が令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明したことを踏まえ、市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（ごみ処理編）を改定しました。新計画においては、施策の実施状況や数値目標の達成状況、人口や財政状況といった本市の廃棄物行政を取り巻く社会経済状況の変化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムの形成等を考慮した上で、クリーンセンターの老朽化やごみ焼却灰等の最終処分先の確保といったごみ処理の課題へ対応し、ごみ減量・資源化をさらに推進していくこととしています。

また、生活排水処理に関しては、汚水の適正処理を推進するための手法を定めた「市川市汚水適正処理構想」が平成28年3月に策定されたことから、今後の生活排水処理の方向性に基づき、計画の見直し作業を行い、平成31年3月に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（生活排水処理編）を改定しました。

じゅんかんプラン21の位置付け



2. 目指すべき将来像と基本方針

(1) 目指すべき将来像

本市の総合計画「I & I プラン21」では、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：令和7年）を目標年度と定め、その基本構想の中で「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまちいちかわ」を掲げ、将来都市像を実現するための施策の方向の一つとして「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまち」をつくることを定めています。

じゅんかんプラン21では、総合計画の理念をもとに、本市の廃棄物行政が目指す将来像を次のとおり掲げます。

■ 目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

本市では、市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

(2) 基本方針（※ごみ処理に関するもの）

基本方針1 ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制します。

基本方針2 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進

精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進します。

基本方針3 環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

持続可能な社会づくりに貢献する、環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指します。

基本方針4 市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

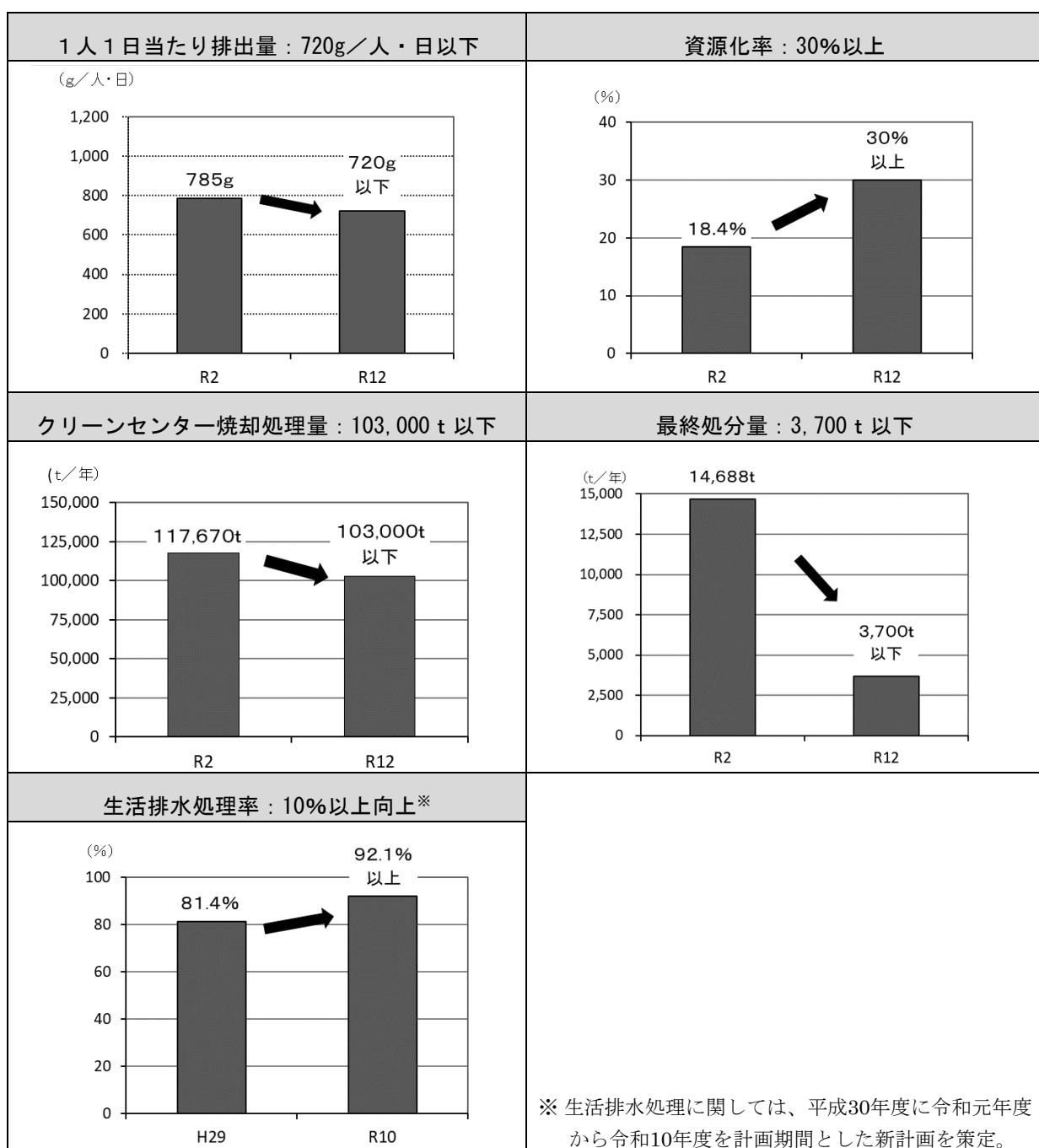
市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

3. 数値目標と目標を達成するための施策

(1) 数値目標

令和5年に改定した「いちかわじゅんかんプラン21」では、ごみ処理に関して、ごみ量の将来推計及びごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえた、令和12年度を目標年次とした数値目標を設定しています。

また、生活排水処理に関するところでは、生活排水の適正な処理を推進し水環境を保全するために、平成29年度の実績値を基準とし、令和10年度を目標年次とした具体的な数値目標を設定しています。



* 生活排水処理に関しては、平成30年度に令和元年度から令和10年度を計画期間とした新計画を策定。

(2) 重点的に取り組む事項

① 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。

- ・市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実
- ・地域における顔の見える啓発活動
- ・転入者への分別方法の周知

② 食品ロスの削減

食べ残し等の食品ロスの削減水切りや堆肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進めます。

- ・生ごみの水切りの促進
- ・生ごみの堆肥化・減容化の推進

③ プラスチックごみの削減

環境負荷を軽減するため、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進します。

④ リユースの促進

リユース文化の普及・啓発やリユースショップの活用により、リサイクルよりも取り組みの優先順位の高いリユースの促進を図ります。

- ・リユース文化の普及・啓発
- ・リユースショップ等の活用促進

⑤ 経済的手法の活用

ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度の導入の検討を継続していきます。

- ・家庭ごみ有料化制度の導入の推進

⑥ 事業系ごみの減量・資源化対策

事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。

- ・排出事業者に対する広報・啓発・指導の強化
- ・小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援

⑦ 新たな資源化品目の検討（バイオマスの利活用の促進等）

さらなる資源化の促進に向けて、新たな分別・資源化品目を検討します。

⑧ 高齢者等世帯ごみ出し支援

高齢化社会等に伴い、ごみ出しが困難な世帯が増加していることから、高齢者等世帯へのごみ出し支援体制を強化します。

⑨ エネルギーの地産地消

これまで利用先が特定されていなかった廃棄物発電等、地域内で発生した再生可能エネルギーについて、地域内での有効活用を図ります。

⑩ 不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみ減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

- ・未然防止対策の強化
- ・ルール違反ごみへの対応の厳格化
- ・不法投棄の防止

⑪ 効率的な収集体制の推進

社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、ごみの減量・資源化の促進を図るとともに、ごみの排出量等を考慮した効率的な収集体制を推進します。

⑫ クリーンセンターの建替え

将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、稼動後約30年を経過したクリーンセンターの建替えを進めます。

⑬ 災害時におけるごみ処理体制の強化

市川市災害処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制を強化します。

(3) 具体的施策

いちかわじゅんかんプラン21では、ごみ処理に関する施策を5つのプランで構成し、具体的な施策を進めています。

また、生活排水処理に関しても、生活排水の適正処理の拡大に向けて施策を進めています。

<ごみ処理に関する5つのプラン>

| |
|-------------------------------|
| ■発生抑制・排出抑制プラン |
| (1)ライフスタイルの変革によるごみ減量 |
| (2)生ごみの減量 |
| (3)リユースの促進 |
| (4)事業系ごみの減量 |
| (5)経済的手法の活用 |
| ■循環的利用プラン |
| (1)分別の徹底に向けた広報・啓発の強化 |
| (2)資源回収の拡大 |
| (3)事業系ごみの資源化 |
| (4)製造・販売事業者による再資源化 |
| (5)熱回収と余熱利用の推進 |
| ■収集運搬プラン |
| (1)家庭ごみの分別収集体制の見直し |
| (2)不適正排出対策の強化 |
| (3)排出者責任に基づく事業系ごみの収集運搬体制の確立 |
| (4)不法投棄の防止と環境美化の推進 |
| ■適正処分プラン |
| (1)将来的なごみ処理施設の検討・整備 |
| (2)中間処理施設の管理・運営 |
| (3)最終処分体制の整備 |
| (4)緊急時におけるごみ処理体制の整備 |
| (5)処理困難物・有害廃棄物対策 |
| (6)広域連携・新技術の調査研究 |
| ■市民参加・情報共有プラン |
| (1)ごみ処理行政への市民参加・3Rに関する環境学習の推進 |
| (2)ごみ処理に関する情報共有の推進 |

(4) 令和5年度の主な事業内容

いちかわじゅんかんプラン21に基づき、令和5年度は主に以下の事業について実施しました。

| | | 主な事業内容 | 該当ページ |
|------|--------------|---|--|
| ごみ処理 | 発生抑制・排出抑制プラン | <ul style="list-style-type: none"> - ごみ減量化・資源化協力店 - コンポスト容器等購入費補助制度 - フードドライブの開催 | 24 28 28 |
| | 循環的利用プラン | <ul style="list-style-type: none"> - 集団資源回収団体及び資源回収業者への支援 - 生ごみ（調理くず）の活用 - 余熱利用施設の整備、運営 - 事業系一般廃棄物の適正処理等の推進 | 21～23 28 56 60 |
| | 収集運搬プラン | <ul style="list-style-type: none"> - 資源物とごみの分別収集の実施 - 家庭系ごみ指定袋制の実施 | 45 49 |
| | 適正処分プラン | <ul style="list-style-type: none"> - 適正な中間処理、最終処分の実施 - 有害物質の発生抑制 | 51～59 53～54 |
| | 市民参加・情報共有プラン | <ul style="list-style-type: none"> - ジュンカんパートナー制度 - 清掃行政協力者表彰の実施 - ジュンカん白書の発行 - ホームページ、広報による情報発信 - 分別ガイドブック、チラシの配布 - 出前説明会の実施 - ごみ、リサイクル施設見学会の実施 | 26 27 29 29 29 30 31 |
| | 生活排水処理 | <ul style="list-style-type: none"> - し尿及び浄化槽汚泥の適正処分 - 合併浄化槽への転換促進 | 72 75 |

第3節 数値目標の達成状況と今後の課題

1. 1人1日当たりの排出量の削減

$$1\text{人}1\text{日当たりの排出量} = \frac{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{行政人口} (\text{各年10月1日現在}) \times \text{年間暦日数}}$$

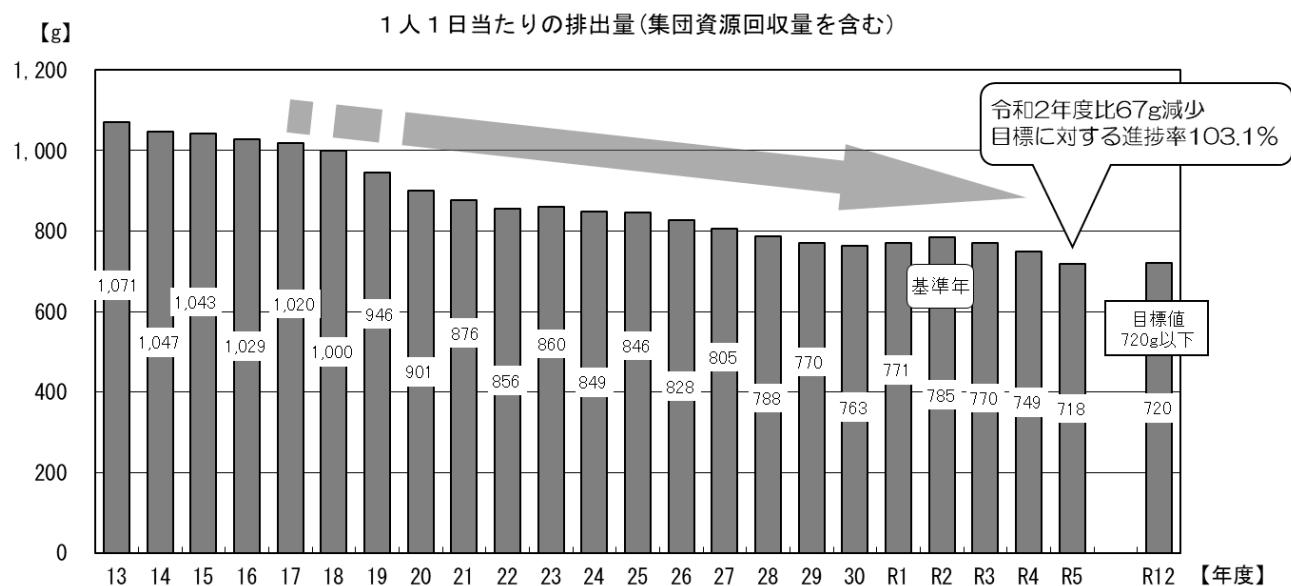
(1) 達成状況

市民1人1日当たりのごみ排出量は、緩やかな減少傾向にあり、令和5年度は前年度から31g減少し718gとなりました。

ごみと資源物の分別収集の実施は、排出量の削減に直接つながるものではありませんが、ごみ問題に関する市民意識が向上し、排出量の削減にも好影響を与えていていると考えられます。

令和元年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみの排出量はわずかながら増加傾向にありました。令和4年度以降は漸減傾向にあります。

引き続きごみの減量化に向けて、今後の推移に注意が必要です。



※ 他自治体から受け入れた一般廃棄物は含まれていません。

※ 行政人口は常住人口（各年10月1日現在）としています。

(2) 今後の課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最も優先されるべき取り組みは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。

特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、さらなるごみ削減に向けた施策を進めていく必要があります。

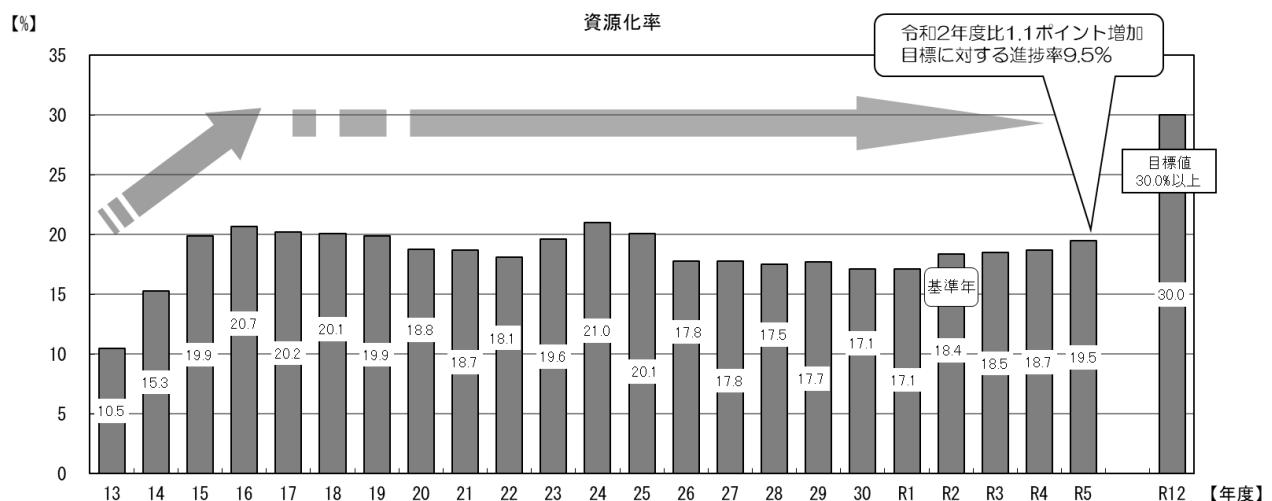
2. 資源化率の向上

$$\text{資源化率} = \frac{\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}$$

(1) 達成状況

資源化率は平成14年10月からの家庭ごみの12分別収集の導入により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類及びプラスチック製容器包装類を分別収集した効果により、15年度は約20%に上昇しました。

しかし、平成17年度以降は資源物の回収量の減少に伴い下降傾向にあり、目標値との乖離が大きい状況ですが、近年は焼却灰の再資源化量の増加等に伴う上昇が見られるようになり、令和5年度は、前年度と比較し0.8ポイント上昇し、19.5%となりました。



※ 平成22年度より資源化量の集計方法を精査し、年間資源収集量について中間処理残渣等を除いた引渡し量ベースとしました。

※ 上記量は市川市相当分（他市町村等から受け入れた量を除き、搬出した量を加えた計算値）を表しています。

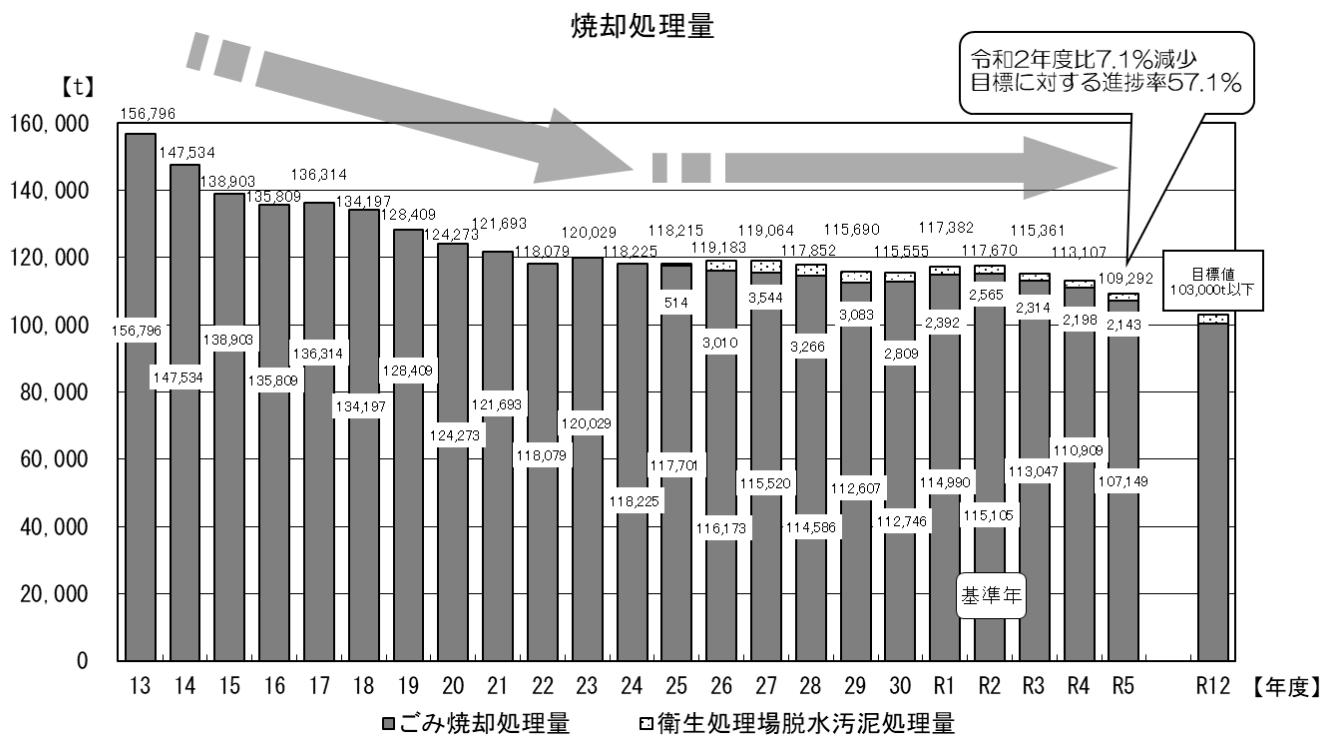
(2) 今後の課題

資源化率の実績の推移や数値目標との差を考えると、ごみと資源物の分別収集を継続するだけでは数値目標を達成することは困難な状況にあります。そこで、再度分別排出の周知徹底を図るとともに、今後は資源化を進めるための新たな取り組みを進めていく必要があります。

3. 焼却処理量の削減

(1) 達成状況

焼却処理量は、平成13年度をピークにして減少傾向にあります。令和5年度には109,292 tとなり、前年度と比較すると3,815 t 減少しました。



- ※ 焼却処理量は処理施設への搬入量をベースとした数値。
- ※ 上記量は市川市相当分（他市町村等から受け入れた量を除き、搬出した量を加えた計算値）を表しています。
- ※ 平成25年度以降は、衛生処理場から受け入れた脱水汚泥に由来する量も含まれています。

(2) 今後の課題

平成19～22年度はごみ排出量の減少に伴い焼却処理量も大きく減少していましたが、平成23年度以降は横ばい傾向が続いている。

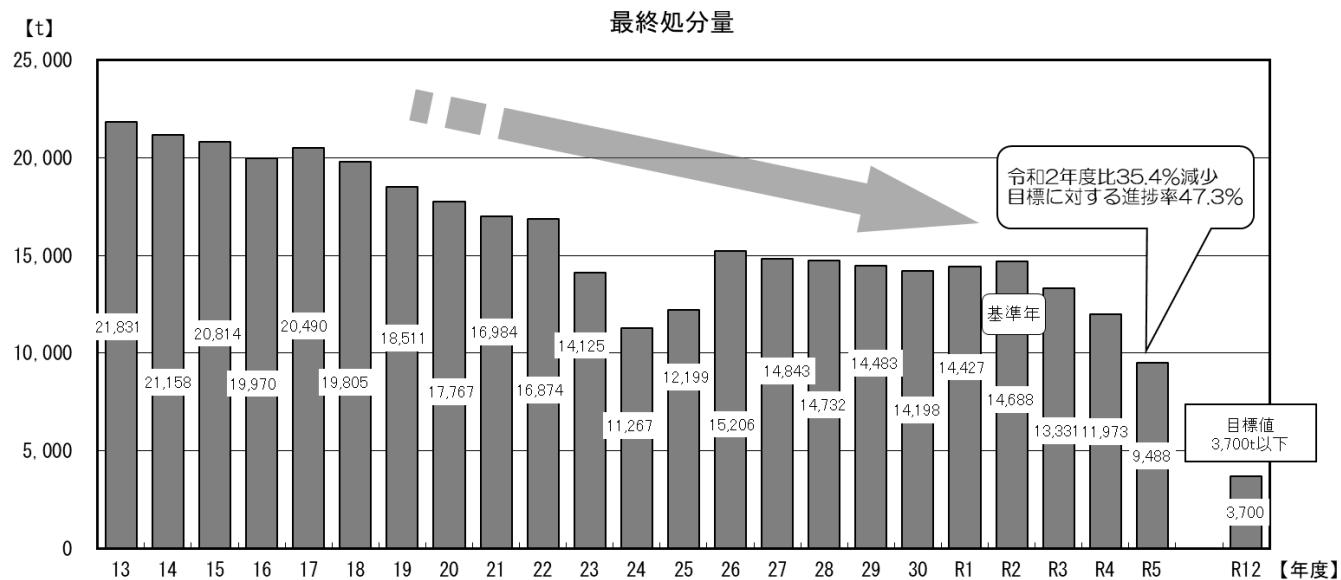
また、令和元年度末以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により増加していたごみの量は、令和4年度以降やや減少していますが、引き続きごみの発生抑制と資源の分別排出を進め、焼却処理量の削減につなげていく必要があります。

4. 最終処分量の削減

(1) 達成状況

最終処分場に埋立処分する焼却灰と不燃物の破碎残さの量（最終処分量）は、平成13年度をピークとして緩やかな減少傾向を示し、平成23年度には焼却灰再資源化量の増加により大幅に減少しました。

令和5年度は9,488 tで、前年度と比較して2,485 t減少しました。



※ 上記量は市川市相当分（他市町村等から受け入れた量を除き、搬出した量を加えた計算値）を表しています。

※ 平成25年度からは、衛生処理場から受け入れた脱水汚泥に由来する量も含まれています。

(2) 今後の課題

本市は、市内に最終処分場を有しておらず、他市にある民間の最終処分場に焼却灰等の埋立を依存していることから、最終処分量の削減は本市にとって大きな課題であります。

今後は、ごみの発生抑制や分別排出による資源化をより一層進めるとともに、焼却灰の資源化の拡大など、施設処理段階において最終処分量を減らす方策を実施していく必要があります。

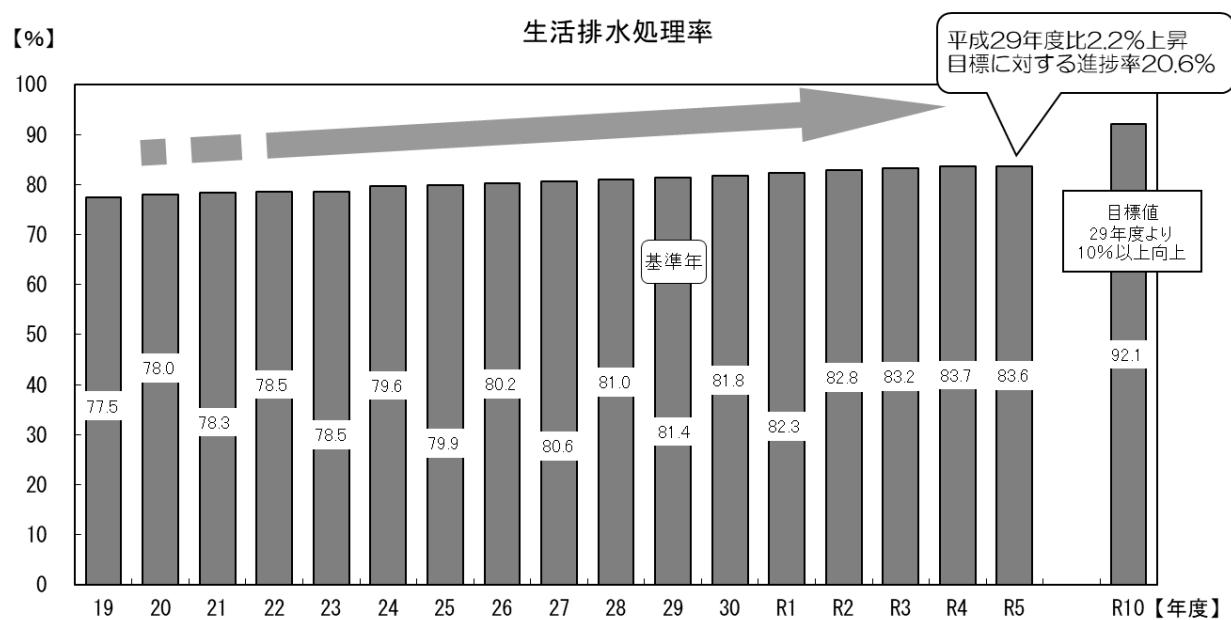
5. 生活排水処理率の向上

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口} \text{ (各年度末現在)}}$$

(1) 達成状況

公共下水道整備地域の拡大や合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率は緩やかな上昇傾向にあります。

令和5年度の生活排水処理率は、前年度比0.1ポイント減の83.6%で、平成29年度と比較して2.2ポイント上昇しています。



(2) 今後の課題

生活排水処理率は緩やかな上昇傾向にありますが、現状では、東京都や浦安市と比較すると低水準となっています。

また、未だにし尿収集世帯と単独処理浄化槽世帯を合わせて約8万人分もの生活雑排水が未処理のまま放流され、河川や海域の水環境に大きな負荷を与えている現状にあります。

現在、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽による処理世帯が生活雑排水の未処理世帯の大半を占めていることから、これらの世帯への対策が重要といえます。

そのため、公共下水道整備を着実に進め下水道への接続を促進するとともに、公共下水道の整備が当分の間見込めない地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

第Ⅱ部 令和5年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に 向けての普及啓発

| | |
|--------------------------|----|
| 第1節 普及啓発事業の推移 | 19 |
| 第2節 市民・事業者・行政による取り組み | 21 |
| 1. 集団資源回収 | 21 |
| 2. ごみ減量化・資源化協力店 | 24 |
| 3. 廃棄物減量等推進審議会 | 25 |
| 4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー） | 26 |
| 5. 清掃行政協力者表彰 | 27 |
| 6. コンポスト容器等購入費補助制度 | 28 |
| 7. フードドライブ | 28 |
| 8. 在宅医療廃棄物の適正処理 | 28 |
| 第3節 行政からの情報発信 | 29 |
| 1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布 | 29 |
| 2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布 | 29 |
| 3. ホームページ・広報誌等による情報発信 | 29 |
| 第4節 環境学習 | 30 |
| 1. 出前説明会 | 30 |
| 2. 施設見学者の受入れ | 31 |

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、廃棄物処理は、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。そこで、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年度 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始
- 昭和56年度 ・小学4年生用副読本を配布
- 昭和57年度 ・集団資源回収が全市的な運動として開始(7月)
- 平成元年度 ・「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”をキャンペーンタイトルに開始(4月)
- 平成2年度 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始(4月)
- 平成7年度 ・中学3年生を対象とした副読本を配布
 ・「市川市リサイクルプラザ」を開設(6月)
- 平成12年度 ・電動式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入(5月)
- 平成14年度 ・(財)市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」（1袋40リットル）を販売(8月)
- 平成15年度 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布(11月)
- 平成16年度 ・消費者代表・事業者代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開（7月）
 ・「じゅんかん堆肥」（1袋15リットル）を販売（10月）
 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布（3月）
- 平成18年度 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
 ・じゅんかんパートナーを150名から350名体制へ拡充強化
- 平成19年度 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル
- 平成20年度 ・小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学・体験ツアーを開始
- 平成22年度 ・資源化協力店にレジ袋不要カードを配布
- 平成23年度 ・じゅんかん堆肥の製造を休止
 ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止（3月）
- 平成24年度 ・市川市リサイクルプラザを分庁舎へ移転（4月）
- 平成26年度 ・市川市リサイクルプラザを閉館（3月）
- 平成27年度 ・(公財)市川市清掃公社が「リサイクルプラザ市川」を開設（4月）
- 平成28年度 ・スマートフォン用「ごみ分別アプリ」の運用開始（10月）
 ・平成29年4月1日から資源物とごみの収集回数を変更することに伴い、その内容を反映させた「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットを、全戸配布（1月～3月）

第Ⅱ部 第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

- 令和元年度　・令和元年7月1日から資源物とごみの収集回数を一部変更することに伴い、その内容を反映させた「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットを、自治会全戸配布（6月）
- 令和2年度　・令和3年4月1日から資源物とごみの収集回数を変更することに伴い、その内容を反映させた「ごみ収集日カレンダー、資源物とごみの分け方・出し方」を全戸配布（3月）
- 令和3年度　・ごみ施設や減量に関するDVD等の貸し出しを開始
- 令和4年度　・食品ロス削減のため、株式会社ファミリーマートと市川市がパートナーとしてフードドライブ事業を開始（10月）

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、事業の実施に対する市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、廃棄物行政に係る様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

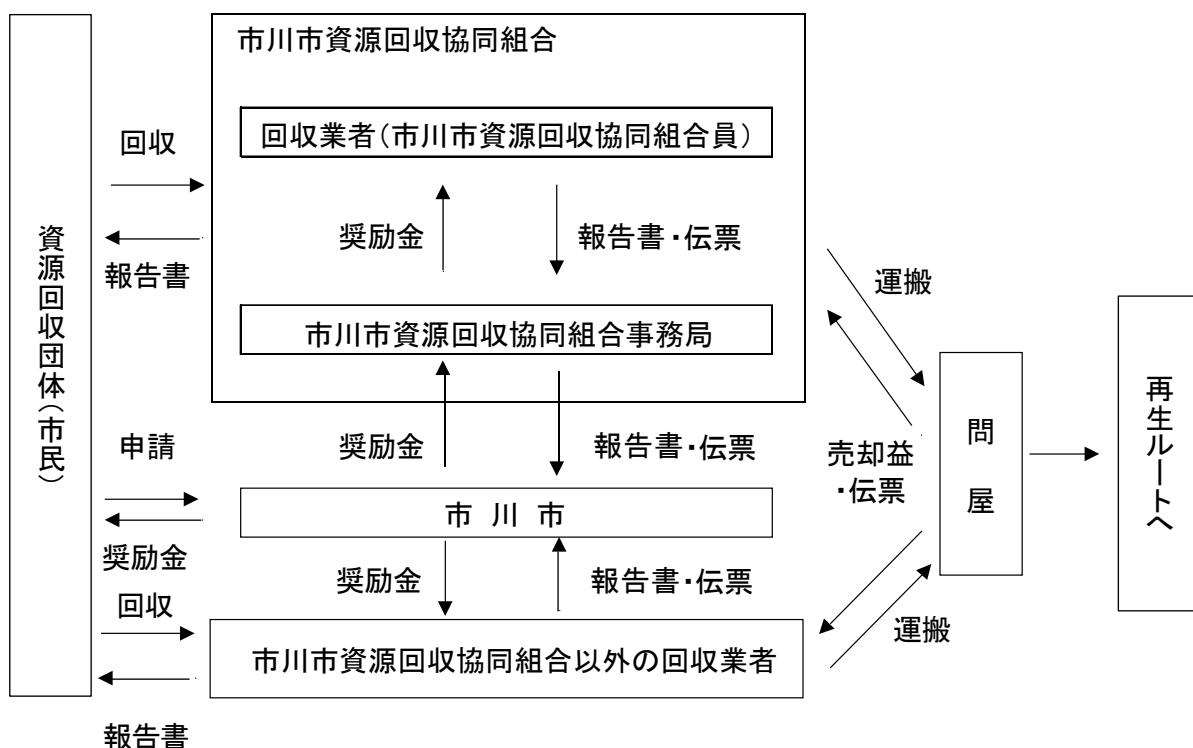
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、回収品目の区分ごとに回収場所へ資源物を排出し、回収業者が回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります。）

集団資源回収フロー



集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

| 年度 | 紙類 | 布類 | 生きビン・雑ビン | カン |
|--------|-------|-------|----------|-------|
| 平成2年度 | 3円／kg | 3円／kg | 3円／kg | 3円／kg |
| 平成4年度 | 3円／kg | 3円／kg | 8円／kg | 8円／kg |
| 平成5年度 | 5円／kg | 5円／kg | 8円／kg | 8円／kg |
| 平成11年度 | 5円／kg | 5円／kg | 5円／kg | 5円／kg |
| 平成15年度 | 3円／kg | 3円／kg | 3円／kg | 3円／kg |

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

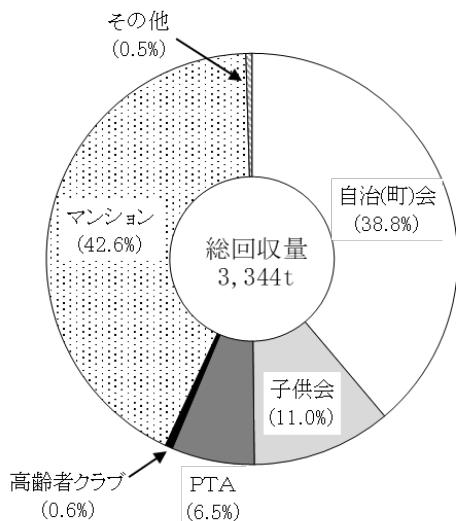
| 年度 | 紙類 | 布類 | 生きビン | 雑ビン | カン |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------|---------|
| 業務内容 | 回収及び 再生処理 | 回収及び 再生処理 | 回収及び 再生処理 | 再生処理 | 再生処理 |
| 奨励金 単価 | 平成7年度 | 4円／kg | 4円／kg | 15円／kg | — |
| | 平成9年度 | 4円／kg | 4円／kg | 15円／kg | 1円／kg |
| | 平成18年度 | 3円／kg | 3円／kg | 15円／kg | 1円／kg |
| | 平成21年度 | 3円／kg | 3円／kg | 0円／kg | 40円／kg* |
| | 平成22年度 | 3円／kg | 3円／kg | 0円／kg | 33円／kg |

* 平成21年度よりビン・カンの回収を、市直営から市川市資源回収協同組合に移管したため、21年度より回収を含む額となっている。

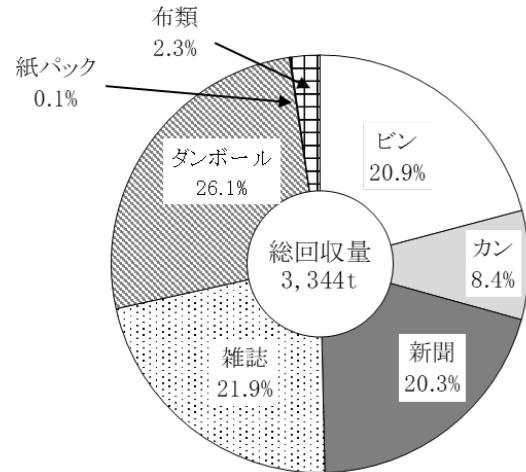
集団資源回収 実施団体構成 (令和5年度)

| 実施団体 | 実施団体数 | | | | 回収量 (t) | 奨励金 (千円) |
|--------|-------------------------------|----------------------|----------------------|-----|------------|-------------|
| | ビン・カン 紙類・布類 の4種類 を回収 | ビン・カン の2種類 を回収 | 紙類・布類 の2種類 を回収 | 計 | | |
| 自治(町)会 | 40 | 20 | 11 | 71 | 1,299 | 3,897 |
| 子供会 | 10 | 8 | 9 | 27 | 367 | 1,100 |
| PTA | 3 | 2 | 7 | 12 | 218 | 653 |
| 高齢者クラブ | 1 | 1 | 1 | 3 | 20 | 61 |
| マンション | 117 | 16 | 38 | 171 | 1,424 | 4,273 |
| その他 | 1 | 0 | 2 | 3 | 16 | 48 |
| 計 | 172 | 47 | 68 | 287 | 3,344 | 10,032 |

団体別回収割合（令和5年度）



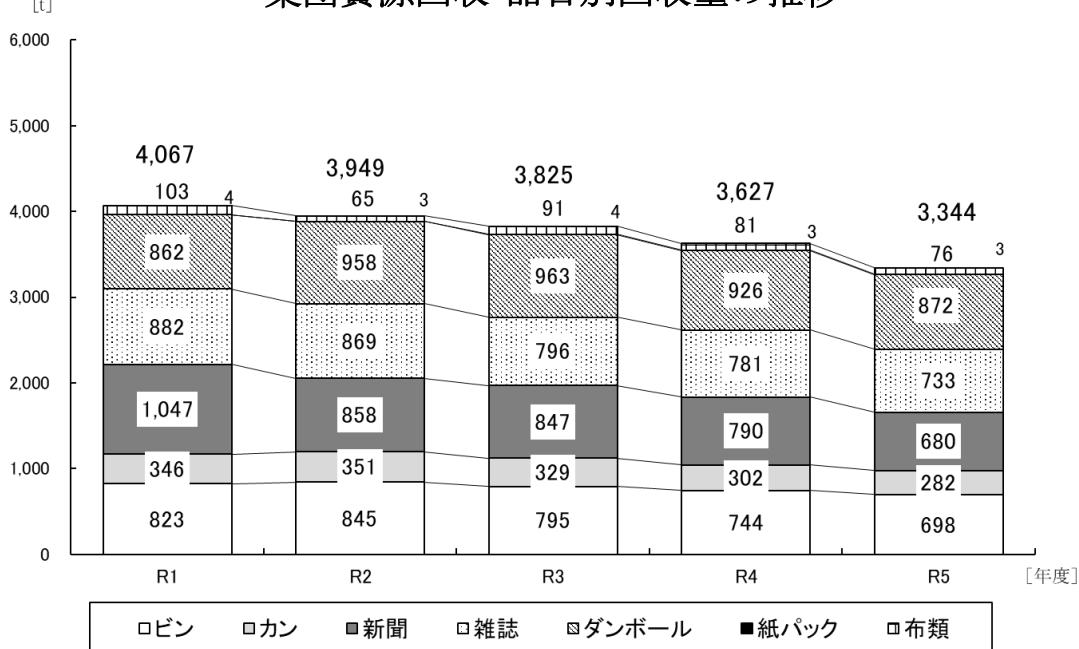
品目別回収割合（令和5年度）



集団資源回収 品目別回収量・回収登録団体への奨励金の推移

| 集団回収品目 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | R3→R4重量の増減 |
|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|------------|
| | 重量(t) | 奨励金(千円) | |
| 生きビン | 0.2 | 1 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 雑ビン | 823 | 2,469 | 845 | 2,534 | 795 | 2,385 | 744 | 2,231 | 698 | 2,094 | ▲ 46 |
| カゴ | 346 | 1,038 | 351 | 1,053 | 329 | 988 | 302 | 906 | 282 | 846 | ▲ 20 |
| 新聞 | 1,047 | 3,141 | 858 | 2,575 | 847 | 2,541 | 790 | 2,370 | 680 | 2,040 | ▲ 110 |
| 雑誌 | 882 | 2,646 | 869 | 2,606 | 796 | 2,388 | 781 | 2,342 | 733 | 2,199 | ▲ 48 |
| ダンボール | 862 | 2,583 | 958 | 2,875 | 963 | 2,889 | 926 | 2,778 | 872 | 2,616 | ▲ 54 |
| 紙パック | 4 | 11 | 3 | 9 | 4 | 11 | 3 | 9 | 3 | 9 | — |
| 布類 | 103 | 310 | 65 | 196 | 91 | 273 | 81 | 243 | 76 | 228 | ▲ 5 |
| 合計 | 4,067 | 12,199 | 3,949 | 11,848 | 3,825 | 11,474 | 3,627 | 10,879 | 3,344 | 10,032 | ▲ 283 |

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. ごみ減量化・資源化協力店

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。

ごみの減量及び資源化を推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて密接な関わりを持つ販売店を対象として、平成3年10月1日から**市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少など様々な工夫を行っています。



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

令和5年度末現在：47店舗

<認定基準（令和2年7月1日～）>

下記内容に取り組んでいる店舗を認定しています。

(1) ごみ減量に関することについて

- 1 マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけている。
- 2 簡易包装の実施による紙製容器包装の削減やワンウェイプラスチック製容器包装の削減に努めている。
- 3 量り売り、少量販売を実施している。
- 4 消費者に店内放送やポスター掲示等でごみ減量・資源化を呼びかけている。
- 5 上記以外の市長が認めるごみ減量に関する取り組みをしている。

(2) 資源化すること及び店舗から出るごみの減量等について

- 1 リサイクル商品等、環境に配慮した商品を販売している。
- 2 店舗のごみ減量・資源化に努めている。
- 3 店舗において再生紙や再生品等、環境に配慮した資材・備品等を使用している。
- 4 資源物を店頭で回収している。
- 5 従業員に対し環境教育等を実施し、意識の向上を図っている。
- 6 上記以外の市長が認める資源化すること及び店舗から出るごみの減量等に関する取り組みをしている。

(3) 食品ロス削減に関する取り組みについて

- 1 少量メニューの提供や、持ち帰りができるようにしている。
- 2 「3010運動」をはじめとする食べきりについて呼び掛けている。
- 3 食品廃棄物等の肥料化・飼料化に努めているほか、フードバンク等へ未利用食品の寄付を行っている。
- 4 上記以外の市長が認める食品ロス削減に関する取り組みをしている。

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治（町）会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年（再任を妨げない）。

※廃棄物減量等推進審議会構成（女性委員比率27%） 令和5年10月1日現在

　　＜内訳＞ 市議会議員2名（0）、学識経験者5名（1）、市民の代表4名（3）、

　　生産・販売関係者2名（0）、廃棄物処理業者1名（0）、資源回収業者1名（0）

※（）は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17,18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19,20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン21）の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

平成22年度：一般廃棄物処理手数料（持込みごみ処理手数料）の見直しについて

平成25,26年度：市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

平成27年度：さらなるごみ減量・資源化に向けた新たな施策（家庭ごみの有料化・ごみ収集回数の削減・戸別収集の導入）について

平成28,29年度：今後の不適正排出対策のあり方について

令和元,2年度：市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

(4) 今後

「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めるながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

“資源循環型都市いちかわ”の構築を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という5Rの推進やごみの減量に関する様々な取り組みを市民と市が連携し協働で推進することを目的に設置しています。

（2）組織

市内を6地区に分けて、公募市民や自治会推薦者等の市民116名（令和5年度末現在）で構成しています。

（3）活動

- ・日常生活において、5Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・市民や地域に対し、5Rの普及活動を行う。
- ・ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況等を確認する。
- ・以上の活動実績を市に報告する。
- ・市が開催する会議、研修会等に参加する。
- ・市の廃棄物行政の推進に協力する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー 研修会の様子

5. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治（町）会、子ども会、小学校 P T A 等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。令和5年度末までの累計表彰件数（個人、団体）は520件です。

令和5年度 清掃行政協力者表彰

| 区分 | 受賞団体名 | 活動内容 |
|----|------------|-------------------------------------|
| 団体 | 日出学園中学校野球部 | 菅野駅周辺や外環道路沿いなど、学校周辺道路の清掃活動に取り組んでいる。 |
| 個人 | 個人2人 | 多岐にわたる地域のごみ拾いを行い、地域の清掃活動に取り組んでいる。 |
| | | 地域のごみ集積所の清掃や整理を行い、地域の環境美化に取り組んでいる。 |

6. コンポスト容器等購入費補助制度

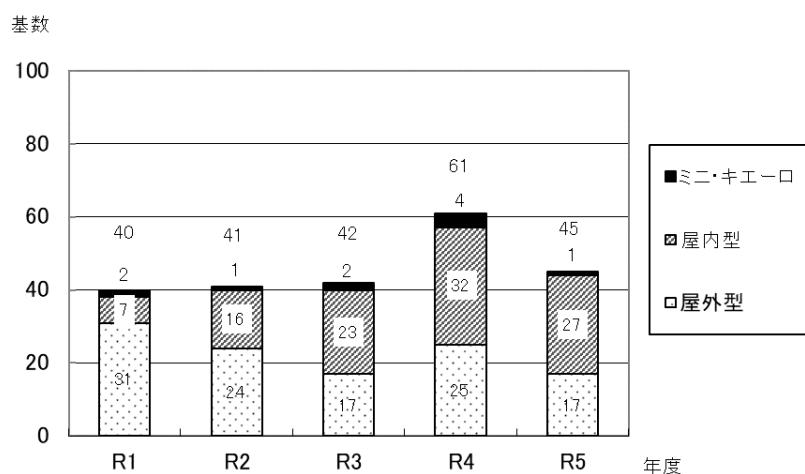
ごみの発生抑制の一環として、家庭から出る燃やすごみの4割近くを占める生ごみを減量し、燃やすごみを削減するため、市ではコンポスト容器等（生ごみ堆肥化容器、ミニ・キエーロ）購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

（1）補助内容・補助実績

| 区分 | タイプ | 補助開始時期 | 補助内容 | 補助基数 (令和5年度) |
|---------|----------|----------|---|-----------------|
| コンポスト容器 | 屋外型 | 平成 3年6月 | 購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、 1年度内1世帯2基まで) | 17基 |
| | 屋内型（密閉型） | 平成 8年1月 | | 27基 |
| | ミニ・キエーロ | 平成 29年8月 | | 1基 |

（2）補助実績の推移

コンポスト容器等補助実績の推移



7. フードドライブ

市では食品ロスの削減や未利用食品の有効利用を目的として、市のイベント等においてフードドライブを開催し、レトルト食品やおかし、缶詰などの食品を市川市社会福祉協議会が行っている「いちかわフードバンク」に提供しています。令和5年度は、5,499点の食品が集まりました。

8. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴って排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の適正処理について、在宅医療廃棄物の回収及び処理に関する役割を明確化するために、平成21年11月1日に市川市、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で「在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき平成22年4月より注射器及び注射針等の鋭利なものや感染性の危険が高いものは、提供を受けた医療機関又は薬局・薬店に返却するなどの適正処理を開始しました。

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、**市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）を平成15年11月に作成し、市内全戸に配布しました。**

現在は、毎年作成し、市外からの転入世帯を中心に配布とともに、公民館等の公共施設でも配布しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として**「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）を配布しています。**

「資源物とごみの分け方・出し方」については、外国語版を作成しており、**英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語の9ヶ国語があります。**

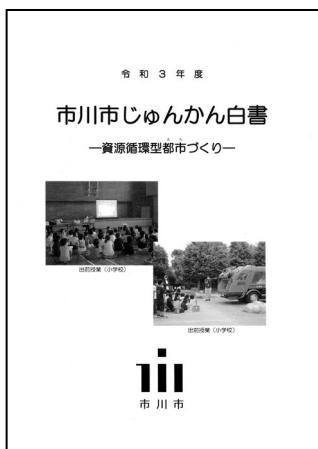
なお、令和3年4月1日から資源物とごみの収集体制が変更することに伴い、令和3年3月に全世帯に配布しました。



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境部広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ、ごみ分別アプリ、ごみの出し方の動画等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集



ごみ分別アプリ

第4節 環境学習

1. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や市内公立保育園・幼稚園、自治（町）会、各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 各自治会 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小学校 | 4 | 3 | 10 | 8 | 9 |
| 幼稚園・保育園 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 市民活動団体等 | 1 | 2 | 2 | 5 | 6 |
| 合計 | 29回 | 5回 | 12回 | 13回 | 15回 |
| 参加人数 | 1,691人 | 371人 | 993人 | 804人 | 1,007人 |

2. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんのがみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度* | 令和3年度* | 令和4年度* | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 団体数 | 43団体 | 36団体 | 0団体 | 0団体 | 0団体 | 16団体 |
| 人数 | 3,348人 | 3,175人 | 0人 | 0人 | 0人 | 807人 |

* 令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設見学を中止。

衛生処理場の施設見学者数

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度* | 令和3年度* | 令和4年度* | 令和5年度* |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 団体数 | 3団体 | 2団体 | 0団体 | 0団体 | 0団体 | 0団体 |
| 人数 | 221人 | 172人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

* 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設見学を中止。



クリーンセンター施設見学の様子

第Ⅱ部 令和5年度資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 ごみ処理事業

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 ごみ処理事業の推移 | 35 |
| 第2節 ごみの排出量・処理量 | 37 |
| 1. ごみの排出量 | 38 |
| 2. ごみの組成 | 40 |
| 3. クリーンセンターにおけるごみの中間処理量 | 43 |
| 4. ごみの最終処分量 | 43 |
| 5. 資源化量と資源化率 | 44 |
| 第3節 ごみ収集・運搬 | 45 |
| 1. 収集運搬体制 | 45 |
| 2. 家庭ごみの分別収集 | 45 |
| 3. ごみ集積所・収集車両等 | 48 |
| 4. 家庭系ごみの指定袋制 | 49 |
| 5. 大型ごみの有料収集 | 50 |
| 6. 有害ごみの収集 | 50 |
| 第4節 ごみ処理・処分・資源化 | 51 |
| 1. クリーンセンターにおけるごみの中間処理 | 51 |
| 2. ごみの最終処分 | 57 |
| 3. 資源物の資源化 | 58 |
| 第5節 事業系一般廃棄物対策 | 60 |
| 1. 事業系一般廃棄物の適正処理 | 60 |
| 2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み | 62 |
| 第6節 不法投棄の防止 | 63 |
| 第7節 動物（犬・猫等）の死体処理 | 64 |

第2章 ごみ処理事業

第1節 ごみ処理事業の推移

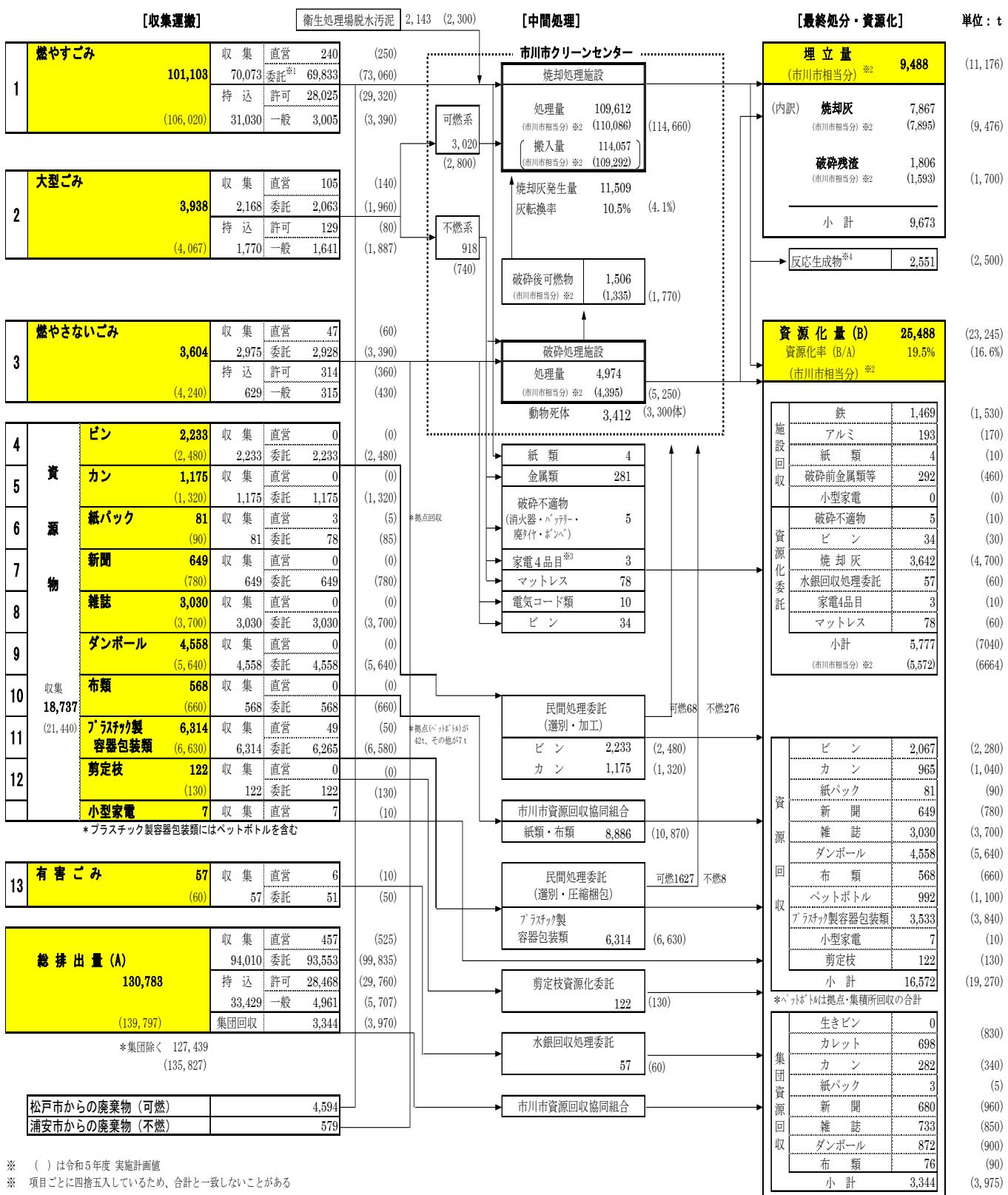
廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接した極めて重要な部門でありながら、「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業の始まりは、戦後まもない昭和21年、リヤカーや牛車で、市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭へ巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

- 昭和30年度
 - ・柏井塵芥焼却場（バッチ式*、処理能力18t/日）が竣工（柏井塵芥焼却場は昭和48年に閉鎖） *バッチ式：24時間連續式でない処理方法
- 昭和45年度
 - ・一部委託収集を開始
- 昭和46年度
 - ・粗大ごみ収集を開始（年6回）
- 昭和49年度
 - ・田尻に市川市清掃工場（24時間全連續燃焼方式焼却炉450t/24h）が竣工
 - ・市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集を開始
- 昭和50年度
 - ・清掃工場に大型ごみ破碎処理施設（60t/5h）を併設
- 昭和55年度
 - ・市内に最終処分場を確保することが困難となったため、茨城県北茨城市にある民間最終処分場への処分委託を開始
- 昭和56年度
 - ・一部の地域でビンの集積所回収を開始
- 昭和59年度
 - ・環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池の分別収集を開始
- 昭和60年度
 - ・有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始
- 平成元年度
 - ・千葉県銚子市にある民間最終処分場への処分委託を開始
- 平成2年度
 - ・紙パック（牛乳パック）の拠点回収を公民館、小中学校等の拠点で開始（10月）
- 平成6年度
 - ・市川市クリーンセンター（焼却施設600t/24h、破碎施設75t/5h）の稼動に伴い、収集区分の変更（従来、燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集）及び、収集区割の変更を実施（JR総武線を境）
- 平成9年度
 - ・ペットボトルの拠点回収を公民館等の拠点87ヵ所にて実施（4月）
- 平成14年度
 - ・“いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）”を策定（3月）
 - ・資源物とごみの12分別収集を開始（10月）
- 平成15年度
 - ・市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正（16年4月1日施行）し、「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定
- 平成16年度
 - ・市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始
- 平成21年度
 - ・“いちかわじゅんかんプラン21（ごみ処理編）”改定（9月）
- 平成22年度
 - ・市川市クリーンセンターの延命化工事開始（9月）
- 平成23年度
 - ・旭市の災害廃棄物（可燃物）を受入（8月）
 - ・市川市クリーンセンターのごみ処理手数料を改正（10月）

- 平成25年度
 - ・使用済小型家電の拠点回収を公民館等22ヵ所にて開始(11月)
 - ・市川市クリーンセンターの延命化工事完成(3月)
- 平成26年度
 - ・市川市衛生処理場の脱水汚泥を市川市クリーンセンターで焼却処理開始(2月)
- 平成27年度
 - ・“いちかわじゅんかんプラン21（ごみ処理編）”改定(5月)
- 平成28年度
 - ・“次期クリーンセンター施設整備基本計画”を策定(3月)
- 平成29年度
 - ・燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、BIN、カンの収集回数の変更（4月）
 - ・年末年始を除く祝日収集を開始（4月）
- 令和元年度
 - ・燃やさないごみ、有害ごみ、BIN、カンの収集回数の変更(7月)
 - ・剪定枝の分別収集を開始(7月)
 - ・松戸市と家庭系一般廃棄物の処理に関する協定を締結(7月)
 - ・山武郡市環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入(9月)
 - ・鋸南地区環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入(9月)
 - ・南房総市の災害廃棄物（可燃物）を受入(9月)
 - ・鋸南町の災害廃棄物（可燃物）を受入(9月～12月)
 - ・大型ごみのインターネット受付及び処理手数料のLINE Pay支払いを開始(10月)
 - ・富津市の災害廃棄物（可燃物）を受入(10月～12月)
 - ・館山市の災害廃棄物（可燃物）を受入(10月～1月)
 - ・長生郡市広域市町村圏組合の災害廃棄物（可燃物）を受入(11月～2月)
 - ・燃やすごみの臨時収集を実施（6月～）
 - ・要介護者、障がい者等を対象に「ごみ出し支援」を開始（6月～）
 - ・“いちかわじゅんかんプラン21（ごみ処理編）”改定(4月)
- 令和2年度
 - ・浦安市の不燃ごみ、粗大ごみを災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定に基づき、受入開始（5月～）
 - ・クリーンセンターの焼却炉稼働停止に伴い、可燃ごみを近隣自治体や民間企業に搬出し処理を委託（10月～11月）。
- 令和5年度

第2節 ごみの排出量・処理量

令和5年度 ごみ処理・資源物回収フローシート



※ () は令和5年度 実施計画値

※ 項目ごとに四捨五入しているため、合計と一致しないことがある

※1 市川市クリーンセンターの故障に伴い、令和5年度に他市町村等へ直接搬出した量である420tを含む

※2 市川市相当分は、以下の措置を基に算出した相当量とする

※3 家電4品目は、不法投棄等で回収したものをメーカーの指定引取り場所へ搬入

※4 反応生成物は、ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を顆粒状の生石灰に吸着除去させた廃石灰を指す

1. ごみの排出量

(1) 総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は減少傾向にあり、**令和5年度のごみの総排出量は130,783 t**で、前年度と比べて5,111 t (3.8%) の減少となりました。

内訳を見ると、全体の約7割を占める収集量については、前年度と比較して4.0%減少し、持込量も前年度より2.5%減少しています。

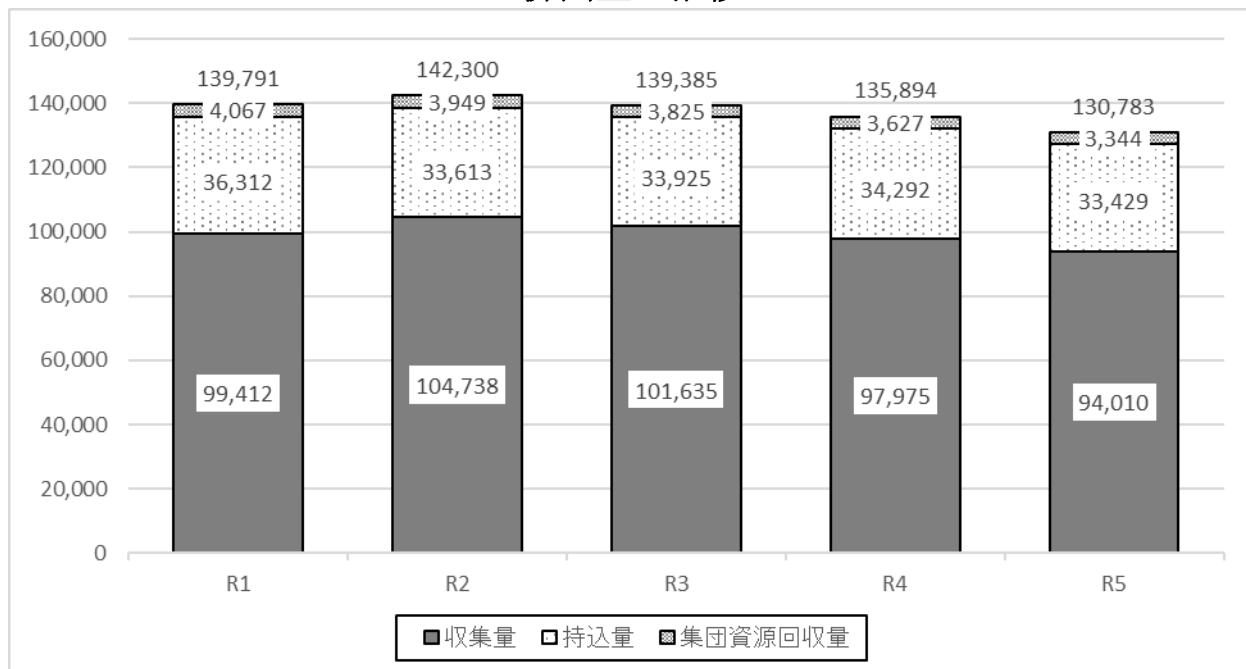
また、集団資源回収量は前年度から7.8%減少し、過去5年間をみると毎年回収量が減少しています。

排出量の推移

| 排出量の推移 | | | | | | | |
|------------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年 度 | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | 単位:t |
| ※ 处理人口 | | 495,592 | 496,676 | 495,970 | 496,834 | 497,394 | 560 |
| ※ 处理世帯 | | 243,880 | 242,970 | 244,539 | 246,892 | 249,520 | 2,628 |
| 世帯当たり人数 | | 2.03 | 2.04 | 2.03 | 2.01 | 1.99 | ▲ 0.02 |
| | | | | | | | ▲ 0.9% |
| 収集量 | 燃やすごみ | 75,484 | 78,190 | 75,391 | 73,053 | 70,073 | ▲ 2,980 |
| | 燃やさないごみ | 3,169 | 3,752 | 3,449 | 3,200 | 2,975 | ▲ 225 |
| | 大型ごみ | 1,915 | 2,098 | 2,372 | 2,256 | 2,168 | ▲ 88 |
| | 有害ごみ | 110 | 68 | 56 | 47 | 57 | 10 |
| | 資源物 | 18,734 | 20,630 | 20,367 | 19,419 | 18,737 | ▲ 682 |
| | ビン | 2,316 | 2,520 | 2,484 | 2,356 | 2,233 | ▲ 123 |
| | カン | 1,192 | 1,324 | 1,321 | 1,244 | 1,175 | ▲ 69 |
| | 新聞 | 809 | 782 | 784 | 690 | 649 | ▲ 41 |
| | 雑誌 | 3,366 | 3,601 | 3,310 | 3,098 | 3,030 | ▲ 68 |
| | ダンボール | 4,040 | 4,914 | 4,853 | 4,688 | 4,558 | ▲ 130 |
| | 紙パック | 85 | 89 | 82 | 81 | 81 | 0 |
| | 布類 | 591 | 596 | 716 | 616 | 568 | ▲ 48 |
| | プラ容器 | 6,180 | 6,618 | 6,660 | 6,515 | 6,314 | ▲ 201 |
| | 剪定枝 | 150 | 179 | 149 | 124 | 122 | ▲ 2 |
| | 小型家電 | 5 | 7 | 8 | 7 | 7 | 0 |
| 年間ごみ排出量t/年 | 小計 | 99,412 | 104,738 | 101,635 | 97,975 | 94,010 | ▲ 3,965 |
| | | | | | | | ▲ 4.0% |
| | 燃やすごみ | 33,799 | 30,712 | 31,236 | 31,786 | 31,030 | ▲ 756 |
| | 燃やさないごみ | 785 | 836 | 646 | 676 | 629 | ▲ 47 |
| | 大型ごみ | 1,728 | 2,065 | 2,043 | 1,830 | 1,770 | ▲ 60 |
| 収集量+持込量 | 小計 | 36,312 | 33,613 | 33,925 | 34,292 | 33,429 | ▲ 863 |
| | | | | | | | ▲ 2.5% |
| | 燃やすごみ | 109,283 | 108,902 | 106,627 | 104,839 | 101,103 | ▲ 3,736 |
| | 燃やさないごみ | 3,954 | 4,588 | 4,095 | 3,876 | 3,604 | ▲ 272 |
| | 大型ごみ | 3,643 | 4,163 | 4,415 | 4,086 | 3,938 | ▲ 148 |
| | 有害ごみ | 110 | 68 | 56 | 47 | 57 | 10 |
| | 資源物 | 18,734 | 20,630 | 20,367 | 19,419 | 18,737 | ▲ 682 |
| | ビン | 2,316 | 2,520 | 2,484 | 2,356 | 2,233 | ▲ 123 |
| | カン | 1,192 | 1,324 | 1,321 | 1,244 | 1,175 | ▲ 69 |
| | 新聞 | 809 | 782 | 784 | 690 | 649 | ▲ 41 |
| | 雑誌 | 3,366 | 3,601 | 3,310 | 3,098 | 3,030 | ▲ 68 |
| | ダンボール | 4,040 | 4,914 | 4,853 | 4,688 | 4,558 | ▲ 130 |
| | 紙パック | 85 | 89 | 82 | 81 | 81 | 0 |
| | 布類 | 591 | 596 | 716 | 616 | 568 | ▲ 48 |
| | プラ容器 | 6,180 | 6,618 | 6,660 | 6,515 | 6,314 | ▲ 201 |
| | 剪定枝 | 150 | 179 | 149 | 124 | 122 | ▲ 2 |
| | 小型家電 | 5 | 7 | 8 | 7 | 7 | 0 |
| | 合計 | 135,724 | 138,351 | 135,560 | 132,267 | 127,439 | ▲ 4,828 |
| | 集団資源回収量 | 4,067 | 3,949 | 3,825 | 3,627 | 3,344 | ▲ 283 |
| | 総排出量(収集量+持込量+集団資源回収量) | 139,791 | 142,300 | 139,385 | 135,894 | 130,783 | ▲ 5,111 |
| | 1人1日あたりの排出量(g) | 771 | 785 | 770 | 749 | 718 | ▲ 31 |
| | | | | | | | ▲ 4.1% |

※ 处理人口・世帯数は、各年度の10月1日の値

排出量の推移



(2) 市民1人1日当たりの排出量

ごみの発生抑制の指標となる市民1人1日当たりの排出量は、令和5年度において718gで、前年度と比較して31g（4.1%）の減少となりました。

令和元年度以降は、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化などから、増加傾向にありましたが、令和3年度には以前の水準に近づいていき、令和4年度以降はさらに減少しています。今後一層のごみの減量を進めるためには、広報啓発の強化や新たな施策の導入が必要と考えられます。

市民1人1日当たりの排出量の推移

単位：g

| 年 度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R4→R5増減比較 | |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 収集量 | 548 | 578 | 561 | 540 | 516 | ▲24 | ▲4.4% |
| 収集量+持込量 | 748 | 763 | 749 | 729 | 700 | ▲29 | ▲4.0% |
| 集団資源回収量 | 22 | 22 | 21 | 20 | 18 | ▲2 | ▲10.0% |
| 総排出量（収集量+持込量+集団資源回収量） | 771 | 785 | 770 | 749 | 718 | ▲31 | ▲4.1% |

※ 小数点以下を四捨五入しているため、計算が合わない箇所があります。

2. ごみの組成

(1) 燃やすごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やすごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。

燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合は概ね1%程度で推移しており、不燃物の分別排出は良好に推移しています。

燃やすごみの組成は、令和5年度に実施した組成分析調査では、紙類が40.4%、生ごみが31.1%、プラスチック類が17.0%となっており、これら3品目の合計は全体の約40.4%を占めています。（湿った状態での重量割合）

ごみの減量を進めていくためには、燃やすごみに占める割合の大きい「紙類」「生ごみ」「プラスチック類」の減量対策が重要となります。

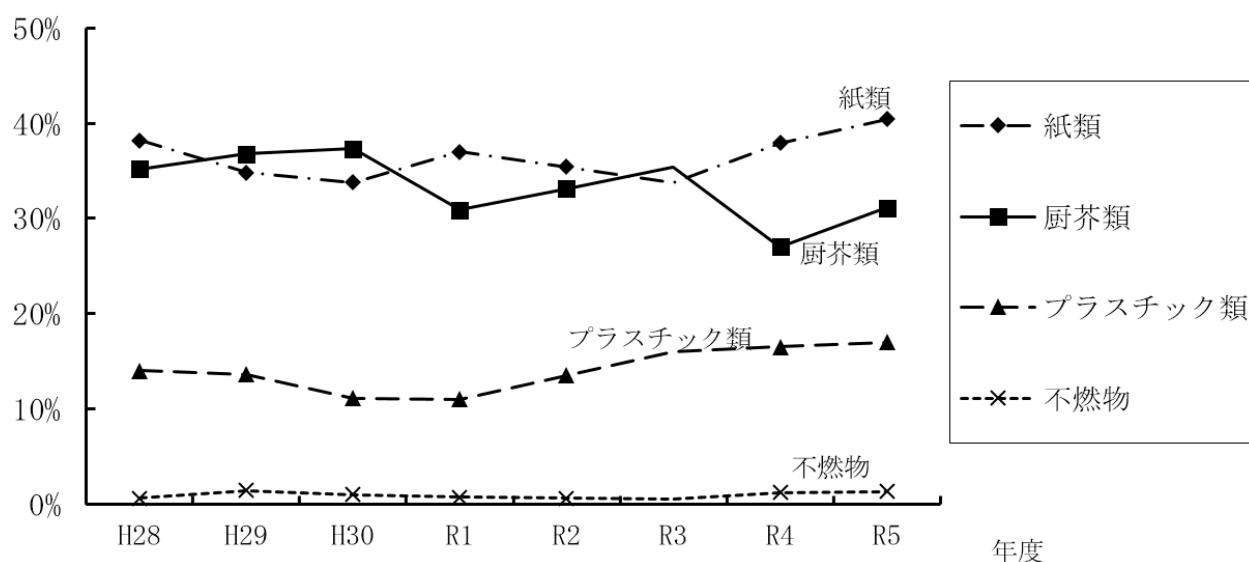
燃やすごみの組成の推移（湿重量ベース）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可燃物 | 紙類 | 38.2% | 34.8% | 33.8% | 37.0% | — | 33.8% | 37.9% | 40.4% |
| | 厨芥類 | 35.2% | 36.8% | 37.3% | 30.9% | — | 35.4% | 27.0% | 31.1% |
| | 繊維類 | 5.0% | 7.6% | 6.4% | 10.6% | — | 4.3% | 4.3% | 2.7% |
| | 草・木・竹 | 2.5% | 3.2% | 6.6% | 6.7% | — | 4.6% | 8.5% | 2.2% |
| | ゴム・その他 | 4.4% | 2.5% | 4.0% | 3.2% | — | 5.4% | 4.6% | 5.3% |
| | プラスチック類 | 14.0% | 13.6% | 11.1% | 11.0% | — | 16.0% | 16.5% | 17.0% |
| 不燃物 | 金属類 | 0.3% | 0.2% | 0.5% | 0.4% | — | 0.2% | 0.4% | 0.3% |
| | ガラス | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.1% | — | 0.1% | 0.3% | 0.3% |
| | 陶磁器・その他 | 0.2% | 1.0% | 0.4% | 0.2% | — | 0.3% | 0.5% | 0.7% |
| 可燃分比率 | 99.4% | 98.6% | 99.1% | 99.4% | — | 99.5% | 98.8% | 98.7% | |
| 不燃分比率 | 0.6% | 1.4% | 0.9% | 0.7% | — | 0.5% | 1.2% | 1.3% | |

※ 組成割合は水分を含んだ搬入時の状態で測定。

※ 項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

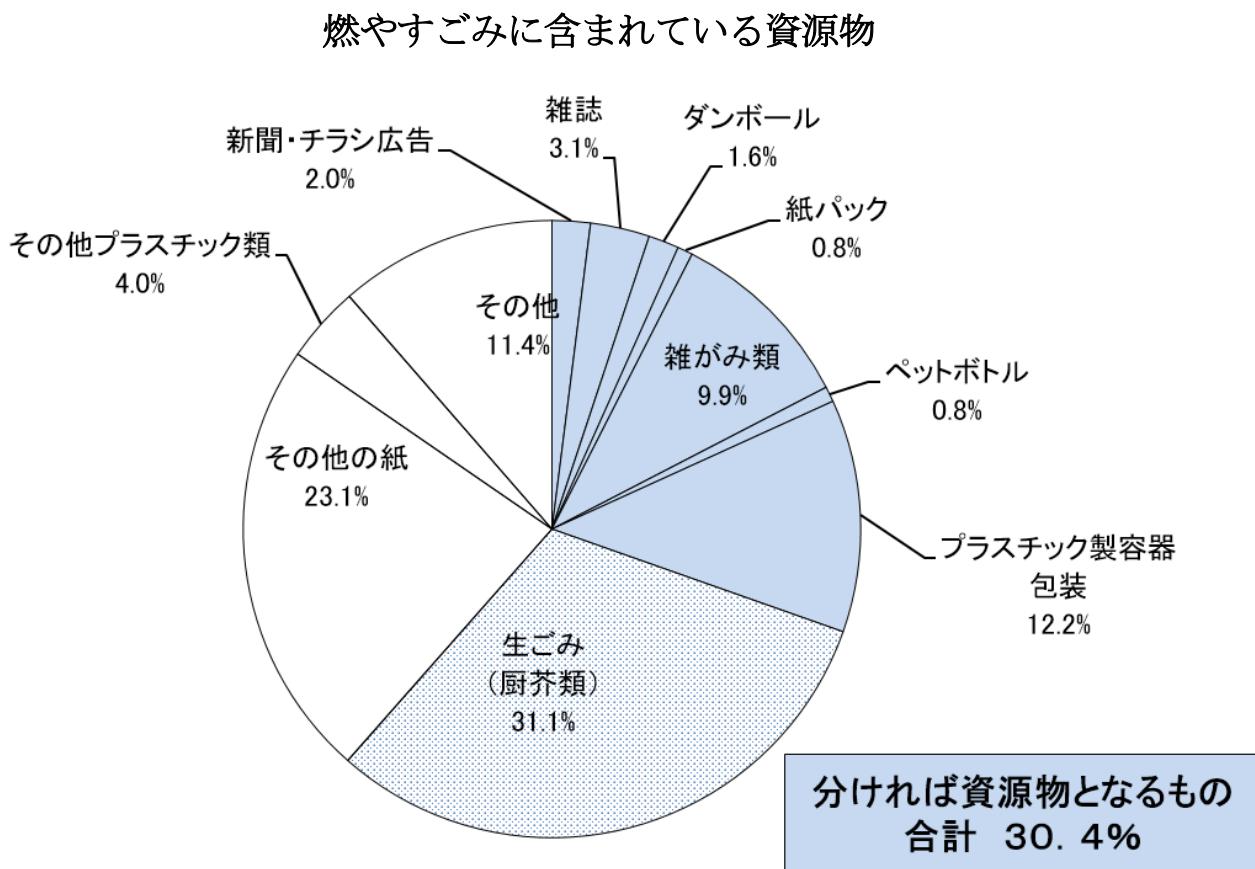
※ R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により組成分析調査は実施していません。



(2) 燃やすごみに含まれている資源物

令和5年度に実施した組成分析調査では、燃やすごみの中には、「雑がみ類」や「プラスチック製容器包装類」など分別すれば資源化できる可能性のあるものが約30%含まれています。

特に、包装紙、紙袋、菓子箱、ハガキなどの「雑がみ類」が9.9%、ボトル、トレイ、カップなどの「プラスチック製容器包装」が12.2%で高い割合となっています。



燃やすごみに含まれている資源物の推移

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|
| 新聞・チラシ広告 | 4.1% | 5.4% | 2.0% | 1.9% | — | 1.9% | 2.0% | 2.0% |
| 雑誌 | 3.3% | 3.0% | 5.2% | 4.7% | — | 1.5% | 1.4% | 3.1% |
| ダンボール | 1.2% | 1.3% | 0.6% | 0.9% | — | 0.9% | 1.2% | 1.6% |
| 紙パック | 0.8% | 0.7% | 0.5% | 0.4% | — | 0.8% | 0.8% | 0.8% |
| 雑がみ類 | 11.3% | 7.4% | 8.9% | 12.6% | — | 8.7% | 10.7% | 9.9% |
| ペットボトル | 0.8% | 0.5% | 0.4% | 0.3% | — | 0.9% | 0.7% | 0.8% |
| プラスチック製容器包装 | 11.4% | 9.6% | 7.1% | 6.8% | — | 10.5% | 10.6% | 12.2% |
| 合計 | 32.9% | 27.9% | 24.7% | 27.6% | — | 25.2% | 27.4% | 30.4% |

※ 項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※ R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により組成分析調査は実施していません。

(3) 燃やさないごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やさないごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。燃やさないごみには、小型の家電製品等のプラスチックや金属との複合物があるため、物理組成ではプラスチックや金属の割合が高くなっています。

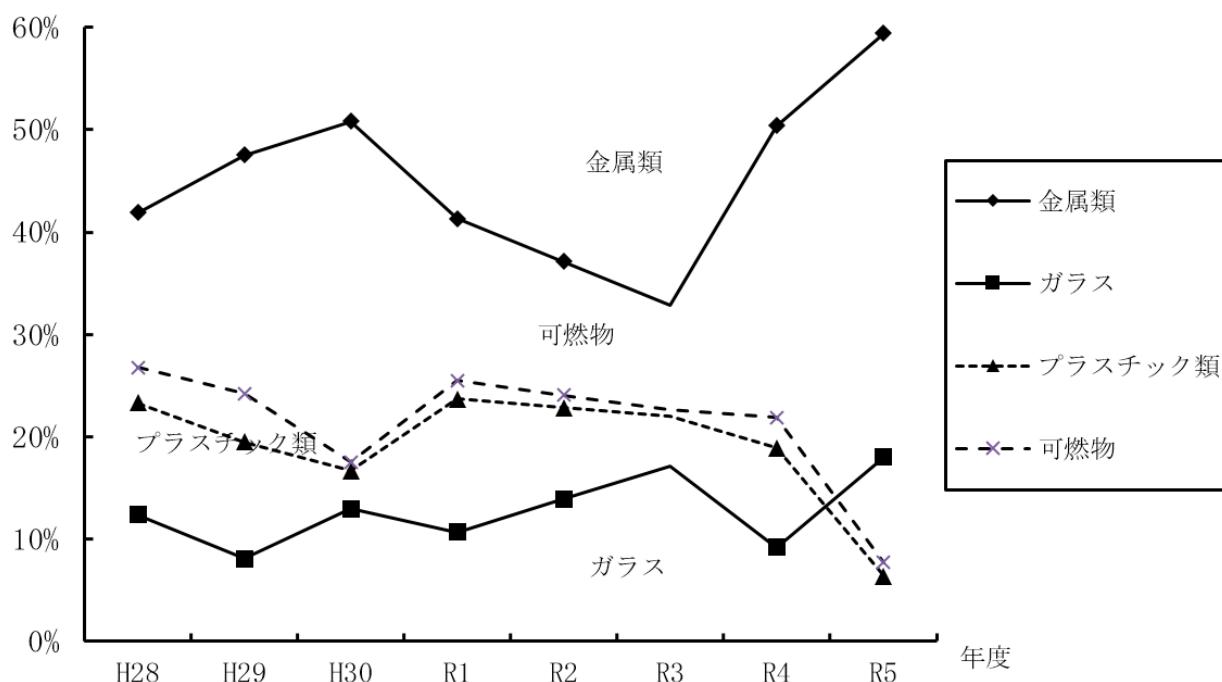
なお、令和5年度に実施した組成分析調査における「プラスチック類」6.4%のうち、燃やすごみに分別すべき「プラスチック製の商品（ハンガー、おもちゃ等）」が4.1%を占めています。

燃やさないごみの組成の推移（湿重量ベース）

| 年度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|
| 不燃物 | 金属類 | 41.9% | 47.5% | 50.8% | 41.3% | — | 32.9% | 50.4% | 59.4% |
| | ガラス | 12.4% | 8.1% | 13.0% | 10.7% | — | 17.1% | 9.2% | 18.0% |
| | 陶磁器・その他 | 18.9% | 20.2% | 18.7% | 22.5% | — | 27.5% | 18.5% | 14.9% |
| 可燃物 | プラスチック類 | 23.3% | 19.5% | 16.7% | 23.7% | — | 21.9% | 18.9% | 6.4% |
| | 紙類 | 0.8% | 0.5% | 0.6% | 0.5% | — | 0.3% | 1.0% | 0.6% |
| | その他 | 2.7% | 4.2% | 0.1% | 1.3% | — | 0.3% | 2.0% | 0.7% |
| 不燃分比率 | | 73.2% | 75.8% | 82.5% | 74.5% | — | 77.5% | 78.1% | 92.3% |
| 可燃分比率 | | 26.8% | 24.2% | 17.5% | 25.5% | — | 22.5% | 21.9% | 7.7% |

※ 項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※ R2年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により組成分析調査は実施していません。



3. クリーンセンターにおけるごみの中間処理量

令和5年度の焼却量は109,612 t で前年度比12,174 t (10.0%) 減となり、破碎量は4,974t で 前年度比163 t (3.4%) 増となりました。

クリーンセンターにおける中間処理量の推移

単位：t

| 年 度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R4→R5 増減比較 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|--------|
| 焼却量 | 117,147 | 131,456 | 124,966 | 121,786 | 109,612 | ▲12,174 | ▲10.0% |
| うち脱水汚泥 | 2,392 | 2,565 | 2,314 | 2,198 | 2,143 | ▲55 | ▲2.5% |
| 破碎量 | 4,679 | 5,639 | 5,152 | 4,811 | 4,974 | 163 | 3.4% |
| 計 | 121,826 | 137,095 | 130,118 | 126,597 | 114,586 | ▲12,011 | ▲9.5% |
| 1日当たり焼却量 | 320.1 | 360.2 | 342.4 | 333.7 | 299.5 | ▲34.2 | ▲10.2% |
| 1日当たり破碎量 | 12.8 | 15.4 | 14.1 | 13.2 | 13.6 | 0.4 | 3.1% |

※焼却量・破碎量は、P.35のごみ処理・資源物回収フローシート内の[中間処理]市川市クリーンセンターの焼却処理施設における処理量に該当します。

※平成27年度から令和3年度までは、習志野市から受け入れた脱水汚泥も含まれています。

※令和元年度の焼却量には、県内他自治体の災害廃棄物（可燃：735 t）が含まれています。

※令和2年度以降の焼却量には、松戸市から受け入れた一般廃棄物（可燃）が含まれています。

(令和2年度：10,207 t、令和3年度：9,123 t、令和4年度：6,313 t、令和5年度：4,594 t)

※令和5年度の破碎量には、浦安市から受け入れた一般廃棄物（不燃）が含まれています。

(令和5年度：579 t)

4. ごみの最終処分量

クリーンセンターにおけるごみの中間処理に伴い発生した令和5年度の焼却灰は11,509 t、破碎残渣は1,806 t でした。また、市川市相当分の最終処分量（埋立量）は9,488 t で、前年度比2,485 t (20.8%) の減となりました。

最終処分量の推移

単位：t

| 年 度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R4→R5 増減比較 | |
|------|---------------|--------|--------|--------|--------|------------|---------------|
| 埋立量 | 焼却灰 | 12,668 | 13,899 | 12,538 | 10,745 | 7,867 | ▲2,878 ▲26.8% |
| | うち市川市相当分 | 12,668 | 12,790 | 11,623 | 10,188 | 7,895 | ▲2,293 ▲22.5% |
| | 破碎残渣 | 1,759 | 1,898 | 1,708 | 1,785 | 1,806 | 21 1.2% |
| | うち市川市相当分 | 1,759 | 1,898 | 1,708 | 1,785 | 1,593 | ▲192 ▲10.8% |
| | 計（焼却灰+破碎残渣） | 14,427 | 15,797 | 14,246 | 12,530 | 9,673 | ▲2,857 ▲22.8% |
| | うち市川市相当分 | 14,427 | 14,688 | 13,331 | 11,973 | 9,488 | ▲2,485 ▲20.8% |
| (参考) | 焼却灰資源化量 | 961 | 1,186 | 1,509 | 2,666 | 3,642 | 976 36.6% |
| | うち市川市相当分 | 961 | 1,091 | 1,399 | 2,528 | 3,631 | 1,103 43.6% |
| | 焼却灰発生量 | 13,717 | 15,085 | 14,047 | 13,411 | 11,509 | ▲1,902 ▲14.2% |
| | うち市川市相当分 | 13,717 | 13,881 | 13,022 | 12,716 | 11,526 | ▲1,190 ▲9.4% |
| | 灰転換率 | 11.7% | 11.5% | 11.2% | 11.0% | 10.5% | ▲0.5% ▲4.5% |
| | 最終処分率（市川市相当分） | 10.3% | 10.3% | 9.6% | 8.8% | 7.3% | ▲1.5% ▲17.0% |
| | 反応生成物量 | 1,975 | 2,211 | 2,242 | 2,371 | 2,551 | 180 7.6% |

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合

※最終処分率は、総排出量に対する埋立量の割合

5. 資源化量と資源化率

令和5年度の資源化量は25,488 tで前年度と比べて59 t (0.2%) 増となりました。

平成14年度の12分別収集の実施により約20%に上昇した資源化率は、その後横ばい傾向で推移し、令和5年度の資源化率は前年度と比べて0.8%増となりました。

資源化量・資源化率の推移

単位: t

| 年 度 | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R4→R5増減比較 | |
|----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|---------|
| 分別収集後資源化された資源物 | ビン | 2,146 | 2,347 | 2,298 | 2,188 | 2,067 | ▲121 | ▲ 5.5% |
| | カン | 941 | 1,079 | 1,009 | 1,004 | 965 | ▲39 | ▲ 3.9% |
| | 紙パック | 85 | 89 | 82 | 81 | 81 | 0 | 0% |
| | 新聞 | 809 | 782 | 784 | 690 | 649 | ▲41 | ▲ 5.9% |
| | 雑誌 | 3,366 | 3,601 | 3,310 | 3,098 | 3,030 | ▲68 | ▲ 2.2% |
| | ダンボール | 4,040 | 4,914 | 4,853 | 4,688 | 4,558 | ▲130 | ▲ 2.8% |
| | 布類 | 591 | 596 | 716 | 616 | 568 | ▲48 | ▲ 7.8% |
| | ペットボトル | 1,049 | 1,116 | 1,098 | 1,012 | 992 | ▲20 | ▲ 2.0% |
| | プラ製容器包装 | 3,548 | 3,944 | 3,933 | 3,547 | 3,533 | ▲14 | ▲ 0.4% |
| | 小型家電 | 5 | 7 | 8 | 7 | 7 | 0 | 0% |
| | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 剪定枝 | 150 | 179 | 149 | 124 | 122 | ▲2 | ▲ 1.6% |
| 小 計 | | 16,730 | 18,654 | 18,240 | 17,055 | 16,572 | ▲483 | ▲ 2.8% |
| 資源化量 | 生きビン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0% |
| | カレット | 823 | 845 | 795 | 744 | 698 | ▲46 | ▲ 6.2% |
| | カン | 346 | 351 | 329 | 302 | 282 | ▲20 | ▲ 6.6% |
| | 新聞 | 1,047 | 858 | 847 | 790 | 680 | ▲110 | ▲ 13.9% |
| | 雑誌 | 882 | 869 | 796 | 781 | 733 | ▲48 | ▲ 6.1% |
| | ダンボール | 862 | 958 | 963 | 926 | 872 | ▲54 | ▲ 5.8% |
| | 紙パック | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0% |
| | 布類 | 103 | 65 | 91 | 81 | 76 | ▲5 | ▲ 6.2% |
| | 小 計 | 4,067 | 3,949 | 3,825 | 3,627 | 3,344 | ▲283 | ▲ 7.8% |
| 中間処理後の資源物 | 灰資源化 | 961 | 1,091 | 1,399 | 2,528 | 3,631 | 1,103 | 43.6% |
| | 鉄 | 1,247 | 1,671 | 1,510 | 1,406 | 1,298 | ▲108 | ▲ 7.7% |
| | アルミ | 151 | 191 | 185 | 166 | 170 | 4 | 2.4% |
| | 破碎前金属等 | 368 | 461 | 464 | 454 | 292 | ▲162 | ▲ 35.7% |
| | 紙類 | 5 | 25 | 11 | 8 | 4 | ▲4 | ▲ 50.0% |
| | 破碎不適物 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0% |
| | ビン | 36 | 32 | 36 | 37 | 34 | 3 | ▲ 8.1% |
| | 小型家電 | 50 | 47 | 38 | 34 | — | — | — |
| | マットレス | 55 | 43 | 54 | 59 | 78 | 19 | 32.2% |
| | — | 70 | — | — | — | — | — | — |
| 小 計 | | 2,946 | 3,566 | 3,702 | 4,697 | 5,512 | 815 | 17.4% |
| 合計 | 水銀回収処理委託 | 110 | 68 | 56 | 47 | 57 | 10 | 21.3% |
| | 家電4品目 | 3 | 8 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0% |
| | 合 計 | 23,856 | 26,245 | 25,827 | 25,429 | 25,488 | 59 | 0.2% |
| 資源化率 | | 17.1% | 18.4% | 18.5% | 18.7% | 19.5% | 0.8% | 4.3% |

※資源化量・資源化率には、反応生成物（廃石灰）の資源化は含まれていません。

※上記量は市川市相当分（他市町村等から受け入れた量を除き、搬出した量を加えた計算値）を表しています。
※小数点以下を四捨五入しているため、計算が合わない箇所があります。

第3節 ごみ収集・運搬

1. 収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ（家庭ごみ）は、市又は市が委託した業者により定期的に収集しています。また、事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者が自ら処理施設へ運搬するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬しています。

収集運搬体制

| 区分 | 収集運搬主体 | 備考 |
|-----|--------|----------------------|
| 家庭系 | 市（委託） | ごみ集積所収集・大型ごみ戸別収集 |
| | 市（直営） | ごみ集積所収集（狭隘道路分）・拠点回収等 |
| 事業系 | 許可業者 | 排出者（事業者）からの委託による収集 |
| | 排出者 | 排出者（事業者）が自ら処理施設へ搬入 |

※ 家庭系ごみのうち、引越し等により一時的に多量に発生するごみについては、排出者が市川市クリーンセンターに直接搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する。

2. 家庭ごみの分別収集

（1）分別収集の概要

本市では、資源化率の向上を図るため、平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を開始し（従前は、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別）、その後令和元年7月からは剪定枝の分別を、令和6年4月からは小型充電式電池類の分別収集も行っています。

また、資源物の収集方法については、この分別収集の他にも、公民館等における拠点回収や自治（町）会、子ども会等が実施する集団資源回収があります。

ごみと資源物の分別区分等

(令和6年4月1日現在)

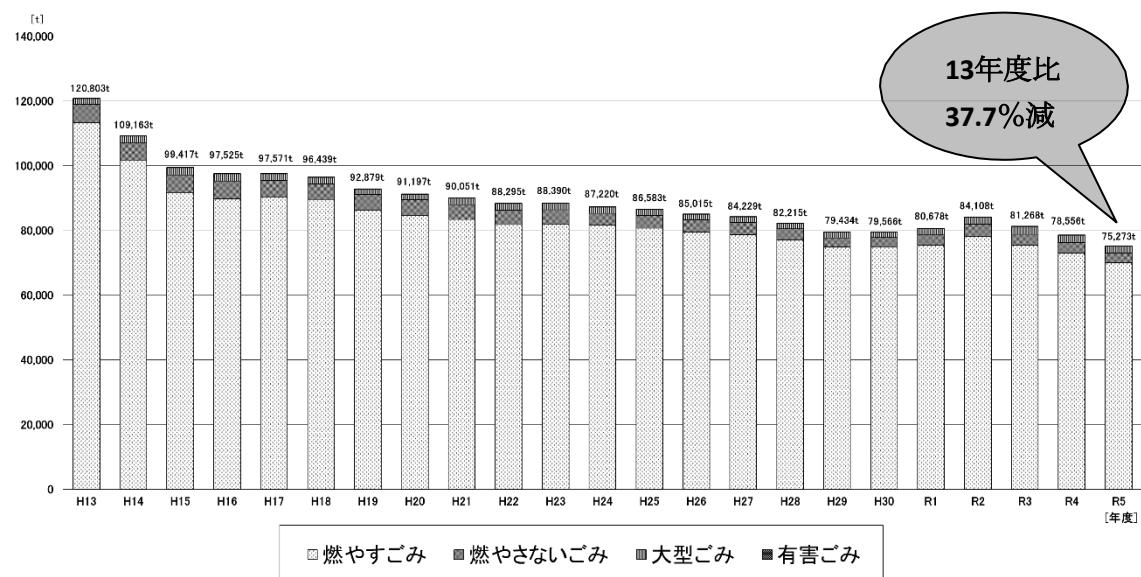
| 分別区分 | | 出し方 | 収集場所 | 収集回数 |
|------|-----------------------------|--|-------|------------------|
| ごみ | 燃やすごみ | 指定袋 | ごみ集積所 | 週3回 (臨時収集を含む) |
| | 燃やさないごみ | 指定袋 | | 週1回 |
| | 有害ごみ | 透明の袋 | | |
| | 小型充電式電池類 | 絶縁処理、透明の袋 | | |
| | 大型ごみ（有料） | 大型ごみ処理券 | 戸別収集 | 申込みの都度 |
| 資源物 | ビン | 指定袋又は透明・半透明の袋 | ごみ集積所 | 週1回 |
| | カン | 指定袋又は透明・半透明の袋 | | |
| | 新聞 | 品目別にひもで縛る (雑がみは、紙袋に入れるか、 雑誌の間に挟むか、雑がみ だけで束ねる) | ごみ集積所 | 週1回 |
| | 雑誌 | | | |
| | ダンボール | | | |
| | 紙パック | | | |
| | 布類 | 透明・半透明の袋 | | |
| | プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む) | 指定袋 | ごみ集積所 | 週1回 |
| | 剪定枝 | ひもで縛る | ごみ集積所 | 週1回 |

(2) 収集量の推移

① ごみ収集量

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）の収集量は、12分別実施前の平成13年度は120,803tでしたが、**令和5年度は75,273t（平成13年度比37.7%減）となりました。**

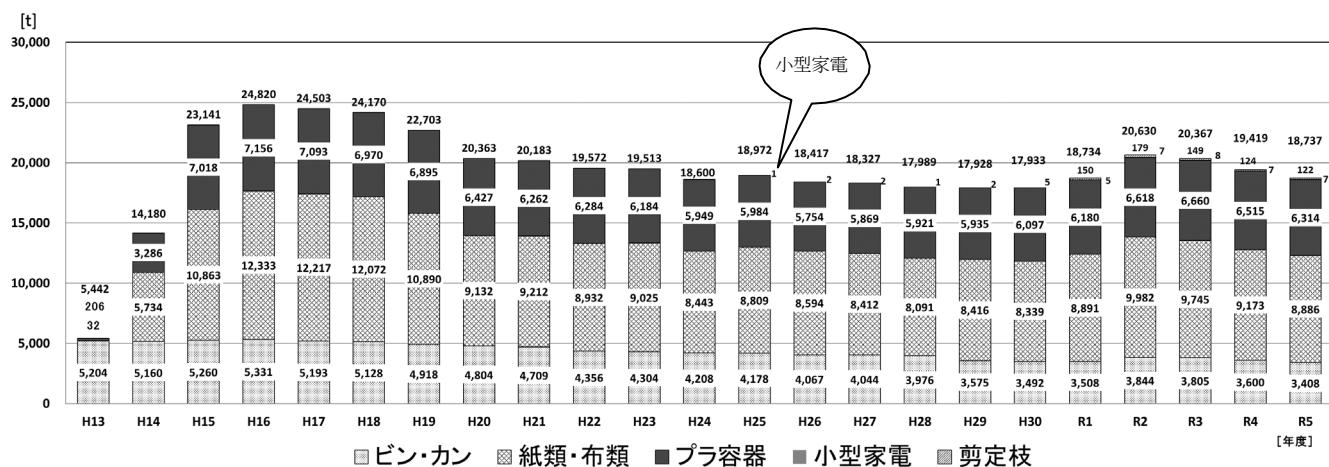
ごみの収集量の推移



② 資源物の収集量

資源物の収集量（集団資源回収量は含まず）は、12分別実施前の平成13年度は5,442tでしたが、**令和5年度は18,737t（平成13年度比3.4倍）となりました。**

資源物の収集量の推移



3. ごみ集積所・収集車両等

(1) ごみ集積所

本市では、市民の届出に基づき集積所を設置しています。令和5年度末現在の集積所数は**23,190箇所**、1集積所当たりの平均人口は**21.3人**、平均世帯数は**11.1世帯**になります。

収集頻度は、燃やすごみが週3回（週1回の臨時収集を含む）、燃やさないごみ・有害ごみ、ビン・カン、剪定枝、プラスチック製容器包装類、紙類・布類が週1回です。

(2) 収集車両

家庭ごみの収集は市の直営車両及び収集運搬業者への委託により行っています。

収集車両台数・稼働日数・収集量（令和5年度）

| | 内 容 | 車両台数 (台) | 稼働日数 (日/年) | 収集量（集積所） (t) |
|-----|-------------------------|-------------|---------------|-----------------|
| 直 営 | 不法投棄回収用等 | 15 | — | — |
| | 小動物死体引き取り用 | 1 | — | — |
| | 集団資源回収用 | 1 | — | — |
| | 拠点回収用 | 1 | — | — |
| | 予 備 | 3 | — | — |
| | 小 計 | 21 | — | — |
| 委 託 | 燃やすごみ | 40 | 310 | 69,833 |
| | 燃やさないごみ | 21 | 310 | 2,928 |
| | 有 害 ごみ | | | 51 |
| | ビ ン | | 310 | 2,233 |
| | カ ン | | | 1,175 |
| | 剪 定 枝 | | 310 | 122 |
| | 大 型 ごみ | 6 | 295 | 2,063 |
| | 新 聞 | 13 | 310 | 649 |
| | 雑 誌 | | | 3,030 |
| | ダンボール | | | 4,558 |
| | 紙パック | | | 78 |
| | 布 類 | | | 568 |
| | プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む） | 14 | 310 | 6,265 |
| | 小 計 | 94 | — | 93,553 |
| 合 計 | | 115 | — | — |

※ 車両台数は令和6年3月末現在

※ 「燃やさないごみ・有害ごみ」と「ビン・カン」、「剪定枝」は同一車両で収集。

委託収集車両の1日当たりの平均作業量（令和5年度）

| | 1日当たりの集積所数 | 1日当たりの作業回数 (クリーンセンター等への搬入回数) | 1回当たりの積載量 (kg) | 1台1日当たりの収集量 (kg) |
|-----------------------------|------------|---------------------------------|----------------|------------------|
| 燃やすごみ | 97 | 3.2 | 1,758 | 5,625 |
| 燃やさないごみ | 184 | 1.0 | 476 | 476 |
| 有害ごみ | | | | |
| 大型ごみ | — | 2.4 | 486 | 1,165 |
| ビン | 184 | 1.2 | 401 | 481 |
| カシ | | | | |
| 剪定枝 | 184 | 1.0 | 19 | 19 |
| 新聞 | 297 | 3.2 各間屋 (市内5間屋) | 50 | 161 |
| 雑誌 | | | 234 | 752 |
| ダンボール | | | 353 | 計 1,131 |
| 紙パック | | | 6 | 19 |
| 布類 | | | 44 | 141 |
| プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む) | 276 | 2.8 | 516 | 1,444 |

※ 大型ごみは集積所での収集ではなく、電話やインターネット申込による戸別収集。

※ ペットボトルはプラスチック製容器包装類と同じ指定袋に入れて排出されたものを積載。

※ 収集量は四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

※ 1日当たりの集積所数算定方法：総集積所数÷車両台数÷6(1週間の収集日)

(3) 抱点回収

ごみ集積所等における分別収集の他に、公民館・小中学校等の公共施設の回収拠点において、紙パック・ペットボトル・小型家電の回収を行っています。

資源物の回収拠点数

| 回収品目 | 拠点数（令和5年4月1日現在） | 令和5年度収集量 | 備考 |
|--------|-----------------|----------|--------------|
| 紙パック | 87箇所 | 2.9 t | 平成2年10月から実施 |
| ペットボトル | 87箇所 | 42.1 t | 平成9年4月から実施 |
| 小型家電 | 21箇所 | 6.9 t | 平成25年11月から実施 |

4. 家庭系ごみの指定袋制

本市では、家庭ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するために、平成11年10月1日から指定袋制を実施しています。

指定袋制とは、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」（平成14年6月12日一部改正）に基づき、市の認定を受けた者が指定袋を製造し、市内小売店等で自由価格にて販売しています。

認定業者は、令和5年度末現在で14社です。

指定ごみ袋の種類

| | 燃やすごみ用 | 燃やさないごみ用 | 空きカン用 | 空きビン用 | プラスチック製容器包装用 |
|-----|----------------------|-----------|-----------|--------|--------------|
| 印刷色 | 緑 | 赤 | 青 | 橙 | 黒 |
| 容量 | 15,20,30,45ℓ | 15,20,30ℓ | 15,20ℓ | 15,20ℓ | 30,45ℓ |
| 形態 | | 平袋 又は U形袋 | | | |
| 材質 | 低密度ポリエチレン又は高密度ポリエチレン | | 低密度ポリエチレン | | 高密度ポリエチレン |
| 色 | 半透明 | | 透明 | | 半透明 |

※ 空きカンと空きビンは、指定袋のほか、透明又は半透明の袋でも排出できます。

5. 大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同時に平成11年10月1日から大型ごみの収集を有料化しました。

有料化は、大型ごみの収集が他の日常のごみと異なり利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあることから、住民サービスの公平性を考慮したこと、排出者へのごみ処理コスト意識の向上を促し、不用品の再利用・譲渡等による排出抑制を図るものであります。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階に設定しています。

収集は電話申込み制で、申込み後、予め料金に応じた処理券を購入し、品物に貼り付け、申し込み時に市が指定した日に戸別収集しています。

また、令和元年10月1日より、インターネット受付（市公式webサイト・LINE）及び処理手数料のLINE Pay支払いが始まり、令和2年9月1日よりクレジットカードでの決済機能が追加されました。

大型ごみ料金表

| 料金 | 主な品目 |
|--------|---|
| 520円 | ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキー板セット、石油ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干しなど |
| 1,050円 | オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、レンジ台、片袖机、ソファー(1人用)、自転車など |
| 1,570円 | 小型タンス、ベッド、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本棚、両袖机など |
| 2,100円 | 洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファー(2人用以上)、マッサージ機(椅子式)、大型食器棚など |
| 2,620円 | ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み)など |

※ 表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいちばん大きいものが、1.2mを超えるものは大型、それ以下は小型となります。

※ 平成15年7月から、市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)の方及び障害者手帳をお持ちの方で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な方を対象とする「大型ごみサポート収集」(屋内からの持ち出し収集)を実施しています。

※ 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法等に基づき、パソコンは資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、自動二輪車(原動機付き自転車を含む)はメーカー等により回収されるため、市では収集していません。

6. 有害ごみの収集

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計を有害ごみとして収集**しています。収集された有害ごみは、市川市クリーンセンターで一時的に保管した後、一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託しています。

現在、日本で製造されている乾電池には水銀は含まれていませんが、乾電池に使用されているマンガン等の再利用を図るため、継続して分別収集しています。

第4節 ごみ処理・処分・資源化

1. クリーンセンターにおけるごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

市川市クリーンセンターでは、搬入された「燃やすごみ」を焼却処理し、また「燃やさないごみ」「大型ごみ」は、破碎処理をして鉄・アルミを選別し回収しています。クリーンセンターは、環境に配慮した設備を備えた施設であると同時に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電している施設でもあります。

クリーンセンターの施設概要

| | | | |
|-------|-----------------------|---------------|-------------------------|
| 名 称 | 市川市クリーンセンター | 所在 地 | 市川市田尻1003番地 |
| 敷地面積 | 約42,000m ² | 建築面積 | 約9,849.71m ² |
| 竣工年月 | 平成6年3月 | 発電設備 | 出力：7,300kW |
| 設計施工 | 川崎重工業株式会社 | 建設 費 | 252億8,135万円 |
| 施 設 名 | 焼却施設 | 破碎処理施設 | 小動物焼却施設 |
| 処理能力 | 600t/24h(200t/24h×3炉) | 75t/5h | 500kg/5h |
| 処理方式 | 全連続燃焼式ストーカー | 衝撃剪断併用回転式（横型） | 2次燃焼方式 |

(2) 市川市クリーンセンターの維持管理・延命化

市川市クリーンセンターは当初、平成6年度から平成25年度までの20年間の操業期間を予定しておりましたが、ストックマネジメントの観点から平成22年度から平成25年度までの4年間で、施設を稼働させながら、現施設の基幹部分を改修して操業期間を延長する延命化工事を行いました。

(3) 次期クリーンセンターの整備運営

今後も安定的なごみ処理を実現するため、現クリーンセンターに代わる施設の建設を令和7年度の着工に向けて準備を進めています。建替えにあたっては、効率的な熱エネルギーの回収、環境啓発の場としての情報発信の拠点、災害時にもごみ処理を継続し、かつ発生する災害廃棄物の処理を行うことができる強靭な施設となるよう目指していきます。

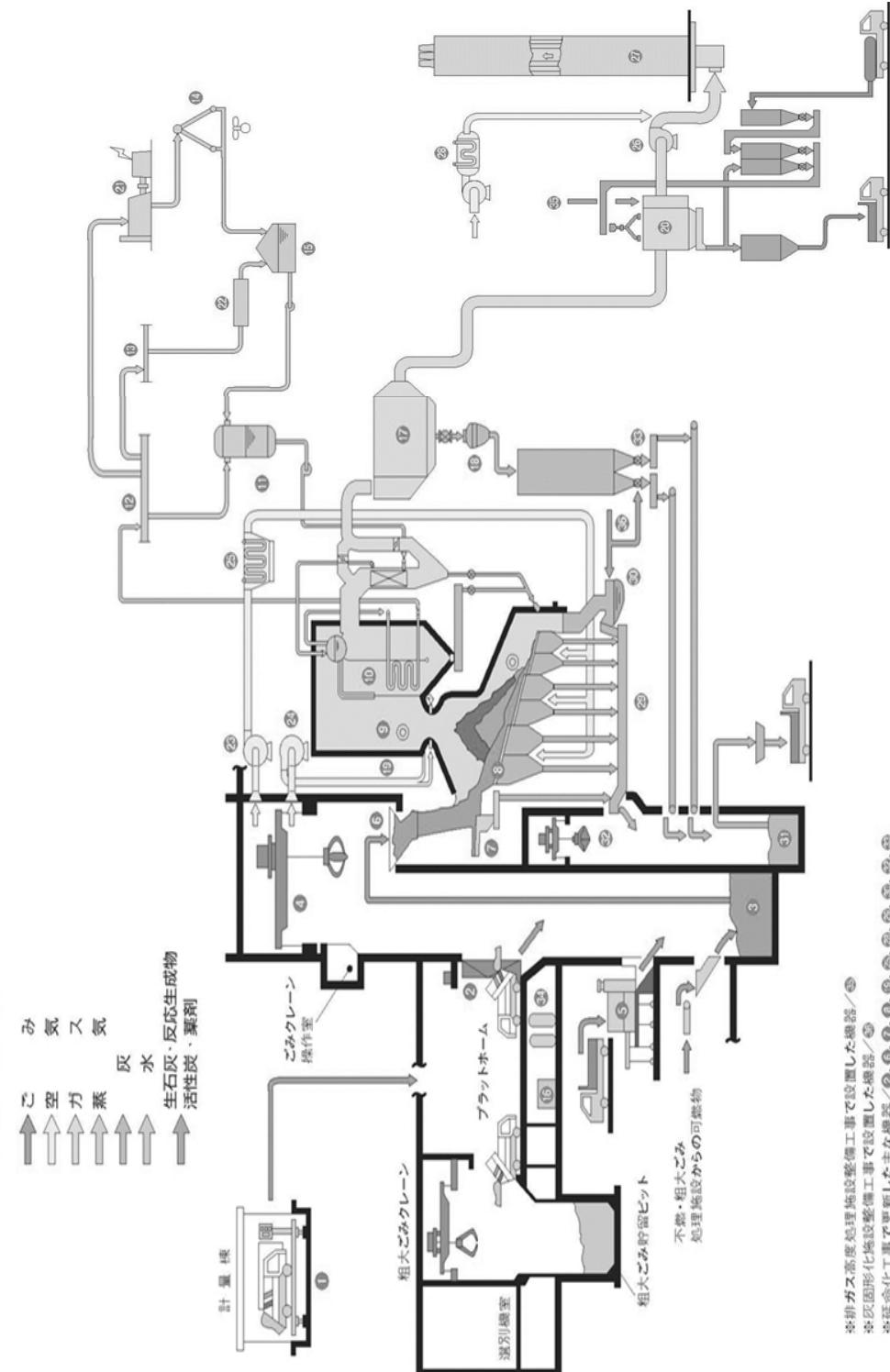
(4) 市川市クリーンセンターの環境マネジメントシステム

地球環境の保全が大きな課題となっている状況の下、ごみ処理事業においても環境面に対して積極的な役割が求められています。

市川市クリーンセンターでは、国際規格であるISO14001の認証を全国に先駆けて取得（平成12年2月21日）しましたが、取得から11年が経過し、初期の目的を達成したため、平成23年2月20日に認証登録を返上しました。その後、市川市クリーンセンター独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の低減に努めてきました。現在は、本市の公共施設を適用範囲とする環境マネジメントシステムの運用が平成25年4月より開始されたことから、このシステムにのっとり他の公共施設と連携を図りながら更なる環境負荷の低減に努めています。

クリーンセンター処理フロー

プラント系統図



(5) ダイオキシン類等公害対策

① ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源はごみ焼却による燃焼であることから、廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、平成9年1月に厚生省による「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿って対策がとられ、平成9年8月の廃棄物処理法施行令などの改正、平成9年12月からの大気汚染防止法による法的規制が行われ、平成14年12月にはさらに厳しい濃度基準が適用されました。

このような規制を受け、市川市クリーンセンターでは、ごみ焼却施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類を減らすため、平成13年12月に排出ガスに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去する排ガス高度処理施設等を整備しました。

これらの対策によって、クリーンセンターの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は、国の基準 (1ng-TEQ/m³N) (補足) を大幅に下回っています。

(補足) ダイオキシン類の単位説明

| 単位 | 説明 |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ng (ナノグラム) | 10億分の1グラムを表す。 |
| pg (ピコグラム) | 1兆分の1グラムを表す。 |
| TEQ | 毒性等量*。最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示。 |
| m ³ N (ノルマル立方メートル) | 温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した気体の体積を表す表示。 |

* 毒性等量：ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち最も強い毒性をもつダイオキシン類(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数を用いて毒性を足し合わせた値、毒性等量(TEQ)が用いられます。

排出ガス中ダイオキシン類測定結果 [単位 : ng-TEQ/m³N]

| 年度 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1号炉 | 10月15日 | 0.023 | 6月24日 | 0.0075 | 6月28日 | 0.0036 | 10月18日 | 0.013 | 6月22日 | 0.0046 |
| | 11月29日 | 0.015 | 11月17日 | 0.018 | 1月17日 | 0.023 | 11月24日 | 0.011 | 1月30日 | 0.0065 |
| 2号炉 | 6月26日 | 0.040 | 8月19日 | 0.0060 | 6月29日 | 0.0013 | 8月4日 | 0.028 | 6月23日 | 0.0054 |
| | 12月24日 | 0.17 | 12月17日 | 0.0044 | 1月21日 | 0.014 | 1月31日 | 0.010 | 11月16日 | 0.021 |
| 3号炉 | 9月27日 | 0.027 | 8月20日 | 0.0071 | 9月13日 | 0.0076 | 7月1日 | 0.014 | 7月12日 | 0.011 |
| | 12月5日 | 0.024 | 12月16日 | 0.0068 | 11月22日 | 0.0093 | 11月25日 | 0.0084 | 2月2日 | 0.014 |

国の基準：ダイオキシン類対策特別措置法における大気排出基準 1ng-TEQ/m³N以下

排出水中ダイオキシン類測定結果 [単位 : pg-TEQ/ℓ]

| 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|-------|--------|---|-------|----------|--------|----------|-------|----------|
| 9月27日 | 0.005 | 8月20日 | 0 | 6月29日 | 0.000054 | 10月18日 | 0.000024 | 7月12日 | 0.013 |
| 12月24日 | 0 | 12月17日 | 0 | 1月17日 | 0.000039 | 1月31日 | 0.013 | 1月30日 | 0.000024 |

国の基準：ダイオキシン類対策特別措置法における水質排出基準 10 pg-TEQ/ℓ以下

② 焼却灰の対策

a) 重金属対策

燃やすごみを焼却処理すると灰になりますが、焼却灰を埋立処分する場合、重金属（水銀等の有害な金属類）の溶出等について、様々な規制があります。

クリーンセンターでは、焼却灰に薬剤（キレート剤）を注入し、灰に含まれる重金属等を不溶化し、埋立後の重金属類の溶出を防いでいます。

b) ダイオキシン類対策

焼却灰のダイオキシン類については、焼却灰を薬剤処理することにより「ダイオキシン類対策特別措置法」による規制の除外規定に該当します。

(6) その他適正処理対策

ルールを無視して出される危険なごみによる事故を未然に防止し、破碎処理を安全かつ効率的に行うため、燃やさないごみは、破碎処理前に破碎処理不適物の除去作業を行っています。除去作業を実施した平成16年度以降は、爆発事故の件数は減少し、発生した事故についても

小規模の火災・爆発にとどまっていますが、近年では、**小型家電で使われる充電池によるものと思われる小規模な火災の検出が増加傾向**にあり、安全装置が働き、施設が一時停止する事例が増えています。また、令和元年10月に不燃ピットで大規模な火災が発生しましたが、令和2年度中に修繕が完了し、現在再稼働しております。

クリーンセンターでの事故発生件数の推移

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 火災事故 | 436 | 345 | 545 | 580 | 732 |
| 爆発事故 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 計 | 436 | 345 | 545 | 582 | 748 |

(7) 焼却灰の放射性物質濃度

福島第一原子力発電所の事故に伴う影響を確認するため、焼却灰の放射性物質濃度の測定を行いました。その測定結果は、一般廃棄物最終処分場（管理型処分場）に埋立処分が可能である8,000ベクレル/kg以下でした。

焼却灰の放射性物質濃度測定結果

単位：ベクレル/kg

| | 採取日 | 測定日 | 放射性セシウム | | 採取日 | 測定日 | 放射性セシウム |
|----|----------|----------|---------|----|----------|----------|---------|
| 主灰 | R5.4.15 | R5.4.20 | 26 | 飛灰 | R5.4.15 | R5.4.20 | 169 |
| | R5.5.22 | R5.5.22 | 29 | | R5.5.20 | R5.5.22 | 140 |
| | R5.6.3 | R5.6.6 | 35 | | R5.6.3 | R5.6.6 | 126 |
| | R5.7.10 | R5.7.11 | 29 | | R5.7.8 | R5.7.11 | 182 |
| | R5.8.21 | R5.8.22 | 30 | | R5.8.19 | R5.8.22 | 154 |
| | R5.9.11 | R5.9.12 | 27 | | R5.9.9 | R5.9.12 | 122 |
| | R5.10.18 | R5.10.24 | 22 | | R5.10.18 | R5.10.24 | 114 |
| | R5.11.6 | R5.11.7 | 18 | | R5.11.4 | R5.11.7 | 155 |
| | R5.12.16 | R5.12.19 | 26 | | R5.12.16 | R5.12.19 | 158 |
| | R6.1.13 | R6.1.16 | 19 | | R6.1.13 | R6.1.16 | 89 |
| | R6.2.5 | R6.2.5 | 12 | | R6.2.3 | R6.2.5 | 80 |
| | R6.3.4 | R6.3.4 | 12 | | R6.3.2 | R6.3.4 | 90 |

※ 主灰（燃え殻）：焼却炉の底部から排出される灰

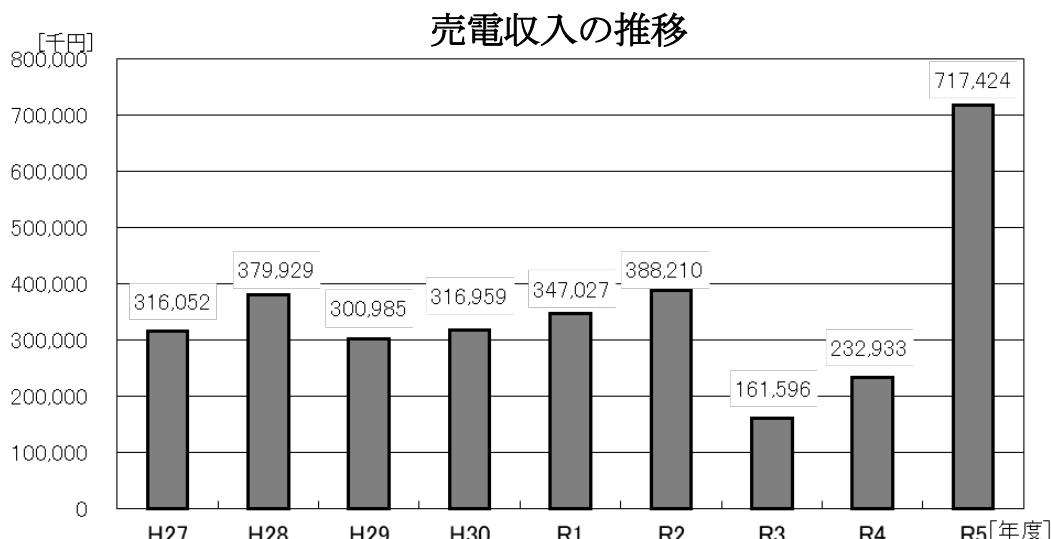
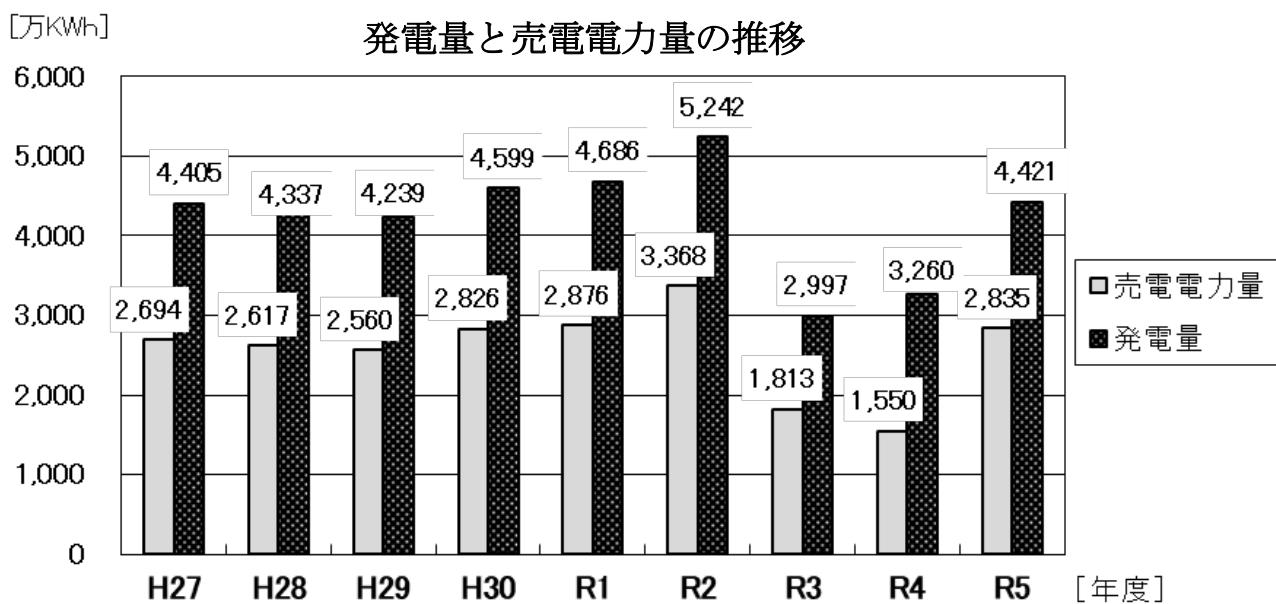
※ 飛灰（ばいじん）：焼却炉の排気ガス中に含まれる灰を集じん施設で捕捉した灰

(8) 熱回収・余熱利用

① 発電量と売電収入

市川市クリーンセンターは、ごみの焼却によって発生する熱を回収し、その熱をボイラーで蒸気に変えて、センター及び余熱利用施設の冷暖房、給湯に利用し、発生した蒸気をタービンに送って発電しています。発電した電気は、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用しているほか、余剰電力は電力会社に売電しています。

ごみの焼却量に応じて発電量は変化しますが、令和5年度は4,421万kWhとなりました。1世帯当たりの年間平均電力消費量を3,600kWh（電気事業連合会資料）として計算すると、令和5年度の発電量は約12,280世帯の年間消費量に相当します。



※ H26年度から入札により電力を売却。

※ H27年度売電収入は、売却先破産手続きによる配当金（52,032千円）を含めて集計。

② 余熱利用施設（クリーンスパ市川）

平成19年9月に、市川市クリーンセンターにおける熱回収で得た電力と余熱を有効利用する、クリーンスパ市川がオープンしました。

令和4年8月までPFI（Private Finance Initiative）事業による施設の整備・運営が行われてきましたが、期間満了により施設が市に譲渡されました。令和4年10月からは新たに指定管理者により施設の運営・維持管理が行われています。指定管理者制度は、民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

余熱利用施設の概要

| | | | |
|------|---|------|----------------------------------|
| 施設名称 | クリーンスパ市川 | 所在地 | 市川市上妙典1554番地 |
| 敷地面積 | 6,461m ² | 施設規模 | 4,611.96m ² （鉄骨造2階建て） |
| 供用開始 | 平成19年9月 | 事業者 | 市川ウエルネスサポートーズ |
| 施設内容 | プールゾーン：25mプール8コース、多機能プール、子供プール 風呂ゾーン：各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 休憩ゾーン：大広間、集会室、飲食施設 その他：スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティースペース等 | | |

入場者数の推移

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度※1 | 令和3年度※2 | 令和4年度※2 | 令和5年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入場者数 | 278,191人 | 256,471人 | 166,556人 | 206,890人 | 207,611人 | 250,205人 |

※ 1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために発出された緊急事態宣言を受け、4・5月の休館や継続的な時短営業を実施したことにより、入場者数が減少したものです。

※ 2 令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入場制限を実施しており、令和2年度からは回復傾向にあるものの、平年の入場者数と比較すると減っています。



クリーンスパ市川

2. ごみの最終処分

塵芥収集を開始した昭和21年、ごみは市内の田・沼・原野等に直接埋立処分していました。柏井塵芥焼却場が竣工した昭和30年以降は、燃えるごみは同焼却場で焼却し、焼却灰と燃えないごみを埋立処分しました。その後人口増加による都市化が進み、市内での最終処分場の確保が困難となつたため、昭和55年から焼却灰及び破碎残渣を茨城県北茨城市的民間最終処分場へ、平成元年から千葉県銚子市の民間最終処分場へ処分委託しました。平成16年以降は、富津市や秋田県等の民間最終処分場等に処分委託し、令和5年度現在は、千葉県内では銚子市、富津市、県外では秋田県、山形県の民間最終処分場に処分委託しています。

ごみの自区域内処理の原則にもかかわらず、市外の民間最終処分場に埋立処分を依存しているため、最終処分量の削減は最重要課題となっています。

焼却灰・破碎残渣の最終処分先の推移

| 所在地 | 期間 (年度) |
|------|---------------------------------|
| 北茨城市 | S55年度—S63年度 |
| 銚子市 | H1年度 → |
| 富津市 | H16年度—H18年度 H21年度—H24年度 H27年度 → |
| 秋田県 | H18年度 → |
| 君津市 | H26年度 → H30年度 |
| 山形県 | H24年度 → |

クリーンセンターにおける焼却灰・破碎残渣の処分量の推移

単位 : t

| 年 度 | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 焼却灰 | 埋立 | 銚子市 | 3,741 | 1,863 | 986 | 489 | 239 | 118 | 79 |
| | | 富津市 | 3,543 | 4,970 | 5,792 | 6,867 | 6,058 | 6,021 | 4,588 |
| | | 秋田県 | 3,760 | 3,882 | 4,036 | 4,442 | 4,027 | 3,124 | 2,019 |
| | | 山形県 | 1,956 | 1,828 | 1,854 | 2,101 | 2,214 | 1,482 | 1,181 |
| | | 合計 | 13,000 | 12,543 | 12,668 | 13,899 | 12,538 | 10,745 | 7,867 |
| | 資源化 | 長野県 | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 埼玉県 | 307 | 227 | 399 | 494 | 477 | 1,698 | 1,329 |
| | | 宮城県 | 492 | 496 | 472 | 494 | 551 | — | — |
| | | 茨城県 | 89 | 91 | 90 | 197 | 482 | 699 | 850 |
| | | 神奈川県 | — | — | — | — | — | 136 | 188 |
| | | 福島県 | — | — | — | — | — | 133 | 208 |
| | | 栃木・高知県 | — | — | — | — | — | — | 1,067 |
| | | 合計 | 889 | 814 | 961 | 1,186 | 1,509 | 2,666 | 3,642 |
| 場内一時保管 | | — | — | — | — | — | — | — | |
| 焼却灰合計 | | 13,889 | 13,357 | 13,629 | 15,085 | 14,047 | 13,411 | 11,509 | |
| 破碎残渣 | | 君津市 | 679 | 650 | — | — | — | — | — |
| | | 富津市 | 352 | 558 | 1,058 | 1,211 | 1,300 | 1,367 | 1,392 |
| | | 秋田県 | 452 | 447 | 701 | 687 | 408 | 418 | 414 |
| | | 破碎残渣合計 | 1,483 | 1,655 | 1,759 | 1,898 | 1,708 | 1,785 | 1,806 |
| 年間埋立量合計 | | 14,483 | 14,198 | 14,427 | 15,797 | 14,246 | 12,530 | 9,673 | |

※ 処分量は、各委託先への委託量を1トン未満四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

※ 令和元年度においては、他自治体の災害廃棄物を受け入れたことにより、上記の量とは別に約88tの焼却灰が発生しております。当該自治体へ返却しています。

※ 上記量には、他市町村等から受け入れた量を含み、他市町村等に搬出した量を含みません。

資源物の資源化の流れ（市民・市・事業者の役割）（令和5年度）

3. 資源物の資源化

| 区分 | 市民の役割 | 市の役割 | 事業者の役割 |
|------------------|-------|---|--|
| ビン | | 収集し、市内にある民間処理施設で無色、茶色、その他の色、生きビン（リターナブルビン）に分別します。 | 無色、茶色、緑色、黒色のビン →ガラスビンを含め、ガラス製品に再生利用します。 |
| カン | | 収集し、市内にある民間中間処理施設でスチール缶とアルミ缶に分別します。 | リターナブルビン →ビンとして再使用します。 |
| 紙パック | | | スチール缶 →スチール缶を含め、鉄製品に再生利用します。 |
| 新聞 | | | アルミ缶 →アルミ缶を含め、アルミ製品に再生利用します。 |
| 雑誌 | | 収集し、資源回収協同組合に搬入します。 | 紙パック →ティッシュペーパー、トイレットペーパーに再生利用します。 |
| ダンボール | | | 新聞 →新聞紙、週刊誌、OA用紙に再生利用します。 |
| 布類 | | | 雑誌 →菓子箱、絵本に再生利用します。 |
| プラスチック 製容器包装類 | | 収集し、市内にある民間中間処理施設でペットボトルとその他のプラスチック製容器包装に分別します。 | ダンボール →紙筒、ダンボールに再生利用します。 |
| ※ 剪定枝 | | 収集し、保管します。 | 布類 →ウエスとして再利用又は輸出して古着として再利用します。 |
| | | | ペットボトル →トレイ、ペットボトル、繊維、卵パック等に再生利用します。 |
| | | | その他のプラスチック製容器包装 →工業原料（ガス化）に再生利用します。 |
| | | | 剪定枝 →チップ化等により資源化します。 |

※ 令和元年7月から、剪定枝も分別収集しています。

(1) ビン・カンの資源化

ごみ集積所から収集したビン、カンは、市内の民間処理施設に搬入され、ビンについては、生きビン（リターナブルビン）と色別（無色・茶・黒・緑）に選別され、再資源化事業者へ売却又は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しを行い、カンについては、スチール缶とアルミ缶とに選別・圧縮し、再資源化事業者に売却しています。

(2) 紙類・布類の資源化

ごみ集積所等から収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、市内の紙問屋（市川市資源回収協同組合）へ搬入し、有価物として売却しています。

(3) プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の資源化

ごみ集積所等から収集したプラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は、市内の民間処理施設に搬入され、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とに分別し、異物や汚れのひどいものを選別・除去した上で、圧縮・梱包されます。

平成21年度以降は、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再商品化しています。

資源化についての詳しい情報は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページにある「わたしのまちのリサイクル」に掲載されています。

<http://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/special/mytown/index.php>



プラスチック製容器包装類の選別作業



圧縮・梱包されたペットボトル

(4) 剪定枝の資源化

ごみ集積所から収集した剪定枝は、市外の民間資源化施設に搬入され、堆肥化チップや畜産チップ等に資源化されます。

(5) 使用済小型家電の資源化

平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに踏まえ、新たなりサイクルの取り組みとして、平成25年11月から市内21箇所に回収ボックスを設置し、携帯電話、ビデオカメラ等の使用済小型家電を回収し、資源化しています。平成30年9月には、回収品目にノート型パソコンを追加しました。

回収した使用済小型家電は、分解、選別等を市内の障がい者就労施設と連携し実施することで、障がい者の就労支援に役立っています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックで使用するメダルを小型家電から製作する東京2020組織委員会主催の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に、平成29年4月から平成31年3月まで参加していました。

第5節 事業系一般廃棄物対策

1. 事業系一般廃棄物の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』と定めています。事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（「事業系一般廃棄物」及び「産業廃棄物」）を、それぞれ、種類ごとに分別して、適正に処理しなければなりません。

「適正に処理する」とは、事業系一般廃棄物を事業者自ら処理する、一般廃棄物処理施設（市川市クリーンセンター等）に自ら搬入し処理を委託する、市が許可した処理業者（一般廃棄物収集運搬業）に処理を委託する、いずれかの処理をいいます。

※ 産業廃棄物は、別途、県が許可した処理業者に処理を委託する必要があります。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(1) 適正処理状況

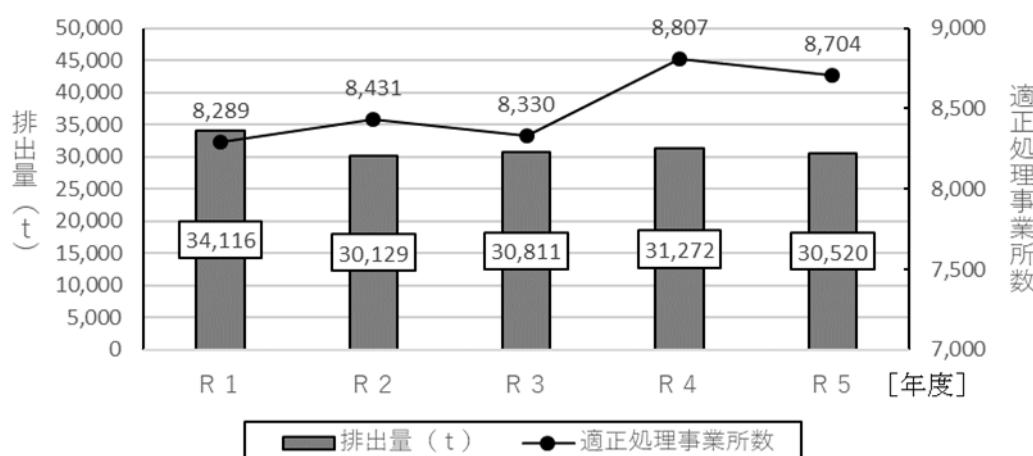
令和5年度末の適正処理事業所数は、市内9,783事業所※ 1 のうちの89.0%にあたる8,704事業所※ 2 となっています。排出量でみると、30,520 t の事業系一般廃棄物が適正に処理されています。

一方、一部の事業者は、その責務を果たさず、家庭ごみ集積所に排出する等、適正処理をしていない事例も見受けられます。そこで、事業者に適正処理を徹底させるため、適正処理の確認がとれていない事業者に対し個別訪問指導を実施するとともに、啓発パンフレットの送付や広報活動、文書による指導・啓発を実施し、適正処理の推進に取り組んでいます。

※ 1 平成21年度NTTデータを基本に個別指導、実態調査を実施して判明した新規、廃業事業所を加除した件数。

※ 2 事業者自らクリーンセンターへ搬入(自己搬入)している事業所1,043事業所、許可業者に処理を委託している事業所7,661事業所

適正処理事業所数・事業系一般廃棄物排出量の推移



(2) 適正処理推進のための取り組み

① 個別訪問指導

適正処理の確認がとれていない事業者に対し、個別訪問・実態調査を実施し、適正処理に関する説明や啓発パンフレットの配布を行っています。

また、通報等により、家庭ごみ集積所への排出が確認された事業所に対しても、随時個別訪問指導を実施し、適正処理の推進に努めています。

② 啓発パンフレットの送付

適正処理の確認がとれていない事業者への啓発・指導を目的として、啓発パンフレットを、年1回送付しています。

- ・令和6年3月発送 送付対象 1,159事業所

③ 広報活動

事業系一般廃棄物の適正処理についてご理解とご協力をいただきため、「広報いちかわ」に記事を掲載しています。

また、市のホームページに、事業所向けに適正処理の内容や市内の一般廃棄物処理業許可業者の一覧表等を掲載しています。

(3) 一般廃棄物処理業者（許可業者）の指導・監督

本市では、市が許可している一般廃棄物処理業者（許可業者）に対し、法令及び市の定める処理計画に則った適正な処理を確保するための指導及び監督を行っています。

① 搬入物検査・立入検査

クリーンセンターが設けている受入基準に照らし、許可業者が事業系一般廃棄物として搬入する内容物について検査を実施しています。

また、法令に基づき、許可業者の事業場に立入って、帳簿の保存・管理その他事業活動における法令遵守の状況について確認し、指導を行っています。

② その他

上記検査のほか、市内における事業系一般廃棄物の円滑かつ適正な処理に資するための指導を随時行っています。

2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み

(1) 事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場設置等の指導

宅地開発事業のうち事業用途の建築物を建築する場合において、事業系一般廃棄物の集積場の設置及び使用等に関する必要な事項につき基準を定め、事前協議による指導を行っています。

これは、完成後に店舗・事務所等から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を確保し、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とするものです。

(2) 事業用大規模建築物における廃棄物の減量・資源化

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対しては、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」により、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務付けています。

また、必要に応じて立入検査等を実施することにより、適正処理の確認をするとともに、減量・資源化の取り組みの指導・啓発を行っています。

事業用大規模建築物を所有又は占有している事業者による 廃棄物減量・資源化への取り組み状況の推移

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業所数 | | 85事業所 | 85事業所 | 85事業所 | 86事業所 | 86事業所 |
| 排出量 | 可燃ごみ | 6,904.8 t | 5,633.2 t | 5,946.3 t | 5,864.9 t | 5,880.2 t |
| | 不燃ごみ | 344.1 t | 158.0 t | 224.8 t | 245.9 t | 268.9 t |
| | 資源化物 | 10,888.6 t | 11,794.3 t | 14,968.5 t | 15,999.7 t | 15,757.9 t |
| | 総排出量 | 18,137.5 t | 17,585.5 t | 21,139.5 t | 22,110.3 t | 21,907.1 t |
| 資源化率※ | | 60.0% | 67.1% | 70.8% | 72.4% | 71.9% |

※ 資源化率＝資源化物／総排出量

<事業用大規模建築物>

条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物

ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

イ 店舗又は事務所

ウ 旅館又はホテル

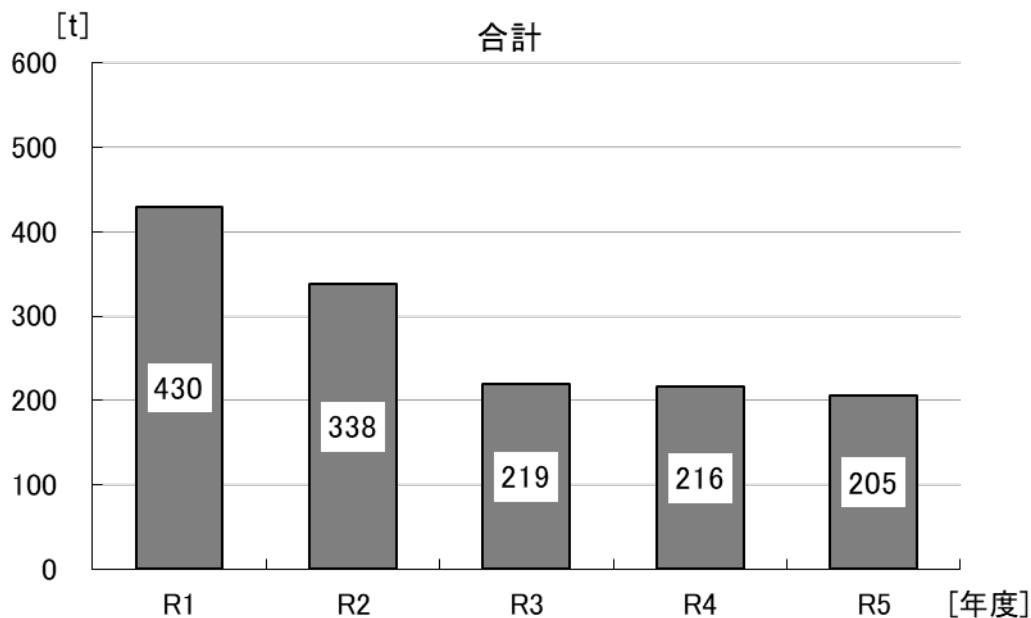
第6節 不法投棄の防止

市内の不法投棄は、山林、原野や海岸への投棄とともに、ごみ集積所周辺等の市街地などにも投棄されることが多い状況にあります。

本市では、投棄されやすい場所への防止看板や監視カメラの設置、市職員によるパトロールを実施して不法投棄の防止に努めています。また、土地所有者又は占有者等（特に空地など）への不法投棄防止策の指導も行っています。

近年の傾向として、ごみ集積所など、街中の身近な場所への投棄が目立つことから、地域で活躍するじゅんかんパートナー（24ページ参照）との連携により不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄処理状況（処理量）の推移



<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役
若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第7節 動物（犬・猫等）の死体処理

本市では、家族の一員として生活を共にしてきたペットが亡くなった場合、専用保冷車で引き取り、**動物専用火葬施設にて火葬し、市営霊園脇の犬猫慰靈碑に納骨しています。**

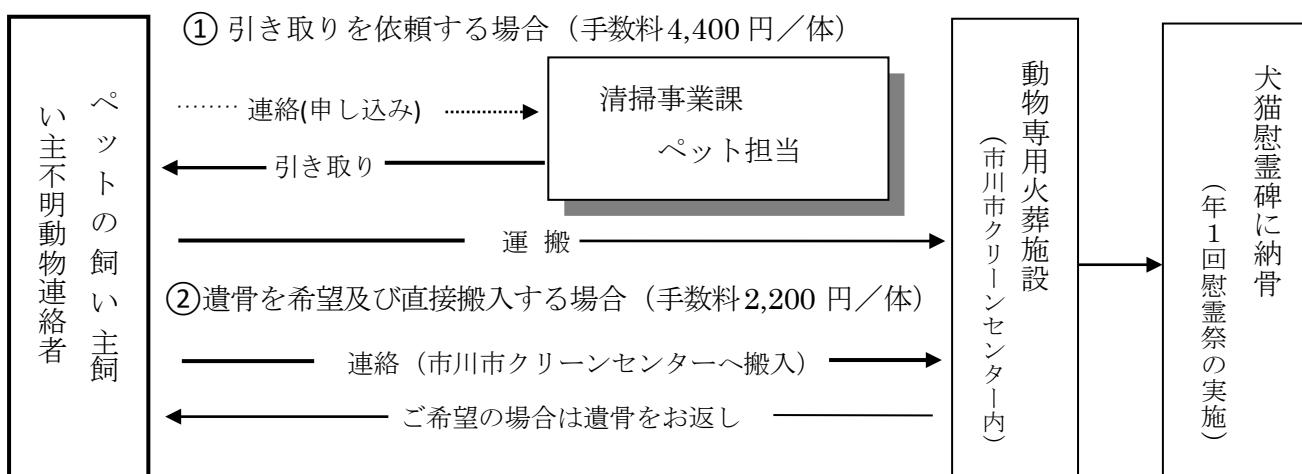
動物専用火葬施設（市川市クリーンセンター内）に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬後の遺骨をお渡ししています。

また、飼い主不明の場合にも同様の処理を施し、死亡した小動物に安らぎの場を提供するとともに、地域の生活環境保全に寄与しています。

なお、毎年10月の第1日曜日には、市川浦安地域獣医師会により開催される慰靈祭を支援しています。

処理手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,400円、動物火葬施設まで持ち込まれた場合は、一体につき2,200円となっています。

動物死体処理のフロー



※飼い主不明動物の処理手数料はかかりません。

動物死体処理状況

(単位：体)

| 年度 | 飼い主依頼分（有料） | | | 飼い主不明分（無料） | | | 合計 | | |
|-----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | 犬 | 猫等 | 小計 | 犬 | 猫等 | 小計 | 犬 | 猫等 | 計 |
| H28 | 762 | 1,133 | 1,895 | 3 | 1,804 | 1,807 | 765 | 2,937 | 3,702 |
| H29 | 710 | 1,198 | 1,908 | 10 | 1,705 | 1,715 | 720 | 2,903 | 3,623 |
| H30 | 692 | 1,201 | 1,893 | 4 | 1,638 | 1,642 | 696 | 2,839 | 3,535 |
| R1 | 689 | 1,232 | 1,921 | 1 | 1,689 | 1,690 | 690 | 2,921 | 3,611 |
| R2 | 603 | 1,151 | 1,754 | 1 | 1,398 | 1,399 | 604 | 2,549 | 3,153 |
| R3 | 590 | 1,235 | 1,825 | 3 | 1,416 | 1,419 | 593 | 2,651 | 3,244 |
| R4 | 508 | 1,249 | 1,757 | 0 | 1,406 | 1,406 | 508 | 2,655 | 3,163 |
| R5 | 472 | 1,247 | 1,719 | 0 | 1,436 | 1,436 | 472 | 2,683 | 3,155 |

第Ⅱ部 令和5年度資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 生活排水処理事業

| | |
|--------------------------|----|
| 第1節 生活排水処理事業の推移 | 67 |
| 第2節 生活排水処理事業の概要 | 69 |
| 第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬 | 71 |
| 1. し尿収集運搬 | 71 |
| 2. 浄化槽汚泥収集運搬 | 71 |
| 第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分 | 72 |
| 1. 市川市衛生処理場の施設概要 | 72 |
| 2. 処理方法 | 72 |
| 第5節 浄化槽の設置・管理 | 74 |
| 1. 浄化槽の清掃 | 74 |
| 2. 合併処理浄化槽への転換促進 | 75 |

第3章 生活排水処理事業

第1節 生活排水処理事業の推移

生活排水処理のうち、し尿処理は一般的に①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別されます。このうち、都市におけるし尿処理の方法として最も理想とされているのは下水道による処理ですが、下水道整備には膨大な経費と長い年月が必要となることから、現在本市の下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われています。

- | | |
|--------|---|
| 昭和29年度 | ・16社の許可業者により、し尿収集運搬を開始。（7月） |
| 昭和42年度 | ・旧市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力200kℓ／日）（4月） ・し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託。（11月） |
| 昭和45年度 | ・清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始。（12月） |
| 昭和50年度 | ・市民サービスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、財団法人市川市清掃公社を設立。同公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。（6月） |
| 昭和53年度 | ・下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施。（4月） |
| 昭和57年度 | ・浄化槽汚泥処理手数料の有料化を実施。（5月） |
| 昭和63年度 | ・「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月） |
| 平成5年度 | ・市川市が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「市川市生活排水対策推進計画」（一次計画）を策定。（3月） |
| 平成6年度 | ・台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図り河川の汚染を防ぐため、合併処理浄化槽の設置補助金制度を開始。（4月） ・「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月） |
| 平成8年度 | ・下水道及び浄化槽の普及に伴う水洗化の普及進展や水洗化世帯との負担公平の観点から、し尿収集運搬手数料の有料化を実施。（10月） |
| 平成12年度 | ・市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力242kℓ／日）（4月） |
| 平成13年度 | ・浄化槽法一部改正により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止に。（4月） ・「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）－生活排水処理編」を策定。（3月） ・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定。（3月） |
| 平成16年度 | ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象に、単独処理浄化槽からの転換を追加。（4月） |
| 平成20年度 | ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を高度処理型（窒素又はリン除去）合併処理浄化槽のみとした。（4月） |
| 平成21年度 | ・“いちかわじゅんかんプラン21（生活排水処理編）”改定。（3月） |
| 平成23年度 | ・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置のみとした。（4月） |
| 平成24年度 | ・「市川市生活排水対策推進計画」（三次計画）を策定。（3月） |
| 平成25年度 | ・衛生処理場に新型脱水機を導入し、脱水汚泥をクリーンセンターで焼却。（3月） ・「市川市下水道中期ビジョン」を策定。（3月） |

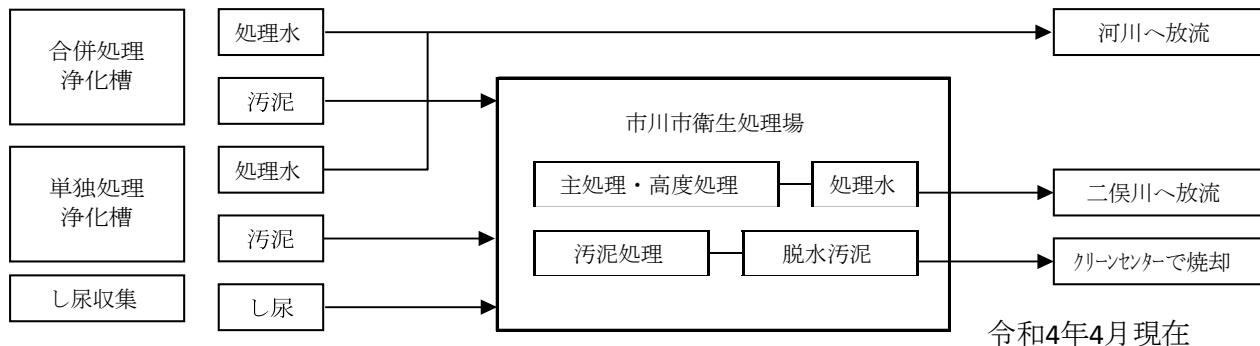
第Ⅱ部 第3章 生活排水処理事業

- 平成27年度 • 習志野市とし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定を締結し、習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を衛生処理場で開始。 (4月)
- 「市川市汚水適正処理構想」を策定。 (3月)
- 平成30年度 • 市川市衛生処理場の運営を直営方式から、長期責任包括運営委託方式に移行。 (4月)
- “いしかわじゅんかんプラン21（生活排水処理編）”改定。 (3月)
- 令和3年度 • 衛生処理場での習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を終了。 (3月)

第2節 生活排水処理事業の概要

し尿・浄化槽汚泥の処理の流れ

本市の生活排水処理事業のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、以下の流れで実施されています。



※浄化槽に関する用語の使い方について（いちかわじゅんかんプラン21改訂版より）

平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されました。本計画では、従来から一般的に使用されている「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」という用語を使用し、それらの総称を「浄化槽」として表記します。

「合併処理浄化槽」：し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽

「単独処理浄化槽」：し尿のみを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽は法改正により、原則として新設が禁止されているが、既存の単独処理浄化槽の維持管理については、「みなし浄化槽」として法の規定が適用される。

市内処理形態別人口等の推移

| 年度 | 下水道 | | 浄化槽 | | し尿収集 | | 処理量 (kℓ) | | | |
|-----|---------|---------|--------|--------|--------|-------|----------|--------|--------|--------|
| | 人口 | 世帯 | 人口 | | 世帯 | 人口 | 世帯 | 浄化槽汚泥 | 汲み取りし尿 | |
| | | | 単独 | 合併 | | | | | | |
| H27 | 316,670 | 160,780 | 88,163 | 68,879 | 70,792 | 4,830 | 2,305 | 63,425 | 4,163 | 67,588 |
| H28 | 329,100 | 168,180 | 87,095 | 61,724 | 67,446 | 4,625 | 2,221 | 62,601 | 4,001 | 66,602 |
| H29 | 334,500 | 172,240 | 86,068 | 60,845 | 67,009 | 4,354 | 2,122 | 59,679 | 3,776 | 63,455 |
| H30 | 337,300 | 174,770 | 84,963 | 62,317 | 68,182 | 4,134 | 2,032 | 62,162 | 3,378 | 65,540 |
| R1 | 343,200 | 178,780 | 83,014 | 61,693 | 67,773 | 3,914 | 1,974 | 61,204 | 3,122 | 64,326 |
| R2 | 346,100 | 181,760 | 81,049 | 61,397 | 67,403 | 3,737 | 1,865 | 62,651 | 2,996 | 65,647 |
| R3 | 350,200 | 183,990 | 79,135 | 58,593 | 66,255 | 3,617 | 1,804 | 60,948 | 3,118 | 64,066 |
| R4 | 352,300 | 184,900 | 76,894 | 59,785 | 68,190 | 3,510 | 1,752 | 61,020 | 2,660 | 63,680 |
| R5 | 357,300 | 187,220 | 74,653 | 58,720 | 69,476 | 3,422 | 1,702 | 59,683 | 2,516 | 62,199 |

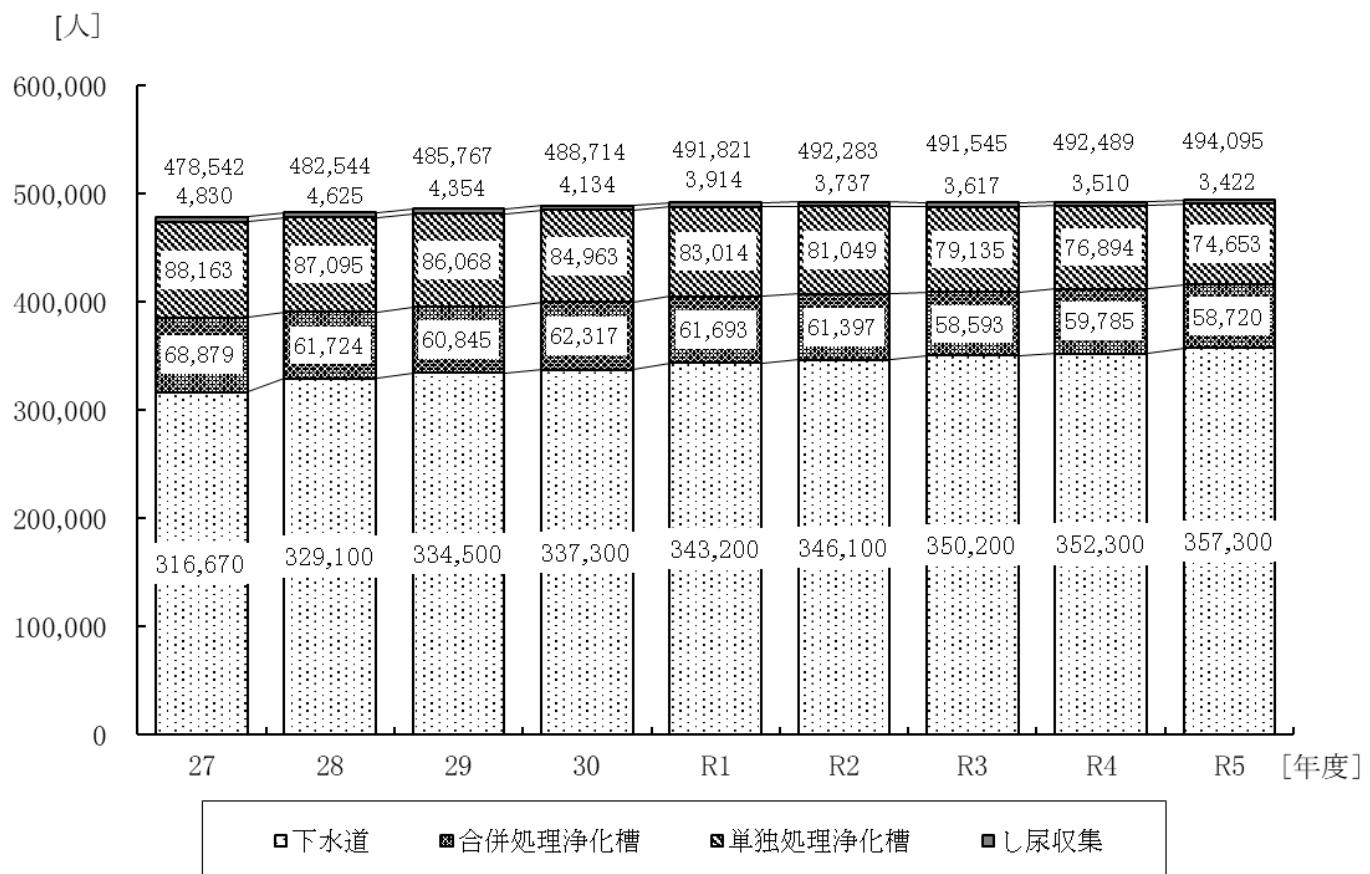
※ 人口は各年度の3月31日現在の住基人口

※ し尿収集の処理量は、仮設トイレからの収集分を含む。

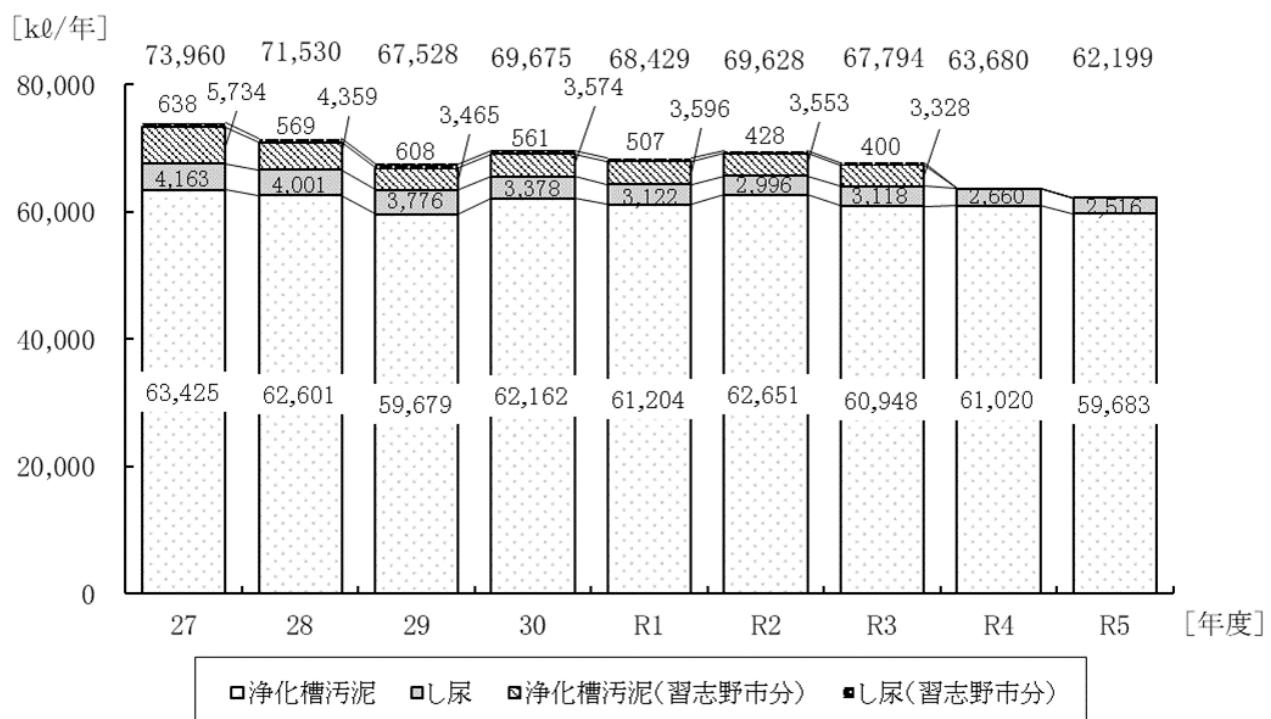
※ 浄化槽の世帯数、浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計値。

※ 集計に習志野市分は含まず。

市内処理形態別人口の推移



し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



※H27年度からR3年度は、習志野市から受入れた浄化槽汚泥・汲み取りし尿も含まれます。

第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

1. し尿収集運搬

し尿の収集運搬は、市民サービスと作業能率の一元化を図るため、公益財団法人市川市清掃公社に業務を委託しています。

※ 工事現場等の仮設トイレから排出されるし尿は、排出者（設置者）がし尿収集運搬許可業者である同公社に委託して収集運搬を行います。

公益財団法人 市川市清掃公社の概要

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 公益財団法人 市川市清掃公社 |
| 所在地 | 市川市二俣新町13番1 |
| 設立年月日 | 昭和50年6月1日 |
| 資本金 | 3,000万円（市川市全額出資） |
| 設立目的 | 市川市の清掃事業の公共性を確保し、安定的、継続的な運営を推進することにより市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生に寄与すること並びにリデュース、リユース、リサイクルの促進に関する事業を行うことにより資源の有効活用に寄与する。 |
| 事業内容 | 1. 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事業 2. 浄化槽の清掃保守点検等に関する事業 3. 公共用水域の水質向上等に関する事業 4. 産業廃棄物の収集運搬に関する事業 5. 屋外広告物法に基づいて実施する屋外広告物の撤去に係る清掃に関する事業 6. リデュース、リユース、リサイクルの促進及び啓発に関する事業 7. 家具、ベビー用品などの中古品の買取や委託等及び販売に関する事業 8. 生ごみ等をリサイクルした堆肥の製造及び販売に関する事業 9. 一般廃棄物処理施設の管理運営及び付随する業務に関する事業 10. 給排水設備等の維持管理及び保全に関する事業 11. その他公益目的を達成するために必要な事業 |
| 職員数 | 56名(うち常勤職員53名) |

(令和5年4月1日現在)

2. 浄化槽汚泥収集運搬

浄化槽汚泥とは、浄化槽内の清掃時に引き出される汚泥のことをいい、その収集運搬は、市長が許可した浄化槽汚泥収集運搬許可業者（8社）が行っています。

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用している**市川市衛生処理場**で全量処理しています。

1. 市川市衛生処理場の施設概要

衛生処理場の施設概要

| | |
|------|--|
| 名 称 | 市川市衛生処理場 |
| 所在地 | 市川市二俣新町15番地 |
| 処理方式 | 主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離+活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機（遠心分離式+横型加圧スクリュープレス式） |
| 処理能力 | 242kL/日 |
| 竣工年月 | 平成12年3月 |

2. 処理方法

市川市衛生処理場では、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用しています。まず、固形物を除いた汚水（原水）を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化（※）の原因物質の一つである窒素を除去します。

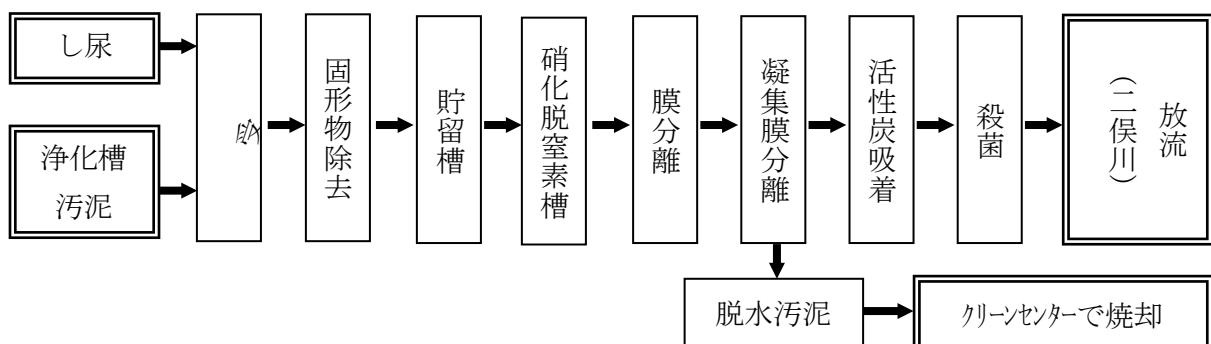
その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。

最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設となっており、二俣川に放流している処理水については、水質汚濁防止法等による基準を下回っています。

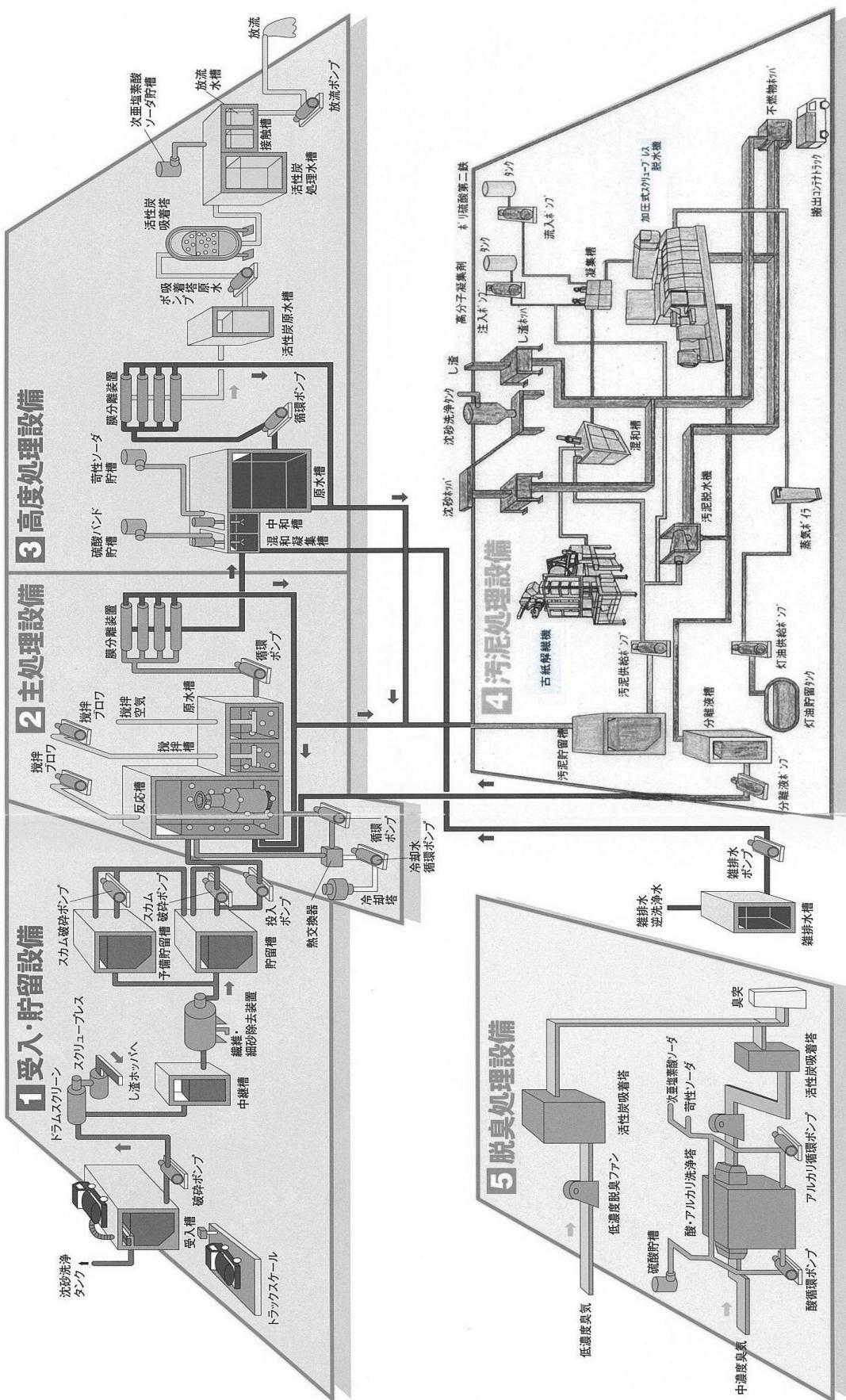
また、平成26年3月から従来は衛生処理場で焼却していた、前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残さを、市川市クリーンセンターに搬入し焼却処理を行い、その焼却灰は、市外の民間の最終処分場で埋立処分（一部再資源化）をしています。

※ 富栄養化：生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。
富栄養化が進行すると藻類等が異常増殖し、水質の悪化にもつながる。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート



衛生処理場処理フロー



第5節 淨化槽の設置・管理

1. 淨化槽の清掃

生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴う市民の水洗化傾向の高まりにより、下水道の普及が遅れている地域では浄化槽による水洗化が行われています。

浄化槽は利便性や快適性が高い反面、維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となるため、浄化槽設置管理者は、知事等の登録を受けた保守点検業者による保守点検や、市の許可を受けた浄化槽清掃業者による清掃、及び県の指定した検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

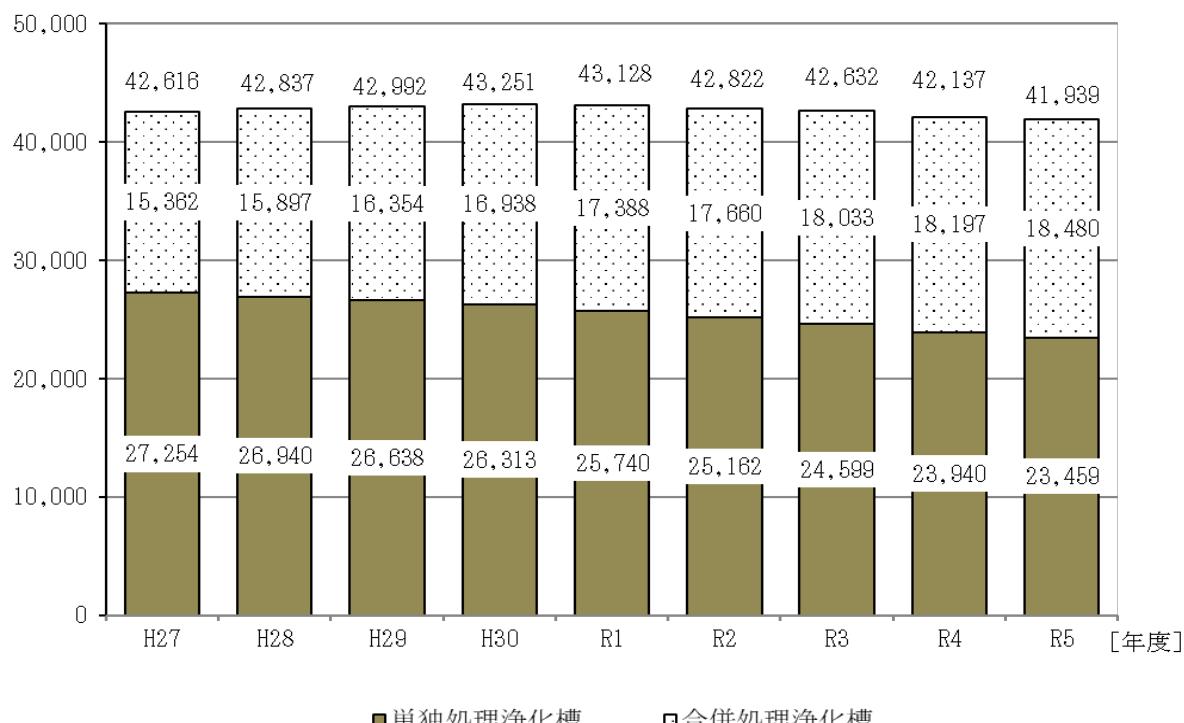
河川の汚れの主な原因是、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水であるため、市では、このような浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理の重要性を周知するため、広報やパンフレット等による啓発を行っています。

処理方式別浄化槽設置基数の推移

単位：基

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 単独処理浄化槽 | 27,254 | 26,940 | 26,638 | 26,313 | 25,740 | 25,162 | 24,599 | 23,940 | 23,459 |
| 合併処理浄化槽 | 15,362 | 15,897 | 16,354 | 16,938 | 17,388 | 17,660 | 18,033 | 18,197 | 18,480 |
| 計 | 42,616 | 42,837 | 42,992 | 43,251 | 43,128 | 42,822 | 42,632 | 42,137 | 41,939 |

[基数]



2. 合併処理浄化槽への転換促進

市では公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成5年より台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置者への設置補助金制度を実施し、加えて13年度施行の浄化槽法改正による単独処理浄化槽新設の原則禁止を受け、16年度からは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置を補助対象に加えました。

平成20年度からは、通常型の合併処理浄化槽を補助対象から除外し、生活雑排水に含まれる窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽のみを補助対象としました。

さらに、平成23年度より、新築及び建替えに伴う合併処理浄化槽の新設を補助対象から除外し、単独処理浄化槽または汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換設置のみを補助対象としました。また、単独処理浄化槽や汲取り便所の撤去工事費用の一部も補助しています。

R2年度より、配管費の一部、N10型の上乗せ補助を開始しました。

このように市では、公共下水道の整備が当分の間見込めない地域において、単独処理浄化槽や汲み取り便所からの高度処理型合併処理浄化槽への転換の普及促進を図っています。

高度処理型合併処理浄化槽補助金交付状況（令和5年度）

| 区分 | 補助実績 | | |
|--------|---------|----------|-------|
| | 基数 | 補助金額（千円） | |
| 単独転換 | 5人槽 | 1 | 1,154 |
| | 6人～7人槽 | 0 | 0 |
| | 8人～10人槽 | 0 | 0 |
| | 計 | 1 | 1,154 |
| 汲み取り転換 | 5人槽 | 1 | 760 |
| | 6人～7人槽 | 0 | 0 |
| | 8人～10人槽 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 |
| 合計 | | 2 | 1,914 |

合併処理浄化槽設置補助基数の推移

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 転換（基） | 5 | 5 | 2 | 6 | 6 | 5 | 2 |

第Ⅱ部 令和5年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 環境美化事業

| | |
|-------------------------|----|
| 第1節 環境美化事業の概要..... | 79 |
| 第2節 雑草除去..... | 79 |
| 第3節 害虫駆除等..... | 80 |
| 第4節 土砂等の埋立て等に関する規制..... | 80 |
| 第5節 江戸川クリーン大作戦..... | 81 |

第4章 環境美化事業

第1節 環境美化事業の概要

住宅都市として快適な生活環境を確保するため、空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壤汚染及び災害の発生の防止等に努めています。

また、地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県、茨城県の11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日‘ゴミゼロ’前後に実施）に参加協力しています。この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行しており、平成13年度からは、年間を通したサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 雜草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対して、刈り取りの指導を行っています。また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。

なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

令和5年度の雑草除去は188件、除去面積は17,372m²でした。

第3節 害虫駆除等

道路側溝等に発生するユスリカは、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。

(令和5年度薬剤散布 件数692件)

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

市民向け薬剤配布状況については、次のとおりです。

市民向けユスリカ駆除剤・殺そ剤配布状況（令和5年度）

| 配布場所 | ユスリカ駆除剤 | 殺そ剤 |
|--|---------|--------|
| 生活環境保全課 | 941袋 | 305袋 |
| 総合市民相談課 | 320袋 | 343袋 |
| 大柏出張所・市川駅行政サービスセンター 行徳支所総務課・南行徳市民センター | 1,889袋 | 1,964袋 |
| 市民課窓口連絡所(国分・信篤・中山) | 88袋 | 225袋 |
| 公民館（東部・西部・柏井・曾谷・南行徳） | 647袋 | 215袋 |
| 計 | 3,885袋 | 3,052袋 |

第4節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壤汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「市川市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できることとともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 埋立 | 6件 | 6件 | 6件 | 2件 | 2件 |
| 一時たい積 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 |
| 変更 | 0件 | 1件 | 1件 | 1件 | 3件 |
| 指導 | 6件 | 2件 | 1件 | 4件 | 3件 |

※ 残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※ 3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第5節 江戸川クリーン大作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿いの2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの清掃を実施しています。

拾い集めたごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

令和5年度実施内容

| 実施日 | 令和5年5月26日（日） | | |
|-------|--------------|--------|--------|
| 参加状況 | 区分 | 参加団体数 | 参加人数 |
| | 自治（町）会 | 5団体 | 290人 |
| | 子ども会 | 1団体 | 50人 |
| | ボーイ・ガールスカウト | 1団体 | 58人 |
| | その他 | 29団体 | 610人 |
| | 合計 | 36団体 | 1,008人 |
| 収集ごみ量 | 燃やすごみ | 250 kg | |
| | 燃やさないごみ | 210 kg | |
| | 合計 | 460 kg | |

江戸川クリーン大作戦の様子



第Ⅱ部 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 予算・決算・原価

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 予算及び決算..... | 85 |
| 1. 歳入(令和5年度) | 85 |
| 2. 歳出(令和5年度) | 85 |
| 第2節 ごみ処理原価..... | 87 |
| 1. 原価計算手法の移行について | 87 |
| 2. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費(令和4年度) | 88 |
| 第3節 し尿処理原価..... | 90 |
| 1. し尿処理原価（令和4年度） | 90 |

第5章 予算・決算・原価

第1節 予算及び決算

1. 歳入（令和5年度）

(単位：千円)

| 科 目 | | 令和5年度 予算現額 | 令和5年度 決算額 |
|-------------|----------------------------------|---------------|--------------|
| 款 | 項・目・節 | | |
| 13.使用料及び手数料 | | 951,375 | 890,267 |
| | 1.使用料・3.衛生使用料・2.清掃使用料 | 1,782 | 1,829 |
| | 2.手数料・2.衛生手数料・2.清掃手数料 | 949,593 | 888,438 |
| 14.国庫支出金 | 2.国庫補助金・3.衛生費国庫補助金・2.清掃費国庫補助金 | 8,422 | 7,764 |
| 15.県支出金 | 2.県補助金・3.衛生費県補助金・2.清掃費県補助金 | 211 | 193 |
| 16.財産収入 | | 7,556 | 7,556 |
| | 1.財産運用収入・1.財産貸付収入・1.土地建物貸付収入 | 526 | 527 |
| | 1.財産運用収入・2.利子及び配当金・1.利子及び配当金 | 7,030 | 7,029 |
| 20.諸収入 | | 1,257,378 | 1,175,219 |
| | 4.受託事業収入・1.衛生費受託事業収入・2.清掃費受託事業収入 | 275,142 | 135,531 |
| | 5.雑入・5.電力壳払収入・1.電力壳払収入 | 719,777 | 717,424 |
| | 5.雑入・6.雑入・1.雑入 | 262,459 | 322,264 |
| 21.市債 | 1.市債・3.衛生債・2.清掃債 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 2,224,942 | 2,080,999 |

2. 歳出（令和5年度）

(単位：千円)

| 科 目 | | 令和5年度 予算現額 | 令和5年度 決算額 |
|-------|-------|---------------|--------------|
| 款 | 項 | | |
| 4.衛生費 | 2.清掃費 | 1.清掃総務費 | 1,027,532 |
| | | 2.塵芥処理費 | 2,257,714 |
| | | 3.し尿処理費 | 122,036 |
| | | 4.衛生処理場費 | 521,738 |
| | | 5.クリーンセンター費 | 4,628,511 |
| | | 6.清掃施設整備費 | 1,127,991 |
| 合 計 | | 9,685,522 | 9,311,112 |

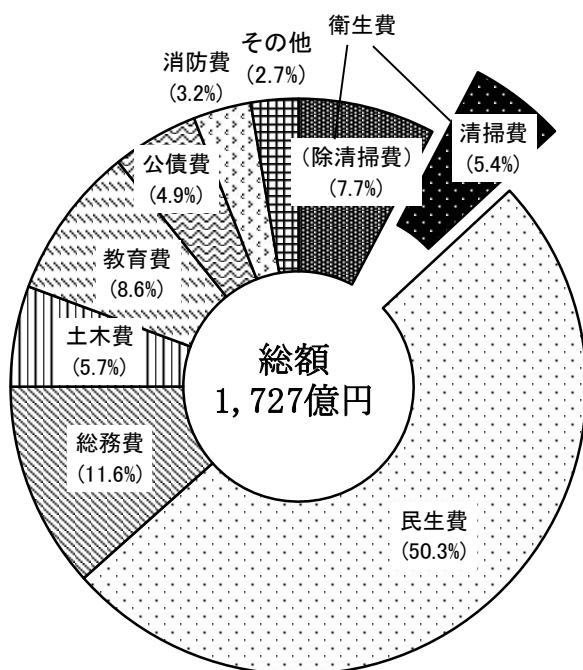
※一般会計決算額。

※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

※浄化槽に係る金額（合併処理浄化槽設置整備事業補助金等）は含まれていません。

一般会計に占める清掃費の割合（令和5年度一般会計歳出決算額）

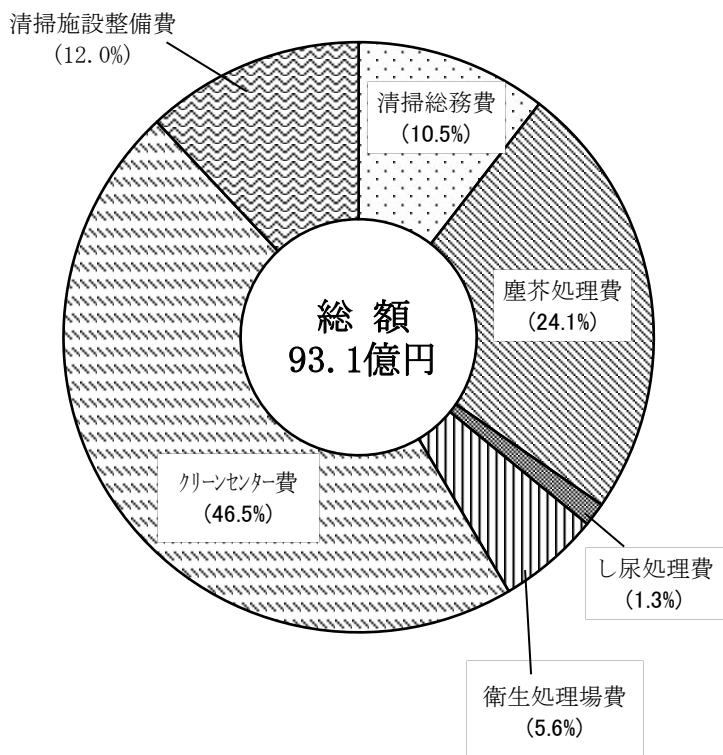
| 款 | 金額(億円) |
|---------|--------|
| 衛生費 | 226 |
| (うち清掃費) | (93) |
| 民生費 | 869 |
| 総務費 | 200 |
| 土木費 | 98 |
| 教育費 | 148 |
| 公債費 | 84 |
| 消防費 | 56 |
| その他 | 46 |
| 合計 | 1,727 |



清掃費の内訳（令和5年度一般会計歳出決算額）

※ 決算額は百万円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

| 目 | 金額(億円) |
|-----------|--------|
| 清掃総務費 | 9.76 |
| 塵芥処理費 | 22.47 |
| し尿処理費 | 1.21 |
| 衛生処理場費 | 5.21 |
| クリーンセンター費 | 43.32 |
| 清掃施設整備費 | 11.15 |
| 合計 | 93.12 |



第2節 ごみ処理原価

廃棄物処理事業では、収集運搬から最終処分に至るまで多くの経費が充てられています。一般廃棄物の処理に係る原価計算（以下、「原価計算」という）は、廃棄物処理事業に対する経済性とその行政効果をみるための資料提供と、廃棄物処理経費と処理量の関係をみるとことによって廃棄物処理手数料等を算定するための資料提供を目的としています。

また、本事業は、ごみ及びし尿等を収集運搬し、それを処理処分するという段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用を大きく「ごみ」と「し尿」に分類したうえで、それぞれを部門ごと（収集運搬・中間処理・最終処分（ごみのみ））に算定しています。

1. 原価計算手法の移行について

（1）原価計算

原価計算とは、ごみ（し尿）を処理する際に年度ごとに要した経費を、単位重量あたりの処理費用として算定するものです。

$$\text{処理原価} = \frac{\text{ごみ（し尿）処理総経費}}{\text{ごみ（し尿）処理総量}} \quad (\text{単位：円／t または円／kℓ})$$

算定した処理原価は、本書への掲載のほか、他自治体の受託処理費、持込手数料の算定等に活用されます。

主な処理原価の算定手法としては、これまで本市が準拠していた社団法人全国都市清掃会議による「廃棄物処理事業原価計算の手引き」に基づく手法と、環境省が策定した「一般廃棄物会計基準」に基づく手法の2種類があります。

環境省では後者について令和3年5月に改訂を行い、全国の自治体が導入するよう普及を促進しております。

（2）原価計算における各手法の特徴

| | 【一般廃棄物会計基準】 (R3.5) | 【廃棄物処理事業原価計算の手引き】 (S54.3) |
|-----------|---|--|
| 処理原価の対象範囲 | 可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源ごみ（紙類分・集団資源回収分・家電4品目分を除く） | 可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ、松戸市受託処理分、衛生処理場汚泥 |
| 特徴 | ① 生活系、事業系に分けて算定 ② 国及び自治体から公表される資料（実態調査、固定資産台帳）で算定 ③ 環境省作成の様式で機械的に算定 | ① ごみの種別ごとに分けて算定 ② 自治体が廃棄物処理事業の費用分析を行うために準拠できる一般基準 ③ 統一基準ではないため自由度が高い |

（3）原価計算手法の移行の契機

平成31年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂が行われ、ごみ処理施設を新設する場合には、一般廃棄物会計基準の導入が交付金の新たな交付要件に追加されたことから、次期クリーンセンター建設に係る一部費用の交付金を申請する場合、同基準による財務書類等を提出する必要があります。

※財務書類 … 原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧表

本市においても、これまで数年間両基準を比較検討してきましたが、上記のとおり一般廃棄物会計基準導入の必要性が生じたため、今年度（令和6年度）から移行することとしました。

なお、本市の固定資産台帳の公表時期の関係上、今年度は令和4年度分の処理原価を算定しました。

2. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費（令和4年度）

令和4年度のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）にかかった総費用は、約58億5,606万円でした。これは、令和4年度一般会計決算額（1,752億円）の約3.3%に相当します。

ごみ処理の総費用を令和4年度の10月1日現在の人口で割って求めた市民1人当たりの負担額は11,896円となり、市税収入から見た市民1人当たりの納税額178,617円の約6.7%にあたります。

なお、令和4年度のごみの中間処理と最終処分にかかる処理処分原価は、表中の（A+B）/Cより、28,554円/tとなりました。

ごみ処理原価の年度別推移総括表（一般廃棄物会計基準）

| 区分 | 年度 | R2 | R3 | R4 | R3→R4増減 |
|-------------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
| 経費 (千円) | 全体 | 5,455,202 | 4,875,825 | 4,970,439 | 94,614 1.9% |
| | 生活系 収集運搬 | 2,533,934 | 2,300,978 | 2,341,307 | 40,329 1.8% |
| | 生活系 中間処理 | 2,511,156 | 2,081,778 | 2,312,729 | 230,951 11.1% |
| | 生活系 最終処分 | 410,113 | 493,069 | 316,403 | -176,666 -35.8% |
| | 事業系 全体 | 884,372 | 820,239 | 885,623 | 65,384 8.0% |
| | 事業系 収集運搬 | 0 | 0 | 0 | 0 - |
| | 事業系 中間処理 | 770,203 | 675,205 | 787,643 | 112,438 16.7% |
| | 事業系 最終処分 | 114,169 | 145,034 | 97,981 | -47,053 -32.4% |
| | 合計 全体 | 6,339,575 | 5,696,064 | 5,856,063 | 159,999 2.8% |
| | 合計 収集運搬 | 2,533,934 | 2,300,978 | 2,341,307 | 40,329 1.8% |
| | 合計 中間処理 | 3,281,359 | 2,756,983 | A 3,100,372 | 343,389 12.5% |
| | 合計 最終処分 | 524,282 | 638,103 | B 414,384 | -223,719 -35.1% |
| ごみ量 (t) | 全体 | 108,214 | 104,744 | 100,993 | -3,751 -3.6% |
| | 生活系 収集運搬 | 104,399 | 101,416 | 97,759 | -3,657 -3.6% |
| | 生活系 中間処理 | 98,232 | 94,999 | 91,820 | -3,179 -3.3% |
| | 生活系 最終処分 ※ | 12,357 | 10,301 | 9,142 | -1,159 -11.3% |
| | 事業系 全体 | 30,129 | 30,812 | 31,271 | 459 1.5% |
| | 事業系 収集運搬 | 0 | 0 | 0 | 0 - |
| | 事業系 中間処理 | 30,129 | 30,812 | 31,271 | 459 1.5% |
| | 事業系 最終処分 ※ | 3,440 | 3,030 | 2,831 | -199 -6.6% |
| | 合計 全体 | 138,343 | 135,556 | 132,264 | -3,292 -2.4% |
| | 合計 収集運搬 | 104,399 | 101,416 | 97,759 | -3,657 -3.6% |
| 原価 (円/t) | 合計 中間処理 | 128,361 | 125,811 | C 123,091 | -2,720 -2.2% |
| | 合計 最終処分 ※ | 15,797 | 13,331 | 11,973 | -1,358 -10.2% |
| | 生活系 全体 | 50,411 | 46,550 | 49,216 | 2,666 5.7% |
| | 生活系 収集運搬 | 24,272 | 22,689 | 23,950 | 1,261 5.6% |
| | 生活系 中間処理 | 25,564 | 21,914 | 25,188 | 3,274 14.9% |
| | 生活系 最終処分 | 33,189 | 47,866 | 34,610 | -13,256 -27.7% |
| | 事業系 全体 | 29,353 | 26,621 | 28,321 | 1,700 6.4% |
| | 事業系 収集運搬 | - | - | - | - - |
| | 事業系 中間処理 | 25,564 | 21,914 | 25,188 | 3,274 14.9% |
| | 事業系 最終処分 | 33,189 | 47,866 | 34,610 | -13,256 -27.7% |
| | 合計 全体 | 45,825 | 42,020 | 44,276 | 2,256 5.4% |
| | 合計 収集運搬 | 24,272 | 22,689 | 23,950 | 1,261 5.6% |
| | 合計 中間処理 | 25,564 | 21,914 | 25,188 | 3,274 14.9% |
| | 合計 最終処分 | 33,189 | 47,866 | 34,610 | -13,256 -27.7% |
| | 世帯数(世帯) | 249,440 | 244,539 | 253,302 | 8,763 3.6% |
| | 1世帯あたりの経費(円) | 25,415 | 23,293 | 23,119 | -174 -0.7% |
| | 人口(人) | 492,118 | 491,411 | 492,275 | 864 0.2% |
| | 1人あたりの経費(円) | 12,882 | 11,591 | 11,896 | 305 2.6% |

※ ごみ量のうち最終処分の欄には、処理後の灰・破碎残渣の量を記載しています。

※ 原価を算出する際の分母とする数値がそれぞれ異なるため、各項目の原価を合計しても全体の原価とは一致しません。

※ ごみ量からは「集団資源回収量」および「家電4品目」を除いています。

※ 令和2年度以降に松戸市から受け入れた廃棄物の処理処分費用は除いています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

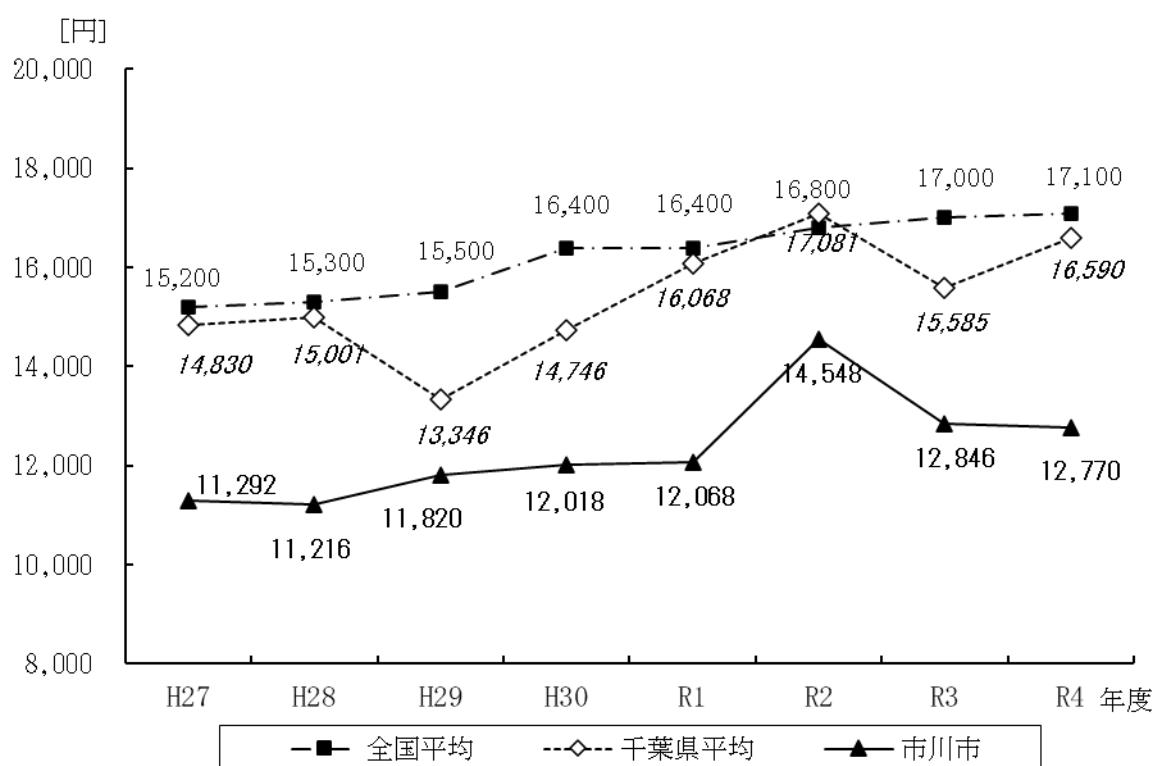
※ 人口・世帯数は各年度の10月1日現在の値（住民基本台帳人口）です。

【参考データ】

市民1人当たりの経費を環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」のデータ（直近データは令和4年度）とともに全国平均、千葉県平均と比べると下図のとおりになります。全国平均及び千葉県平均は上昇傾向が見られますが、市川市の市民1人当たりの経費は、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による令和2年度のピーク以降は減少傾向が続いています。

※ 前ページの市民1人あたりの経費は、経費の総額が処理原価にかかる経費のみとしている（一般職の給与費等の管理費用を含まない）ため、下記グラフの数字とは異なります。

市民1人当たり経費の推移
(全国平均・千葉県平均との比較)



第3節 し尿処理原価

1. し尿処理原価（令和4年度）

令和4年度のし尿の収集運搬経費は約1億1,492万円、中間処理経費は約5億4,611万円でした。

それぞれの処理量から求めた**収集運搬、中間処理に係るキロリットルあたりの処理原価は、**

62,866円（収集運搬原価）+ 8,576円（中間処理原価）= 71,442円となります。

年度別 し尿処理原価の推移(一般廃棄物会計基準)

| 区分 | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | R3→R4増減 | |
|---------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 経費(千円) | 収集運搬 | 131,796 | 114,546 | 114,919 | 373 | 0.3% |
| | 中間処理 | 746,038 | 543,833 | 546,108 | 2,275 | 0.4% |
| | 合計 | 877,834 | 658,379 | 661,027 | 2,648 | 0.4% |
| 1kℓあたりの経費 (円/kℓ) | 収集運搬 | 60,540 | 58,116 | 62,866 | 4,750 | 8.2% |
| | 中間処理 | 10,715 | 8,022 | 8,576 | 554 | 6.9% |
| | 合計(収集+処理) | 71,255 | 66,138 | 71,442 | 5,304 | 8.0% |
| 収集・処理量 (kℓ) | 収集運搬 | 2,177 | 1,971 | 1,828 | -143 | -7.3% |
| | 中間処理 | 69,628 | 67,793 | 63,681 | -4,112 | -6.1% |

<参考資料>

- ◆ 令和6年度一般廃棄物処理実施計画 93
- ◆ 市勢と廃棄物事業のあゆみ 118
- ◆ 環境部の組織 128

◆ 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

令和6年度市川市一般廃棄物処理実施計画

令和6年3月29日告示

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

| 区分 | 主な品目 | 排出量 (t) ^{*1} | | |
|------------|--------------------------------------|----------------------------|--------|---------|
| | | 家庭系 | 事業系 | 計 |
| 1 燃やすごみ | 生ごみ、紙くず、容器包装以外のプラスチック類など | 72,380 | 31,530 | 103,910 |
| 2 燃やさないごみ | 金属類、ガラス類、陶磁器類など | 3,820 | 380 | 4,200 |
| 3 大型ごみ | 寝具、家具、自転車、じゅうたんなど | 3,920 | 170 | 4,090 |
| 4 有害ごみ | 乾電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など | 50 | - | 50 |
| 5 小型充電式電池類 | リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリーなど | 30 | - | 30 |
| 6 | ビン | 飲料、調味料等の空きビン | 2,320 | - |
| 7 | カン | 飲料、缶詰等の空きカン | 1,240 | - |
| 8 | 新聞 | 新聞紙、折り込みチラシ | 780 | - |
| 9 | 雑誌 | 週刊誌、単行本、書籍、雑がみなど | 3,700 | - |
| 10 | ダンボール | ダンボール | 5,640 | - |
| 11 | 紙パック | 牛乳・ジュースの紙パック(アルミ付き紙パックを除く) | 90 | - |
| 12 | 布類 | 古着、タオルなど | 660 | - |
| 13 | プラスチック製容器包装類 | ペットボトル、プラスチックボトル類、ポリ袋など | 6,490 | - |
| 14 | 小型家電 | 携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機など | 10 | - |
| 15 | 剪定枝 | 剪定枝 | 130 | - |
| 小 計 | | 101,260 | 32,080 | 133,340 |
| 集団資源回収物 | ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類 | 3,770 | - | 3,770 |
| 合 計 | | 105,030 | 32,080 | 137,110 |
| 小動物死体 | | | | 3,300体 |

*1 この表における年間排出量の見込みは、次のものを対象とする。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物（不法投棄等に伴い回収するものを含む）
- ・排出者が自ら市川市クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子ども会・PTA等による集団資源回収物

2 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

| 主な事業名 | 事業概要 |
|-------------------|---|
| ごみ減量の普及・啓発 | 3R推進月間である10月にイベント等を開催することで、市民が3Rについて理解する機会の提供や認知度向上を図るとともに、年間を通じて市民に対し、資源物とごみの分別や排出ルールを積極的に周知していく。 また、燃やすごみの減量・資源化を促進させるため、雑がみやプラスチック製容器包装類などの分け方・出し方を市民にPRしていく。 |
| ごみ減量化・資源化協力店制度の活用 | ごみ減量化・資源化協力店制度を活用し、簡易包装の促進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売、資源物の店頭回収、食品ロスの削減等を促進する。 また、市民に対して、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRしていく。 |
| 食品ロスの削減 | 生ごみを減らすために食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」を市民にPRしていくとともに、イベント等や市内ファミリーマート8店舗でフードドライブを開催し、家庭で使われずに余っている未使用・未開封の食品を回収する。あわせて、令和元年度に小学生を対象に行った給食を残さず食べる取り組みを活かし、食品ロスを削減していく。 さらに、家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ堆肥化・減容化容器の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助する。 |
| プラスチックごみの減量 | 令和2年7月に開始された「レジ袋有料化」義務化を受け、マイバッグ運動をさらに促進するとともにマイボトル利用の呼びかけ等により、ワンウェイプラスチックの使用量を削減していく。 また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、更なるプラスチックごみの減量施策を検討していく。 |
| リユースの促進 | 民間のリユースショップに関する情報や市民のリユース行動につながる情報を発信するとともに、市川市清掃公社と連携してリユース促進事業に取り組む。 |
| 大型ごみの有料収集 | 住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用等を促進するため、大型ごみの有料収集を実施する。 |

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

| 主な事業名 | 事業概要 |
|---------------------|---|
| ごみの減量・資源化の啓発 | 排出事業所に対して、ごみの減量・資源化に取り組むよう啓発する。 一般廃棄物収集運搬許可業者に対しても、取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう啓発する。 また、市民や事業者に率先して、ごみ減量・資源化に向けた行動を市役所が実践するとともに、資源化の方法やリサイクル施設等に関する情報を提供する。 |
| 事業用大規模建築物所有者への指導・啓発 | 事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積3,000m ² 以上の特定建築物）の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について指導・啓発する。 |

3 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

| 区分 | | 収集運搬主体 | 収集回数 | 収集運搬量 (t) | | |
|----------|------------------|-----------|-------------------|-----------|--------|--|
| 家庭系一般廃棄物 | 燃やすごみ | 市（直営） | 通常収集 週2回 | 200 | 72,380 | |
| | | 市（委託） | | 71,180 | | |
| | | 排出者(直接搬入) | 必要の都度 | 1,000 | | |
| | 燃やさないごみ | 市（直営） | 週1回※2 | 60 | 3,820 | |
| | | 市（委託） | | 3,360 | | |
| | | 排出者(直接搬入) | 必要の都度 | 400 | | |
| | 大型ごみ | 市（直営） | 必要の都度※3 (戸別収集) | 120 | 3,920 | |
| | | 市（委託） | | 2,000 | | |
| | | 排出者(直接搬入) | 必要の都度 | 1,800 | | |
| | 有害ごみ | 市（直営） | 週1回※2 | 5 | 50 | |
| | | 市（委託） | | 45 | | |
| | 小型充電式電池類 | 市（委託） | 週1回※2 | 30 | | |
| 資源物 | ビン | 市（委託） | 週1回※2 | 2,320 | | |
| | カン | 市（委託） | | 1,240 | | |
| | 新聞 | 市（委託） | 週1回 | 780 | | |
| | 雑誌 | 市（委託） | | 3,700 | | |
| | ダンボール | 市（委託） | | 5,640 | | |
| | 紙パック | 市（委託） | | 85 | | |
| | 布類 | 市（委託） | | 660 | | |
| | プラスチック 製容器包装類 | 市（直営） | 週1回 | 10 | 6,450 | |
| | | 市（委託） | | 6,440 | | |
| | 剪定枝 | 市（委託） | 週1回※2 | 130 | | |

| | | | | | |
|----------|---------|-------------------------|-------|-----------|---------|
| 拠点回収 | 資源物 | 紙パック | 市（直営） | 原則 週1回 | 5 |
| | | ペットボトル | 市（直営） | | 40 |
| | | 小型家電 | 市（直営） | | 10 |
| | | 小計 | | | 101,260 |
| 事業系一般廃棄物 | 燃やすごみ | 排出者(直接搬入) 又は 許可業者 | 必要の都度 | 31,530 | |
| | 燃やさないごみ | | | 380 | |
| | 大型ごみ | | | 170 | |
| | 小計 | | | 32,080 | |
| 合計 | | | | 133,340 | |
| 小動物死体 | | 市（直営）又は 排出者(直接搬入) | 必要の都度 | 3,300体 | |

- ※1 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、通常の収集2回に加え、臨時収集1回を実施する。
- ※2 燃やさないごみ、有害ごみ、小型充電式電池類、ビン、カン及び剪定枝は、同一の収集日に同一車両で収集する。
- ※3 市内に親族等がいないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障がい者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施する。

(2) 家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（1）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入する。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出については、指定袋制を継続する。

ウ 排出方法

(ア) ゴミ集積所収集他

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（1）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守すること。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。

c 大型ごみ

- ・電話やインターネット申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券や、受付番号が記載された紙等を貼付するなどして、指定日の午前8時までに屋外へ搬出する。
(1回につき5点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要)

d 有害ごみ

- ・透明または中身が見える半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

e ピン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

f カン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

g 新聞

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。(折込みチラシの混入可)

h 雑誌

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟む、若しくは紙袋に入れるか雑がみだけをひもで十文字に束ねて搬出する。

i ダンボール

- ・平らにたたんでからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

j 紙パック

- ・中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

k 布類

- ・洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

l プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)

- ・中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・ペットボトルは、キャップとラベルを外し、中を軽くすすいで軽くつぶしてからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。

m 剪定枝

- ・長さ50cm以下に切り、直径30cm以下にひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

n 小型充電式電池類

- ・ビニールテープ等を金属端子部に貼り、電流が流れないよう絶縁処理をしてから、透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所に排出する。

(イ) 抛点回収

排出者は、紙パック、ペットボトル及び小型家電（市が指定する対象品目に限る）を公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参する。

エ 高齢者等世帯ごみ出し支援

令和2年6月から実施している、自らごみ集積所にごみを出すことが困難である高齢者や障がい者等のごみ出しを支援する高齢者等世帯ごみ出し支援を継続します。

オ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できない。

- (ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表3に記載）
- (イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表3に記載）
- (ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物
- (エ) その他家庭廃棄物の収集運搬・処理に著しい支障が生ずるもの

カ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

| 品 目 | 市長の指示 |
|---|---|
| (ア) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機） | 排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に依頼してメーカーが指定した引取場所へ搬入する。 |
| | 排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したもの販売する事業者に回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。 ただし、小型家電回収ボックスに投入可能なノートブック型パソコンについては、同ボックスへの投入による排出も可能なものとする。 |
| | 排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。 |
| (イ) プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。） 消火器 ガソリン、灯油、オイル 自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等） ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、農薬などの薬品 | 排出者は、一般社団法人千葉県LPGガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。 |
| | 排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、販売店（特定窓口）等に引取りを依頼する。 |
| | 排出者は、ガソリンスタンド等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。 |
| | 排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。 |
| | 排出者は、購入した店又はメーカー等に引取りを依頼する。 |

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| (ウ) | 引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物 | その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表3）に従う。 |
| (エ) | その他の排出禁止物 | 排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。 |

キ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出する。

| 在宅医療廃棄物の種類 | | 排出方法等 |
|------------|---------------------------------|--|
| (ア) | 注射器及び注射針等の鋭利なもの | 提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。 |
| | 感染性の危険が高いと判断されるもの | |
| | 使い残して不用となった医薬品類 | |
| (イ) | 針の付いていないチューブ類、カテーテル類 | 汚物はトイレに流した上で、液漏れしないよう措置を行い、一旦ポリ袋か紙袋に入れてから燃やすごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やすごみとして排出) |
| | 腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類 | |
| | ストーマ袋、導尿バッグ | |
| (ウ) | 薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製） | 中身を残さないで、燃やさないごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やさないごみとして排出) |

（3）事業系一般廃棄物

ア 処理方法

事業系一般廃棄物※1（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、市では収集運搬を行わない。事業者は自らの責任において下記の方法で適正に処理しなければならない。

(ア) 事業者が自ら処理する。

(イ) 市川市クリーンセンターでの処分：事業者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を委託する。

(ウ) 一般廃棄物処分業者への処分の委託：事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して運搬する。

※1 従業員等の個人消費に伴って排出されるビン、カン、ペットボトル、弁当ガラ等のプラスチック製包装容器については、事業活動に伴って生じた一般廃棄物として扱わない。また、家庭廃棄物ではないため、ごみ集積所に排出することはできない。処分方法は、事業系一般廃棄物の処分方法を準用すること。

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第24条ただし書の要件※2を満たす事業者については、家庭廃棄物の収集運搬及び排出方法を準用することができる。

※2 条例第24条ただし書の要件（条例施行規則第5条の2）

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。
- (2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おむね5キログラム以下であること。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル^{※3}、食品循環資源、剪定枝等）については、それぞれの品目ごとに分別したうえで、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めること。

なお、市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、資源化が可能なものについては、資源物専用置場への別降ろしを行い、資源化に努めること。

※3 ビン、カン、ペットボトルについては、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表3）を遵守すること。また、クリーンセンターへ搬入したごみに対して展開検査を実施し、搬入不適物の混入を防止する。

エ 適正排出の確保

事業系一般廃棄物の一部については、ルールに違反してごみ集積所に排出している実態があることから、事業系一般廃棄物の適正処理方法に関して、排出事業者への広報・啓発などを行い、適正排出を確保する。

（4）小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターへ搬入する。

（5）収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的として収集運搬業を行う場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を収集運搬する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可をする。

4 適正処分プラン

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

| 廃棄物の種類 | 搬入施設 | 処理区分 | 処理主体 | 処理量 (t) | | 処理方法等 |
|------------------------------|-------------|----------|-------|---------|--|---|
| 燃やごみ | 市川市クリーンセンター | 焼却処理・熱回収 | 市(直営) | 103,900 | | 焼却処理・熱回収する。 |
| 松戸市分 ※ 可燃ごみ | | | | 9,500 | | ※別途、処理前に選別し、資源化するもの |
| 破碎処理後 可燃物 | | | | 1,510 | | 燃やごみから選別 紙類 10 t |
| 小型充電式電池類 中間処理後残渣 (可燃系) | | | | 10 | | |
| ビン・カン 中間処理後残渣 (可燃系) | | | | 100 | | |
| プラ製容器包装類 中間処理後残渣 (可燃系) | | | | 1,800 | | |
| 衛生処理場 脱水汚泥 | | | | 2,090 | | |
| 大型ごみ 可燃系 | | | | 2,810 | | |
| 大型ごみ 不燃系 | | | | | | |
| 燃やさないごみ | | | | | | |
| 小型充電式電池類 中間処理後残渣 (不燃系) | 破碎処理(4種選別) | 市(直営) | | 780 | | 破碎処理し、4種類(鉄・アルミ・可燃物・埋立物)に選別後、鉄・アルミは資源化し、可燃物は焼却処理・熱回収する。 |
| ビン・カン 中間処理後残渣 (不燃系) | | | | 4,150 | | ※別途、処理前に選別し、資源化するもの |
| プラ製容器包装類 中間処理後残渣 (不燃系) | | | | 10 | | 大型ごみから選別 |
| | | | | 280 | | 破碎前金属 420 t |
| | | | | 10 | | 破碎不適物(廃タイヤ等) 10 t |
| | | | | | | 家電4品目 10 t |
| | | | | | | マットレス 60 t |
| | | | | | | 燃やさないごみから選別 |
| | | | | | | 電気コード類 10 t |
| | | | | | | ビン類 40 t |

| | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|----------|-----------|-------|--|
| 有害ごみ | クリーンセンター 市川市 | 資源化 | 市 (委託) | 50 | クリーンセンターで一時保管後、専門業者で処理し、水銀等を回収する。 |
| 小型充電式電池類 | | 資源化 | 市 (委託) | 30 | クリーンセンターで手選別及び一時保管後、専門業者へ配送し、金属資源等を回収する。 |
| ビン | (株)市川環境エンジニアリング 原木事業所 | 資源化 | 市 (委託) | 2,320 | 手選別により生きビンと色別(無色・茶・黒・緑)に選別し、生きビン以外はカレット化して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。 |
| カン | (株)市川環境エンジニアリング 原木事業所 | 資源化 | 市 (委託) | 1,240 | 磁力選別等によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮加工して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。 |
| プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む) | 市川リサイクル事業所 日鉄物流(株) | 資源化 | 市 (委託) | 6,490 | ペットボトルとその他プラスチック製容器包装に選別後、減容・梱包を行い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再商品化事業者へ引き渡す。 異物等の残渣はクリーンセンターへ搬入して処理する。 |
| 剪定枝 | (千葉県千葉市) バイオマスマーサル (株)グリーンアース | 資源化 | 市 (委託) | 130 | 民間処理施設で一定量になるまで分別・積替したうえで資源化施設へ搬出しチップ化等により資源化する。 |
| 破碎残渣 | (秋田県大館市) 秋田(株) エコシステム | 焼却 処理 | 市 (委託) | 400 | クリーンセンターから排出された破碎残渣の一部を焼却処理する。 |

※ 松戸市で発生する家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）の一部を焼却処理する。

※ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

※ 処理量は処理施設への搬入量ベースの値。

※ 従業員等の個人消費に伴って排出されたビン、カン、ペットボトル及び食品循環資源等は、市長が許可した一般廃棄物処分業者等により資源化処理する。

- ※ 破碎不適物（廃タイヤ等）及び家電4品目（家電リサイクル法対象機器）は不法投棄された廃棄物を回収したもの。
- ※ 小動物死体は市川市クリーンセンター内の動物専用焼却施設にて火葬する。

(2) 最終処分方法・処理量の見込み等

| 廃棄物の種類 | 処理区分 | 処理主体 | 搬出先 | 処理量(t) | 処理方法等 |
|--------------------|------|-------|-------------------------------------|-------------------|-------------|
| 焼却残渣 ^{※1} | 最終処分 | 市(委託) | 千葉産業クリーン(株) (千葉県銚子市) | 40 | ※4 9,400 |
| | | | 大平興産(株) (千葉県富津市) | 3,060 | |
| | | | グリーンフィル小坂(株) (秋田県小坂町) | 3,000 | |
| | | | ジークライト(株) (山形県米沢市) | 3,300 | |
| | 資源化 | 市(委託) | ツネイシカムテックス(株) (埼玉県寄居町) | 2,000 | ※5 5,100 |
| | | | 中央電気工業(株) (茨城県鹿嶋市) | 1,000 | |
| | | | メルテックいわき(株) (福島県いわき市) | 300 ^{※6} | |
| | | | 住友大阪セメント(株) (高知県須崎市) (栃木県佐野市) | 1,800 | |
| 破碎残渣 ^{※1} | 最終処分 | 市(委託) | 大平興産(株) (千葉県富津市) | 1,690 | 2,010 |
| | | | グリーンフィル小坂(株) (秋田県小坂町) | 320 ^{※2} | |
| ※1 ※3 反応生成物 | 資源化 | 市(委託) | 有築館クリーンセンター (宮城県栗原市) | 2,060 | 2,300 |
| | | | 三重中央開発(株) (三重県伊賀市) | 240 | |

※1 焼却残渣等の廃棄物はいずれも市川市クリーンセンターから排出するもの。

※2 民間処理施設で焼却処理を経た破碎残渣。

※3 ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を吸着除去した廃生石灰。

※4 焼却残渣の最終処分量9,400tのうち、市川市相当分 8,648 t 松戸市相当分 752t

※5 焼却残渣の資源化量5,100tのうち、市川市相当分 4,692 t 松戸市相当分 408t

※6 300tのうち、100tはメルテック(株)横須賀事業所にて洗浄処理をした後、メルテックいわき(株)にて溶融固化する。

(3) 処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、原則として新規の処分業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的とする場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

5 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源回収品目等 ^{*1}

| 区分 | 資源回収品目等 | | 引渡先等 | 資源回収量 又は引渡量(t) | |
|--------------|----------------------------|--------------|------------|-----------------------|--------|
| 直接資源化 | 新聞 | | 資源回収業者（売却） | 780 | 10,870 |
| | 雑誌 | | | 3,700 | |
| | ダンボール | | | 5,640 | |
| | 紙パック | | | 90 | |
| | 布類 | | | 660 | |
| 施設処理等に伴う資源回収 | ビン・カン 中間処理施設 | ビン | 生きビン | 資源回収業者（売却等） | 110 |
| | | | 無色のビン | 容器包装リサイクル法 再商品化事業者 | 940 |
| | | | 茶色のビン | | 530 |
| | | | その他の色のビン | | 550 |
| | | カン | アルミ缶 | 資源回収業者（売却） | 730 |
| | | | スチール缶 | | 290 |
| | プラスチック 製容器包装類 中間処理施設 | ペットボトル | | 容器包装リサイクル法 再商品化事業者 | 1,000 |
| | その他プラスチック製容器包装 | | | | 3,320 |
| | 剪定枝 分別・積替施設 | 剪定枝 | | 再資源化事業者（委託） | 130 |
| | 市川市 クリーン センター等 | 鉄、アルミ | | 資源回収業者（売却） | 1,630 |
| | | 破碎前金属 | | 資源回収業者（売却） | 420 |
| | | 小型家電 | | 市川市清掃業協同組合 | 10 |
| | | 電気コード類 | | 資源回収業者（売却） | 10 |
| | | 紙類 | | 資源回収業者（売却） | 10 |
| | | ビン類 | | 再資源化事業者（委託） | 40 |
| | | 破碎不適物（廃タイヤ等） | | 再資源化事業者（委託） | 10 |
| | | マットレス | | 再資源化事業者（委託） | 60 |
| | | 乾電池、蛍光管等 | | 再資源化事業者（委託） | 50 |
| | | 家電4品目 | | メーカー指定引取場所 | 10 |
| | | 小型充電式電池類 | | メーカー指定引取場所 | 10 |
| 集団資源回収 | | ビン | 資源回収業者 | 780 | 3,770 |
| | | カン | | 320 | |
| | | 新聞 | | 910 | |
| | | 雑誌 | | 810 | |
| | | ダンボール | | 860 | |
| | | 紙パック | | 5 | |
| | | 布類 | | 85 | |

*1 この他に焼却残渣の一部及び反応生成物（廃生石灰）を民間処理施設において路盤材等に再生利用する。

(2) 集団資源回収事業

自治会、子ども会、PTA等、市民による自主的な資源回収活動を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、回収容器の貸し出し、奨励金の交付等の支援を行う。

(3) 余熱利用施設整備・運営事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を指定管理者により運営している。

この施設は平成15年11月より「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PF1法)に基づき、施設の設計から建設・運営までを民間事業者が行うBOT方式で実施しており、令和4年8月末にその事業期間が終了し、施設等は本市へ譲渡された。

PF1事業契約終了後は、指定管理者制度により民間事業者が有するノウハウを活用し、市民ニーズに沿ったサービス提供を継続していく。

【施設概要】

| | |
|------|---|
| 施設名称 | クリーンスパ市川 |
| 所在地 | 市川市上妙典1554番地 |
| 敷地面積 | 6, 461 m ² |
| 施設規模 | 4, 611. 96 m ² (鉄骨造2階建て) |
| 事業者 | 市川ウェルネスサポートーズ 代表者 セントラルスポーツ株式会社 |
| 施設内容 | ○プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティースペース等 |
| 供用開始 | 平成19年9月 |

6 市民参加・情報共有プラン

| 主な事業名 | 事業概要 |
|---------------------|---|
| 市川市廃棄物減量等推進審議会の開催 | 一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、各方面からの幅広い視点による意見を求める。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など15名) |
| じゅんかんパートナー制度の活用 | 5Rの取組みの普及やごみ集積所の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担う市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進する。 |
| 清掃行政協力者表彰の実施 | 資源回収活動及び地域清掃等の実施により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、PTA、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰する。 |
| 広報いちかわによる情報発信 | 市民の5R意識の向上や市民によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、本市の清掃行政の取組みや分別の実施状況の検証等についての特集記事やごみ減量・資源化に役立つ情報を「広報いちかわ」に掲載する。 |
| 市公式webページによる情報発信 | ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市公式webページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図る。 |
| じゅんかんニュースの発行 | 「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの内容やごみ・3R関連のホットニュースをまとめた「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧する。 |
| スマートフォンアプリの配信 | 資源物とごみの分別方法やごみの収集日に関する情報を市民に分かりやすく提供し、ごみの排出に関する市民の利便性を向上することを目的に、スマートフォンアプリで情報発信する。 |
| 市川市じゅんかん白書の作成・公開 | 令和5年度における一般廃棄物処理、資源化の実績等をまとめ、いちかわじゅんかんプラン21の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表する。 |
| 資源物とごみの分別ガイドブック等の配布 | 家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方等をまとめた「資源物とごみの分別ガイドブック」や「市川市ごみ収集日カレンダー」を市外からの転入世帯を中心に配布するとともに、公共施設に配架する。 |
| 施設見学会の開催 | ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての市民の理解を促進していくため、市川市クリーンセンター・リサイクル施設の見学会を、感染症等を考慮した上で開催する。 |
| 説明会等の開催 | 「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会や各種団体に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行うほか、児童や園児を対象とした教室も行う。 |

7 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

ア 各処理施設

(ア) 燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの中間処理施設

| | | |
|------------|---------------|--|
| 施設名 | 市川市クリーンセンター | |
| 所在地 | 市川市田尻 1003 番地 | |
| 稼働開始年月 | 平成 6 年 4 月 | |
| 焼却処理 施設 | 処理形式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| | 処理能力 | 600 t / 24 h (200 t / 24h × 3 炉) |
| 破碎処理 施設 | 処理形式 | 衝撃せん断併用回転式(横型) |
| | 処理能力 | 75 t / 5 h |
| | 選別種類 | 4 種選別【鉄（資源化）・アルミ（資源化）、可燃物（焼却処理）、鉄・アルミを除く不燃物（最終処分）】 |

(イ) ビン・カンの中間処理施設

| | | |
|-------|---|--|
| 施設名 | (株)市川環境エンジニアリング 原木事業所 | |
| 所在地 | 市川市原木 3004 番地 | |
| 取扱廃棄物 | ビン、カン | |
| 内 容 | 中間処理（選別・圧縮） | |
| 処理能力 | 139.0 t / 日 (ビンの選別 109.8 t / 日) (カンの選別・圧縮 29.2 t / 日) | |

(ウ) プラスチック製容器包装類の中間処理施設

| | | |
|-------|------------------------------|--|
| 施設名 | 日鉄物流(株) 市川リサイクル事業所 | |
| 所在地 | 市川市上妙典 1618 番地 1 | |
| 取扱廃棄物 | ペットボトル及びプラスチック類 | |
| 内 容 | 中間処理（選別・減容・梱包） | |
| 処理能力 | 39.2 t / 日 (4.9 t / h × 8 h) | |

(エ) 焼却灰の中間処理施設

| | | |
|-------|-----------------------------|--|
| 施設名 | 泉工業(株)市川リサイクルセンター | |
| 所在地 | 市川市二俣新町 22 番 1 | |
| 取扱廃棄物 | 燃え殻、ばいじん | |
| 内 容 | 中間処理（選別・破碎） | |
| 処理能力 | 640 t / 日 (40 t / h × 16 h) | |

イ 市内の民間処理施設

(市及び他市区町村で処理・資源化ができない一般廃棄物の受入施設)

(ア) 固形燃料 (R P F) への資源化施設

| | |
|-------|---------------------|
| 施設名 | 株式会社環境エンジニアリング 行徳工場 |
| 所在地 | 加藤新田 212 番地 |
| 取扱廃棄物 | 可燃ごみ・資源ごみ |
| 内容 | 中間処理(破碎・選別・造粒) |
| 処理能力 | 120 t / 日 (圧縮固形) |

(イ) 廃家電リサイクル施設

| | |
|-------|------------------------|
| 施設名 | 株式会社ハイパーサイクルシステムズ 本社工場 |
| 所在地 | 東浜 1 丁目 2 番地 4 |
| 取扱廃棄物 | 廃家電製品 |
| 内容 | 中間処理(破碎) |
| 処理能力 | 760 t / 日 |

(ウ) 食品残渣リサイクル施設

| | |
|-------|------------------------|
| 施設名 | 株式会社農業技術マーケティング 行徳飼料工場 |
| 所在地 | 本行徳 2554 番 63 |
| 取扱廃棄物 | 食品残渣 |
| 内容 | 中間処理(破碎・乾燥・発酵) |
| 処理能力 | 85 t / 日 |

(エ) 産褥汚物等処理施設

| | |
|-------|---------------------|
| 施設名 | 株式会社市川胞衣社 |
| 所在地 | 本行徳 1338 番地 |
| 取扱廃棄物 | 胞衣、産褥汚物、生理用汚物、動物の死体 |
| 内容 | 中間処理(焼却) |
| 処理能力 | 0.8 t / 日 |

(オ) 木くず等チップ化施設

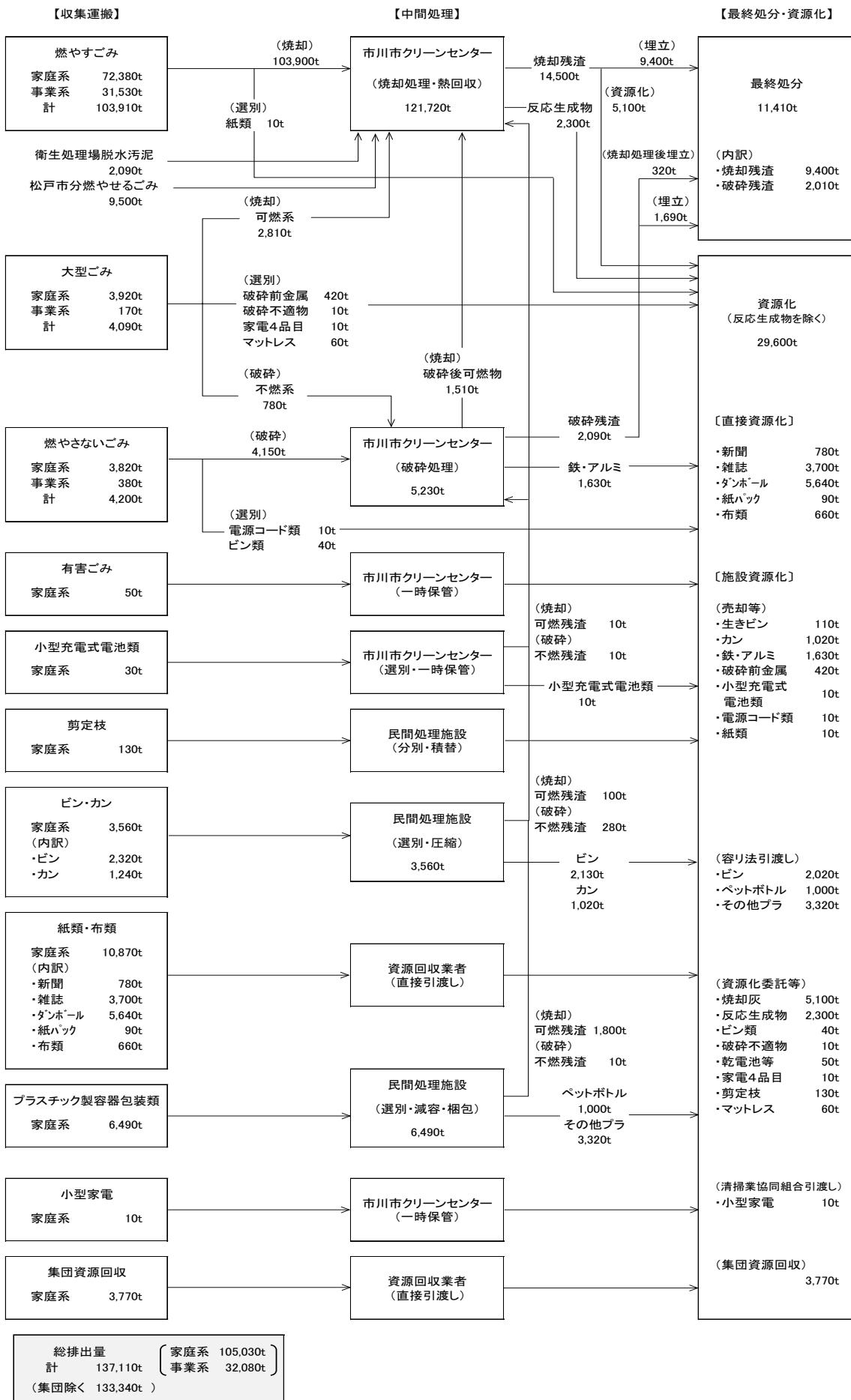
| | |
|-------|---------------|
| 施設名 | 木材開発株式会社 |
| 所在地 | 本行徳 2554 番 13 |
| 取扱廃棄物 | 木くず |
| 内容 | 中間処理(破碎) |
| 処理能力 | 360 t / 日 |

(2) 次期クリーンセンター整備事業

市川市クリーンセンターの老朽化に伴い、現クリーンセンターの隣地に新たな施設を整備する計画を策定し、環境影響評価などの手続きや各調査は終了している。建設事業費の高騰により平成30年11月に事業の延期を決定したが、令和4年度より次期クリーンセンターの整備事業を再開した。

現在、令和12年度の稼働開始を目指し、事業者選定業務を実施している。

8 ごみ処理フロー



III 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

| 区分 | | 収集運搬主体 | 収集頻度 | 収集量 (kℓ) | | |
|-------|--------|--------|------------|----------|-------|--|
| し尿 | 一般家庭等 | 市(委託) | 定期又は申込みの都度 | 1,700 | 2,460 | |
| | 仮設トイレ等 | 許可業者 | 申込みの都度 | 760 | | |
| 浄化槽汚泥 | | 許可業者 | 浄化槽清掃実施の都度 | 60,900 | | |
| 合 計 | | | | 63,360 | | |

(2) 収集運搬方法等

- ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排出する。
- イ 一般家庭、店舗、事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が委託した業者のパキューム車により定期的(月1回又は2回)に収集し、市川市衛生処理場へ搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市が委託した業者により収集する。
- ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者(別表2)に収集運搬を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。
- エ 净化槽を管理している者(浄化槽管理者)は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上(全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上)実施します。
- オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者(別表2)に収集を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。
- カ 搬入禁止物
ディスポーザー(生ごみ粉碎機)汚泥のうち、浄化槽汚泥等の処理に著しい支障が生じるものは、市川市衛生処理場に搬入することができない。

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

| 廃棄物の種類 | 処理主体 | 処理量 (kℓ) | 処理方法等 |
|------------------|-------|----------|--|
| し尿 ・ 浄化槽汚泥 | 市(委託) | 63,360 | 市川市衛生処理場において処理します。 なお、処理水は公共用水域(通称二俣川) へ放流します。 |

(2) 中間処理後の脱水汚泥の搬出先・運搬量の見込み等

| 廃棄物の種類 | 運搬主体 | 搬出先 | 運搬量 (t) |
|---------|-------|-------------|---------|
| 脱水汚泥 ※1 | 市(委託) | 市川市クリーンセンター | 2,090 |

※1 (1) の処理後の脱水汚泥

(3) 脱水汚泥の中間処理方法及び最終処分方法・処分量の見込み等

脱水汚泥は、市川市クリーンセンターで燃やすごみ等と混合して焼却処理・熱回収する。

なお、最終処分方法・処理量の見込み等については、II ごみ処理実施計画 4 適正処分プラン(2) 最終処分方法・処理量の見込み等に含む。

(4) 処分業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、既存の処理体制での処理を基本とするため、原則として処分業の許可はしない。

3 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

| | |
|--------|--|
| 施設名 | 市川市衛生処理場 |
| 所在地 | 市川市二俣新町15番地 |
| 稼動開始年月 | 平成12年4月 |
| 処理方式 | 主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離+活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機(遠心分離式+横型加圧スクリュープレス式) |
| 処理能力 | 242kℓ /日 |

(2) 処理施設の運営について

衛生処理場は、老朽化等により、今後、設備機器の更新等の維持管理コストの増加が見込まれ、市の財政負担も大きくなっていることから、運転管理、保守維持管理、用役管理など施設全般を民間事業者が包括的に運営する長期責任包括運営委託を行う。

(委託期間：平成30年4月1日から令和8年3月31までの8年間)

4 普及啓発等

(1) 下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行う。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽（5～10人槽）の転換設置費（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの入替えで建築確認が伴わない転換設置）の一部を補助する。（令和6年度設置見込数：2基）

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、市川市公式Webサイトやパンフレット等による啓発を行う。

別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

| No. | 業者名 | 所在地 | 引越しごみ | 事業系ごみ |
|-----|-----------------|-------------------|-------------|-------|
| 1 | (有)市川企業 | 南大野1-9-26-2F | — | ○ |
| 2 | (株)石井興業所 | 曾谷3-7-2 | — | ○ |
| 3 | (株)光伸清運 | 曾谷6-30-2 | ○ | ○ |
| 4 | 大市産業(株) | 大野町3-1696 | ○ | ○ |
| 5 | (株)市川環境エンジニアリング | 田尻2-11-25 | ○ | ○ |
| 6 | (有)京昇産業 | 柏井町1-1263-7 | ○ | ○ |
| 7 | (有)田島清掃 | 妙典1-9-12 | ○ | ○ |
| 8 | (株)国分運輸 | 大野町1-56-3 | ○ | ○ |
| 9 | (有)三穂興業 | 大野町2-595-4 | ○ | ○ |
| 10 | (株)マツカゼ | 曾谷1-31-24 | ○ | ○ |
| 11 | (有)三橋サービス | 大野町4-2846 | ○ | ○ |
| 12 | (有)藤城清掃サービス | 国分2-7-2 | ○ | ○ |
| 13 | (有)伸興環境 | 須和田1-23-10 | ○ | ○ |
| 14 | 千葉建設(株) | 押切20-3 | ○ | ○ |
| 15 | (株)大進功業 | 八幡6-7-14 | ○ | ○ |
| 16 | 第一優美(有) | 大和田5-15-17 | ○ | ○ |
| 17 | (有)及川建材興業 | 大野町2-959 | ○ | ○ |
| 18 | 千葉ロードサービス(株) | 南八幡3-7-3 | ○ | ○ |
| 19 | (株)曾谷造園土木 | 曾谷3-9-5 | ○ | ○ |
| 20 | 立建建設(株) | 大野町2-1849 | ○ | ○ |
| 21 | 日本サービス(株) | 塩焼3-2-10-102 | ○ | ○ |
| 22 | (株)建総 | 原木3-18-9 | ○ | ○ |
| 23 | (株)JR東日本環境アクセス | 東京都台東区東上野3-4-12 | 事業所限定 | |
| 24 | (有)鈴木商店 | 鎌ヶ谷市初富160-51 | 事業所限定 | |
| 25 | 京葉ロードメンテナンス(株) | 東京都中央区新富1-5-5 | 高速道路施設限定 | |
| 26 | (有)市川胞衣社 | 若宮3-30-13 | 胞衣等限定 | |
| 27 | (株)丸幸 | 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-5-38 | 食品残渣限定 | |
| 28 | 千葉産業クリーン(株) | 銚子市小浜町2950 | 事業所限定 | |
| 29 | 鐵光商事(株) | 八幡3-23-14 | 木くず等・食品残渣限定 | |
| 30 | 千葉テクノサービス(株) | 千葉市若葉区高根町1062-1 | 寝藁限定 | |
| 31 | (株)清五郎運送 | 浦安市猫実3-16-9 | 浦安市分廃家電搬入限定 | |
| 32 | (株)グリーンアース | 堀之内3-21-1 | 木くず等限定 | |
| 33 | (株)リティック | 神奈川県横浜市都筑区池辺町1588 | 木くず等限定 | |
| 34 | (公財)市川市清掃公社 | 二俣新町13-1 | 市事業限定 | |

別表2 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

【し尿】

| No. | 業者名 | 所在地 | 備考 |
|-----|-------------|----------|----|
| 1 | (公財)市川市清掃公社 | 二俣新町13-1 | |

【浄化槽汚泥】

| No. | 業者名 | 所在地 | 備考 |
|-----|---------------|----------------|----|
| 1 | (公財)市川市清掃公社 | 二俣新町13-1 | |
| 2 | 株矢切衛生社 | 松戸市下矢切706 | |
| 3 | 株市川環境エンジニアリング | 田尻2-11-25 | |
| 4 | 株ヒット | 東京都墨田区両国4-19-2 | |
| 5 | 株エイケン | 船橋市米ヶ崎町729 | |
| 6 | 京葉管理事業(株) | 柏市大津が丘1-46-8 | |
| 7 | 株建総 | 原木3-18-9 | |
| 8 | 株市川衛生管理センター | 曾谷6-30-2 | |

別表3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

| 区分 | 条件 |
|---------------------------------------|--|
| 燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など) | (1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。 (2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。 (3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。 (4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。 (5) 資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。 (6) 産業廃棄物を混入しないこと。 |
| 燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類) | |
| 大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど) | |
| 有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計など) | |

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

| | 品目 |
|---|--|
| 1 | 家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機） |
| 2 | 使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン） ※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外 |
| 3 | 廃自動二輪車（原動機付自転車を含む） |

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

| | 廃棄物の種類 |
|----|--|
| 1 | 爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等） |
| 2 | 引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等） |
| 3 | 感染の危険性のあるもの（注射針等） |
| 4 | 有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等） |
| 5 | 著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等） |
| 6 | 液状のもの（廃油、ペンキ等） |
| 7 | 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの |
| 8 | 自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等） |
| 9 | ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く） |
| 10 | その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの |

3 市川市クリーンセンターへの持込みの受入れ日時については次のとおりとする。

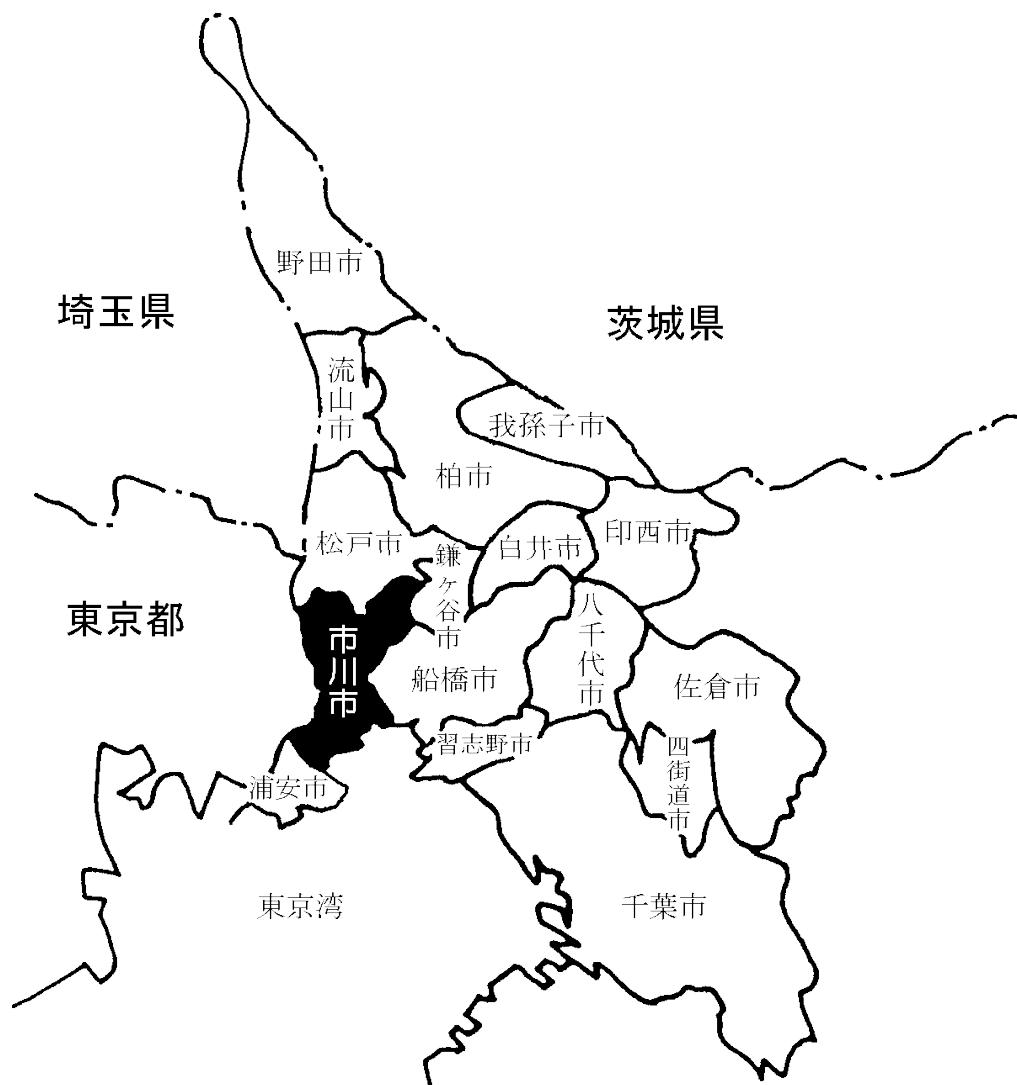
- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可業者車両(ごみ収集車)を除く、市川市民・市内事業者のごみ持込みの受付は、月曜日から土曜日の午後1時から午後4時までとする。但し、繁忙期として市川市クリーンセンターが指定した日については、この限りではない。
- (2) 休業日は、日曜日・祝日・年末年始とする。年末年始については、原則として「市川市の休日を定める条例」第1条(3)によるものとする。

◆ 市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市域は東西が約8km、南北が約13km、面積は 56.39km^2 で、地形は、北部一帯は標高20mを越える台地となっていますが、南部に向かってやや傾斜し、標高2~3mの平坦な低地が広がっています。

都心から20km圏に位置し交通の便が良いことなどから、住宅都市として発展しており、臨海部の埋立地には企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



| | |
|---------|-----------------------|
| 人 口 | 497,394人 |
| 世 带 数 | 249,520世帯 |
| 世帯当たり人数 | 1.99人／世帯 |
| 面 積 | 56.39km^2 |
| 人 口 密 度 | 8,820人／ km^2 |

(令和5年10月1日現在)

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|-----------|-----|--|
| 昭和 9年度 | その他 | ・ 市制施行 (11月) |
| 21年度 | ごみ | ・ 掃除巡視員制度 を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施(6月) |
| 23年度 | その他 | ・ 衛生課発足 (6月) |
| 25年度 | ごみ | ・衛生班7班を編成し「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施(4月) |
| 29年度 | ごみ | ・柏井町2丁目に 柏井塵芥焼却場 (バッチ式、処理能力18t/日) 完成 (2月) |
| | し尿 | ・16社の許可業者により、し尿収集運搬開始(7月) |
| | その他 | ・明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され「 清掃法 」が 制定 される(4月) ・「 市川市清掃条例 」 制定 (10月) |
| 36年度 | ごみ | ・柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設 (2月) |
| | し尿 | ・大野町2丁目地先にし尿貯溜場を設置(11月) |
| 37年度 | ごみ | ・各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、他の地域は週2回の 定期収集を開始 (3月) ・犬猫死体焼却場を南八幡に設置(3月) |
| | その他 | ・ 清掃課発足 (10月) |
| 38年度 | し尿 | ・大町地先にし尿貯溜場を設置(7月) |
| 39年度 | ごみ | ・柏井塵芥焼却場(50t/日)増設 (3月) |
| | し尿 | ・二俣新町に衛生処理場建設着工(11月) |
| | その他 | ・部制施行に伴い経済衛生部に所属(4月) |
| 40年度 | し尿 | ・清掃第2係を設けし尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置(9月) ・ 衛生処理場 竣工 (200kℓ/日) (3月) |
| 42年度 | し尿 | ・し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託(11月) |
| | その他 | ・「 市川市清掃条例 」全面改正(9月) |
| 43年度 | し尿 | ・衛生処理場増設(100kℓ/日) (3月) |
| | その他 | ・清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離(4月) |
| 44年度 | その他 | ・「 空地に係る環境衛生の保全に関する条例 」 制定 (12月) |
| 45年度 | ごみ | ・民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始(6月) ・清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始 (12月) |
| | その他 | ・都市計画ごみ処理場として都市計画決定(12月) ・「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 制定 (12月) |
| 46年度 | ごみ | ・ 粗大ごみ収集を開始 (年6回) (7月) |
| | その他 | ・環境衛生部に部名変更(10月) ・「 市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 」 制定 (3月) |
| 47年度 | ごみ | ・仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工(7月) |
| | し尿 | ・衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成(10月) |
| | その他 | ・保健衛生部に部名変更(1月) |
| 48年度 | ごみ | ・柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止 (12月) |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|---|
| | し尿 | ・「市川市汲取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定(10月) |
| 49年度 | ごみ | ・ごみの分別収集一部地区で試行実施(4月) ・粗大ごみ破碎処理施設着工(10月) ・西浜清掃工場竣工(450t/日)(12月) ・市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集開始(12月) |
| | し尿 | ・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始(4月) ・衛生処理場(100kℓ/日)増設(3月) |
| | その他 | ・機構改革により保健衛生部から「清掃部」として独立し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場の体制に変更(10月) |
| 50年度 | ごみ | ・西浜清掃工場粗大ごみ破碎処理施設竣工(60t/5h)(4月) ・粗大ごみ、月1回の集積所収集開始(4月) |
| | その他 | ・市民サービスの向上、収集運搬の効率化、近代化を図るため、 財団法人市川市清掃公社設立 (6月) ・市川市清掃公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。(6月) |
| 51年度 | ごみ | ・柏井塵芥焼却場解体(10月) |
| | し尿 | ・衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成(3月) |
| 52年度 | ごみ | ・一部の自治(町)会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始 |
| | し尿 | ・下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿取集運搬手数料の無料化を実施(4月) |
| 53年度 | その他 | ・機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更(4月) |
| 54年度 | その他 | ・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置(5月) ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行(9月) |
| 55年度 | ごみ | ・ 最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始 (5月) ・ 集団資源回収開始 (7月) ・最終処分を民間業者に全量委託開始(1月) |
| | その他 | ・ 「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定 (10月) |
| 56年度 | ごみ | ・ 空きビンの月1回集積所収集開始 (集団資源回収地区を除く)(8月) |
| | し尿 | ・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定(4月) |
| | その他 | ・ 「市川市環境美化条例」制定 (7月) |
| 57年度 | ごみ | ・粗大ごみ戸別収集を申込み制にて一部地区で開始(7月) |
| | し尿 | ・浄化槽汚泥処理手数料有料化実施(5月) |
| 58年度 | し尿 | ・ 「浄化槽法」公布 (5月) |
| 59年度 | ごみ | ・環境汚染を未然に防止するため、 廃乾電池(筒型)を有害ごみとして週1回の分別収集を開始 (4月) ・空きビン収集を月2回に増加(4月) |
| | その他 | ・「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定(3月) |
| 60年度 | ごみ | ・有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始(8月) |
| 61年度 | ごみ | ・駅前広場周辺の道路等の清掃業務を(財)市川市高齢者福祉事業団に委託開始(4月) |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|-------|-----|--|
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により清掃部となり、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、業務課を清掃業務課とし、清掃工場建設準備室を新設（7月） |
| 62年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・燃えないごみ（直営収集分）の中間処理を民間業者に一部委託開始（7月） |
| 63年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・定期収集後の集積所周辺の巡回及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業者に委託開始（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」策定（10月） |
| 平成元年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン（タイトル「シェイプアップ市川」「ごみを減らして」）を開始 |
| 2年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月） ・空きビン収集地区を市域の7割地区に拡大すると共に空きカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・粗大ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・（仮称）市川市クリーンセンター建設工事着工（9月） ・牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を作成（10月） ・庁内で紙ごみの回収を開始（3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月） |
| 3年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・空きビン、空きカン回収を市内全域に拡大（4月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月） |
| 4年度 | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月） ・「市川市生活排水対策推進計画」策定（3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月） |
| 5年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止協力員制度を廃止（4月） ・廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー）設置（42名）（7月） ・市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼動開始（11月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」と並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」と並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」施行（7月） |
| 6年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター稼働開始（4月）（焼却施設600t/day、不燃・大型ごみ破碎施設75t/5h） ・ごみの収集方法の一部変更（プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみへ）（4月） ・JR総武線を境に燃えるごみの収集ブロックを2地区に変更（4月） |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|--|
| | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・フロンガス回収（対象は冷蔵庫とエアコン）開始（4月） ・市川市クリーンセンター見学会開始（5月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計52名）（7月） ・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大（10月） ・清潔で、明るく、緑豊かで住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言（11月） ・旧清掃工場解体取り壊し着工（12月） ・「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」策定（3月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」策定（10月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場名称変更と組織替・施設広報係、化学技術係（公害防止の強化）の新設（4月） |
| 7年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員10名増員（計62名）（7月） ・旧清掃工場解体取り壊し完了（1月） ・「ごみ処理と資源化物処理に係る基本方針」策定（3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市リサイクルプラザの開設（6月） ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定（11月） ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」施行（12月） |
| | | |
| 8年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員10名増員（計72名）（3月） ・「市川市分別収集計画」策定（10月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集運搬手数料有料化を実施（10月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設（4月） ・市川都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（12月） |
| | | |
| 9年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル及び紙パックの拠点回収開始（4月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計82名）（7月） ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定（3月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・新衛生処理場建設着工（9月）（スクラップアンドビルト方式） ・旧衛生処理場施設の撤去開始（11月） |
| | | |
| 10年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問（11月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申（1月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」制定（6月） ・「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」を制定（1月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正（3月）（大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正） |
| | | |
| 11年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝葉のチップ化開始（4月） ・「第2期市川市分別収集計画」策定（6月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施（10月） ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始（11月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止（4月） ・新衛生処理場竣工（3月） |
| | | |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|---|
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称（4月） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言（4月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正（5月） ・市川市クリーンセンター ISO14001の認証を取得（2月） |
| 12年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始（5月） ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設（6月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工（9月） ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付（11月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・新衛生処理場供用開始（4月） ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行（4月） ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行（1月）。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備（5-6月） |
| 13年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止（4月） ・市川市クリーンセンター灰固化形化施設整備工事着工（6月） ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施（7月） ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置（8月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成（9月） ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始（10月） ・買物袋持参運動をモデル地区で開始（10月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行（4月） ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行（4月）（5月） ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）策定（ごみ処理編・生活排水処理編）（3月） ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得（3月） |
| 14年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター灰固化形化施設整備工事完成（4月） ・「第3期市川市分別収集計画」策定（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区139名）（7月） ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」を販売開始（1袋40リットル型）（8月） ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」を全市域で開始（10月） ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表（12月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市生活排水対策推進計画（二次計画）を策定（3月） |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|---|
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため、環境部と清掃部を「環境清掃部」に組織改正。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合（4月） ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」施行(5月) ・市川市クリーンセンター I S O 14001更新審査（2月） |
| 15年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載（4月） ・買物袋持参運動推進検討会発足（7月） ・ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始(7月) ・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布（11月） ・リサイクルショップ「あある」閉館（3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市土砂等の埋め立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正（6月） ・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクル開始（10月） ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正（12月） ・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則」一部改正（12月） |
| 16年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法対象品目（冷凍庫）の追加に伴い、市受入廃止(4月) ・市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始 ・市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：189円／10kg（4月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区149名）（7月） ・市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足（7月） ・市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 ・じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始（10月）（10月） ・従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して配布（3月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により環境衛生課を廃止、清掃事業課に統合（4月） ・組織改革により清掃事業課の事業系ごみを、新設した廃棄物対策課へ（4月） ・組織改革により衛生処理場をクリーンセンターに統合（4月） ・二輪車リサイクルシステム（業界による自主的取り組み）開始（10月） ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」完全施行（1月） ・京都議定書発効（2月） |
| | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・早朝収集を開始（4月） ・第4期「市川市分別収集計画」策定（6月） ・アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始（10月） ・リサイクルプラザで販売家具等の有料配達を開始（10月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・‘ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005’を開催（8月） ・市川市クリーンセンター I S O 14001第2回更新審査（2月） |
| 18年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止（4月） |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置（4月） 燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更（6月） 容器包装リサイクル法の一部改正（6月） 廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区259名）（7月） 事業系ごみ(一般廃棄物)実態アンケート調査実施（市内6,000事業所）（2月） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進課を資源じゅんかん政策課へ名称変更（4月） |
| 19年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> 学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施（4月） 「第5期市川市分別収集計画」策定（6月） 余熱利用施設（クリーンスパ市川）オープン（9月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開（4月） 環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定（6月） 環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定（3月） |
| 20年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> eモニターによる「ごみの処理とリサイクルに関するアンケート」を実施（6月） 家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（3年間）で委託（10月） 燃やすごみの特別収集（ハッピーマンデー収集）を開始（10月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置補助の対象を高度処理型のものに限定（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 組織改革により資源じゅんかん政策担当を循環型社会推進担当へ名称変更（4月） 組織改革により清掃事業課の環境衛生を自然環境課へ（4月） |
| 21年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> 特定家庭用機器再商品化法対象機器（液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機）の追加に伴い、市受入廃止（4月） 市、(社)市川市医師会、(社)市川市歯科医師会、(社)市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で、在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定を締結（11月） ビン、カンの中間処理を民間業者に委託（2月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）改定 ごみ処理編（9月） 生活排水処理編（3月） |
| 22年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> 「第6期市川市分別収集計画」策定（6月） 雑がみ回収モデル事業を一部地域で実施（9,10月） 市川市クリーンセンターの延命化工事を開始（9月） 市川市クリーンセンターがISO14001の認証登録を返上（2月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 組織改革により自然環境課を廃止、環境衛生を環境保全課へ（4月） |
| 23年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> 旭市の災害廃棄物を受け入れ（8月） 市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：210円／10kg（10月） 家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（5年間）で委託（2月） 燃やさないごみ、有害ごみの収集車をパッカー車から平ボディー車へ変更（2月） 家庭ごみの収集曜日を一部変更（2月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を、単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置のみとした（4月） |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|------|-----|---|
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により課名を清掃施設担当から清掃施設課に変更（4月） ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、じゅんかん堆肥の製造を停止 ・市川市リサイクルプラザが移転のためJR総武線高架下での運営を終了、循環型社会推進課分室を廃止（3月） ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止（3月） |
| 24年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンターの電気供給を新電力会社（PPS）より購入（8月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市リサイクルプラザを南八幡分庁舎に移転（4月） ・組織改革により廃棄物対策課を廃止、循環型社会推進課と統合（4月） |
| 25年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・「第7期市川市分別収集計画」策定（6月） ・小型家電の拠点回収を開始（11月） ・市川市クリーンセンター延命化工事完成（3月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生処理場に新型脱水機を導入し、クリーンセンターでの脱水汚泥の焼却を開始（3月） |
| 26年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンターの余剰電力を新電力会社（PPS）へ売却（4月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市とし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定を締結（3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により清掃施設課を廃止、クリーンセンターと統合（4月） ・市川市リサイクルプラザを閉館（3月） |
| 27年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）改定 ごみ処理編（5月） ・「次期クリーンセンター施設整備基本構想」を策定（1月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を衛生処理場で開始（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により清掃施設設計画課を新設（4月） ・（公財）市川市清掃公社が「リサイクルプラザ市川」を開設（4月） |
| 28年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・「第8期市川市分別収集計画」策定（6月） ・「次期クリーンセンター施設整備基本計画」を策定（3月） ・スマートフォン用「ごみ分別アプリ」の運用開始（10月） ・「資源物とごみの分け方・出し方リーフレット」を市民に全戸配布（1-3月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等による土砂の埋立て、盛土及び堆積事業の許可及び指導監督に関するについて、環境部 環境保全課へ（4月） |
| 29年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみの収集回数を週3回から週2回へ、燃やさないごみ・有害ごみ、BIN・カンの収集回数を週1回から月2回へ変更（4月） ・家庭ごみの収集運搬を清掃業協同組合及び資源回収協同組合へ一括契約で委託（4月） ・「市川市清掃業・資源回収協同組合ごみ収集コールセンター」を設置（4月） ・生ごみの堆肥化容器購入費補助制度の対象にミニ・キエーロを追加（8月） |
| 30年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市災害廃棄物処理基本計画」策定（11月） ・小型家電の拠点回収対象品目にノート型パソコンを追加（9月） |
| | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市衛生処理場の運営を、直営方式から長期責任包括運営委託方式に移行（4月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のカラス |

| 年度 | 区分 | 内 容 |
|-------|-----|---|
| | | <p>被害の防止等に関する条例」施行（1月）</p> <p>・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）改定 生活排水処理編（3月）</p> |
| 令和元年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カンの収集回数の変更（7月） ・剪定枝の分別収集を開始（7月） ・松戸市と家庭系一般廃棄物の処理に関する協定を締結（7月） ・山武郡市環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・鋸南地区環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・南房総市の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・鋸南町の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月～12月） ・大型ごみのインターネット受付及び処理手数料のLINE Pay支払いを開始（10月） ・富津市の災害廃棄物（可燃物）を受入（10月～12月） ・館山市の災害廃棄物（可燃物）を受入（10月～1月） ・長生郡市広域市町村圏組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（11月～2月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により清掃部を環境部に統合。環境政策課と自然環境課を廃止、生活環境整備課を新設。課名を環境保全課から生活環境保全課に、清掃施設計画課から新クリーンセンター建設準備課に変更。各課の所管業務の見直しを実施。（4月） |
| 2年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみの臨時収集を実施（6月～） ・要介護者、障がい者等を対象に「ごみ出し支援」を開始（6月） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・新クリーンセンター建設準備課から環境エネルギー施設整備課に変更（4月） |
| 3年度 | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生処理場での習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を終了（3月） |
| 4年度 | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・市川市クリーンセンター余熱利用施設のPFI（BOT）方式による事業が終了。指定管理者制度による管理が開始（10月～） |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）施行（4月） |
| 5年度 | ごみ | <p>・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）改定 ごみ処理編（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安市の不燃ごみ、粗大ごみを災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定に基づき、受入開始（5月～） ・クリーンセンターの焼却炉稼働停止に伴い、可燃ごみを近隣自治体や民間企業に搬出し処理を委託（10月～11月）。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により課名を循環型社会推進課から総合環境課、環境エネルギー施設整備課からクリーンセンター建設課に変更（4月） |

◆ 環境部の組織

令和6年4月1日現在

○組織・人員 130人（156人）

※（ ）内は再任用職員を含めた人数

| | |
|----|---|
| 部長 | 1 |
| 次長 | 2 |

| | | | |
|-------|--------|-------------|------|
| 総合環境課 | 19（19） | 課長 | 1 |
| | | 廃棄物計画グループ | 5（5） |
| | | エネルギー戦略グループ | 6（6） |
| | | 環境施策推進グループ | 7（7） |

| | | | |
|-------|--------|----------|------|
| 自然環境課 | 13（15） | 課長 | 1 |
| | | 自然共生グループ | 7（7） |
| | | 行徳野鳥観察舎 | 0（2） |
| | | 動物愛護グループ | 5（5） |

| | | | |
|---------|--------|--------------|------|
| 生活環境保全課 | 18（18） | 課長 | 1 |
| | | 水質・土壤グループ | 8（8） |
| | | 大気・騒音・振動グループ | 9（9） |

| | | | |
|-------|--------|-------------|--------|
| 清掃事業課 | 33（41） | 課長 | 1 |
| | | 資源化減量啓発グループ | 9（10） |
| | | 収集グループ | 23（30） |

| | | | |
|-------------|------|--------|------|
| クリーンセンター建設課 | 7（7） | 課長 | 1 |
| | | 建設グループ | 6（6） |

| | | | |
|----------|--------|------------|--------|
| クリーンセンター | 37（53） | 所長 | 1 |
| | | 副参事 | 1 |
| | | 管理グループ | 8（10） |
| | | 設備技術グループ | 7（7） |
| | | 破碎プラントグループ | 8（15） |
| | | 焼却プラントグループ | 12（19） |

令和6年4月1日現在

○事務分掌

総合環境課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。
- (4) 環境調整会議に関すること。
- (5) 市の施設に係る環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- (7) 生物多様性いちかわ戦略に関すること。
- (8) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- (10) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (11) 公益財団法人市川市清掃公社との連絡に関すること。
- (12) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (13) 再生可能エネルギーに関すること。
- (14) 環境啓発及び環境学習（廃棄物に係るものを除く。）に関すること。
- (15) 環境部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (16) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

自然環境課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び再生に関すること。
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく登録、許可等及び野生生物の対策に関すること。
- (4) 緑に係る啓発及び協働の推進に関すること。
- (5) 行徳鳥獣保護区に係る県との連絡調整に関すること。
- (6) 行徳野鳥観察舎に関すること。
- (7) 森林環境譲与税基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (8) 狂犬病予防に関すること。
- (9) 家庭動物の適正飼養等の啓発等に関すること。
- (10) ドッグランに関すること。
- (11) 犬猫いのちの基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

生活環境保全課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関すること。
- (3) 環境保全協定の締結に関すること。
- (4) 公害防止に係る助成に関すること。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関すること。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関すること。
- (7) アスベスト対策に関すること。
- (8) 環境の調査及び研究に関すること。
- (9) 第2号から前号までに掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (10) 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積事業の許可及び指導監督に関すること。

- (11) 生活排水対策に関すること。
- (12) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道等に関すること。
- (13) ねずみ族及び衛生害虫対策に係る受託業者の指導監督に関すること。

清掃事業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみ及び資源物の収集運搬及びその受託業者の指導監督に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (4) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (5) 産業廃棄物の処理に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) ごみの集積場所等に関すること。
- (7) 廃棄物の不法投棄及び不適正排出に関すること。
- (8) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- (9) 犬、猫その他の動物の死体の収集運搬に関すること。
- (10) し尿の収集運搬に関すること。
- (11) 空地の雑草除去に関すること。
- (12) 環境啓発及び環境学習（廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

クリーンセンター建設課

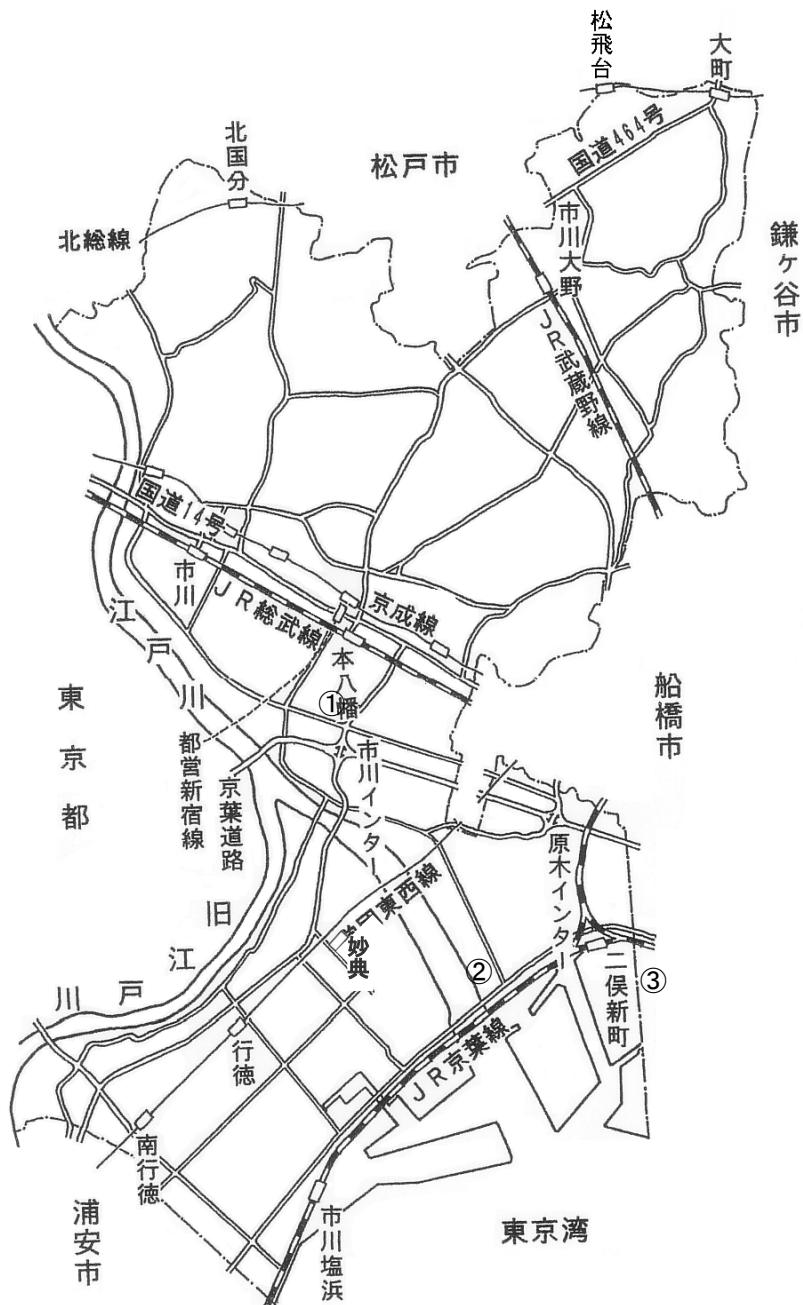
- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の計画及び調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 資源物の中間処理に係る受託業者の指導監督に関すること。
- (3) センターの見学者への広報啓発に関すること。
- (4) ごみの計量及び搬入調整に関すること。
- (5) 焼却炉、破碎機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関すること。
- (6) 発電及び電気の供給に関すること。
- (7) 電気、機械設備等の保守点検に関すること。
- (8) 焼却残さ等の処分に関すること。
- (9) 衛生処理場に関すること。
- (10) センターの維持管理に関すること。
- (11) 余熱利用施設に関すること。

・浄化槽に関するこ（（浄化槽清掃業の許可及び指導監督を含む）については、下水道部河川・下水道管理課が担当。

○施設配置



令和6年4月1日現在

| | 課名・施設名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---|-------------|--------------------|--------------|
| ① | 総合環境課 | 南八幡2-20-2（市役所第2庁舎） | 047(712)6305 |
| | 自然環境課 | | 047(712)6307 |
| | 生活環境保全課 | | 047(712)6310 |
| | クリーンセンター建設課 | | 047(712)6304 |
| | 河川・下水道管理課 | | 047(712)6358 |
| ② | 清掃事業課 | 田尻1003番地 | 047(712)6301 |
| | クリーンセンター | | 047(328)2326 |
| ③ | 衛生処理場 | 二俣新町15番地 | 047(327)0288 |



キラリン・ピカリーン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一掃したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年を作成しました。

〒272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号
(市川市役所第2庁舎)

市川市 環境部 総合環境課

TEL:047(712)6305

FAX:047(712)6320

この冊子の本文用紙は古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています。